

大正六年九月十四日第三種郵便物認可・昭和十六年三月廿五日印刷納本・昭和十六年四月一日發行（毎月一回一日發行）

建築と社會

4

日本建築協會

第24輯第4號
昭和16年4月1日



ルーフィング・フェルト公定價格

昭和15年10月15日

種 別	要 項	重 量	面 積	製 造 業 者 販 賣 價 格	卸 賣 業 者 販 賣 價 格	小 販 業 者 販 賣 價 格
アスファルト ルーフィング		20匁	21平方米	圓 4.70	圓 5.20	圓 5.70
		25匁	ク	5.85	6.45	7.10
		30匁	ク	7.05	7.75	8.50
アスファルト フェルト		10匁	ク	3.15	3.47	3.80
タ ー ル フ ェ ル ト		10匁	42平方米	2.85	3.14	3.45

イ、本表價格ハ、ストレートアスファルト又ハコールタールノ浸透量原紙重量ノ80%以上ノモノノ價格トス

ロ、製造業者及卸賣業者販賣價格ハ買主店先渡價格トス
但シ樺太、朝鮮、臺灣、南洋群島、關東洲、滿洲又ハ支那向ノ場合ニ於テハ賣主最寄港船積渡價格トス

ハ、包裝費及荷造費ハ賣主負擔トス

(砂付便利瓦及特許ギルソイド共從來通り)



三星印砂付便利瓦・三星印ルーフィング及フェルト
專賣特許ギルソイド防水工事責任施工(陸屋根地下室)
アスファルト應用各種加工品・床舗工事三星サイドリユーム
耐火・耐熱・防音・保温・一石綿代用品一 三星岩綿各製品

大阪田島應用化工株式會社

營 業 所 大阪市北區中之島五丁目三〇

電話土佐堀 { 1323
5682
6221
7294

田島應用化工株式會社
三星産業株式會社

日本岩綿工業株式會社
三星セメント工業株式會社

日本木材化學工業株式會社
合資會社宮城アスファルト研究所

會 告

四 月 見 學 會

二月は山崎方面神社、茶室、洋蘭温室及邸宅を三月は奈良方面佛閣史蹟を見學し共に天候に恵まれ有意義な半日を過しましたが、四月は神戸市内の工場見學と寺院志士の古跡等を訪ねる事と致します。何卒下記要領により奮而御申込あらん事を。

一、時 四月十二日(土) 午後二時三十分集合(晴雨不論)

一、集 合 所 トキワ合板株式會社

神戸市林田區御崎本町三丁目(道順ハ出席申込者ニ詳報ス)

一、見 學

(イ) トキワ合板會社工場 (ベニヤ製作工程)

(ロ) 能福寺と永福寺 (大佛と維新志士瀧善三郎正信の跡を訪ふ)

一、申 込 往復はがき(返信表裏共白紙)四月九日迄申込の事

一、交 通 費 總 て 自 辨

見學先附近に就て

- 清 盛 塚 集合所に至る市電松原通一丁目停留所前にあり。
養和元年十二月清盛死すや圓實法眼遺骨を携へ來たり葬しなりと、其後北條七代執權平貞時石塔を造る十三層、境内琵琶塚あり琵琶の名手平經正の墓なりと云ふ。
- トキワ合板工場 は一部指定なるも當日は差支なき範圍内に於て特に見學を許されたるもの詳細は當日の説明に譲る。
- 能福寺の大佛 傳教大師開基にて大師自作の樂師如來安置、明治二十四年竣工、露佛にて御身二丈八尺慈眼溫容稀に見る傑作と云はる。
- 永 福 寺 維新の志士瀧善三郎正信が當時岡山藩主池田侯勤番の途イギリス、フランス人を槍殺し後此寺にて切腹せるは有名な話にて彼等が如何に皇國精神と其武威を發揮せしかを物語、現時我樞軸と英米フランスの状況を見一沫の關聯を想はしめ、志士を弔ひ當時を偲ぶも亦意義深き事ならん乎。
當寺には其際使用の槍及辭世の句などあり曩に世界の歌手バーナードショウなども茲に參詣せる寺なり。
- 尙集合前時間に餘猶ある方は須磨寺一の谷の舊蹟を訪ね折柄盛りであらう櫻花の觀賞も興あらん。
- 本見學は普通賛助員を除く。
- 代人参加お斷り會員章は必ず着用の事、御持参なき方は當日集合所にて御求めあり度し。

會員各位に御願

各位益々御清祥奉賀候陳者一昨年來三年計畫を以て會員倍加運動の儀樹立され各位の熱心なる御協力により過去二ヶ年間に於て相當成績を擧げたるも尙所期の目的貫徹には甚だ遼遠の感あり、茲に第三年を迎へし吾々は最後の努力に邁進いたし居候も、何分幹事のための微力にては到底此大事を達する事難く候條此際會員各位の一層の御援助を得て成果を收め度存じ候。就ては本會愛護と斯界發展のため是非各位一名宛の新入會者御勧誘の上御紹介相煩し度懇願いたし候

社團法人	日本建築協會會長	片岡	安
同	會勢幹事會幹事長	谷民	藏

會告

職員辭職ノ件

庶務係	書記	山内	潔水
編輯係	書記	石田	雅美

以上兩名三月三十一日限り依願解傭ス

囑託採用ノ件

小板常男

以上三月十日附ヲ以テ編輯事務ヲ囑託ス

建 築 と 社 會

第24輯 第4號 昭和16年4月發行

四 月 號

目 次

最近の住宅政策.....	大村巳代治... (1)
家族の生長と住宅規準.....	諫早信夫... (4)
住宅基本空間に對する一考察.....	西山卯三... (9)
庶民住居の一試案.....	大下順三郎... (16)
これからの住宅と生活用具.....	豊口克平... (20)
國民住宅へ女性としての希望.....	竹内さく... (26)
防火改修問題.....	板井公威... (27)

大阪の茶室・4・一心寺八窓の席.....	岡田孝男... (32)
----------------------	--------------

☆紫 烟 室☆

江北建築の點描.....	富田清... (35)
--------------	-------------

☆古 建 築 新 抄☆

四國の建築.....	藤原義一
------------	------

☆新 建 築 欄☆

同潤會此花住宅（大阪）田中氏の商店と住宅（大阪）Y氏邸（兵庫縣・武庫の莊）これからの住宅と生活用具（豊口克平）

會 報.....	(37)
----------	------

後 記.....	(47)
----------	------



特高各種配電盤・繼電器
油入遮斷器・特高器具
電氣計器・保安裝置一式

町	眞	門	郡	河	北	府	大	社	本
町	眞	門	郡	河	北	府	大	工	本
目	丁	通	野	川	東	市	大	場	十
丁	二	町	松	濱	芝	京	東	所	三
城	京	府	福	區	古	京	東	張	十
邊	大	京	新	京	屋	東	東	所	三
					天	京	東	張	十
						天	京	張	十



澎湃として隆興する殷賑産業地帯へ、急激にして過度なる人口集中から、都市の空家は著しく減少し、加ふるに建築資材の昂騰、品廻りの不圓滑、さては勞力の不足などから、新築の家屋まで減少し、住宅の絶對數の不足を現出するに及び、都市はこの未曾有の住宅難を如何にして解決すべきか、焦眉の問題に苦惱してゐる。

その爲か、今議會を住宅營團法及び貸家組合法が通過、制定され、近く住宅營團も本年度3萬戸建設を目指してその事業を大々的に開始するとの報あり、誠に喜ばしき次第にて、その健全なる發達をのぞんでやまない。こゝに紹介するは今迄勞務者住宅の大量建設を事業として來に同潤會の最近の建設にかゝるもので、又、大阪市に於いては最初の仕事とも云ふべき「此花住宅」の二三の例である。これは某社の依頼にて、某社關係の勞務者を收容するためのものにして、關西の風習に従ひ、2戸建住宅、立體住宅、連續住宅（4戸建）の3型式のもの合せ約130戸が建設されてゐる。プランの種類は約20種もあるが、何れも大同少異で、以下示す個々の例に依り概略その全貌をうかがふ事が出来る。



同 潤 會 此 花 住 宅

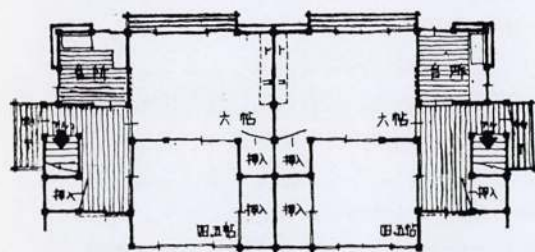
（大阪市此花區西島町）



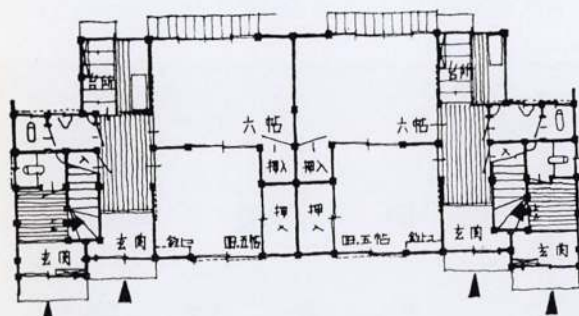
同潤會・此花住宅・1・

この住宅は、同潤會で云ふ處の立體住宅——所謂、重層住宅である。大阪市では大分以前から市營住宅に採用されてゐる型であり、もつと詳しく云へば階上階下別々に入口があり、又、便所も別々に付いてゐて階上の人も階下の人に何等わずさはれる處なく住めると云ふ家である。

即ち、プランに見る様に北入玄関で、玄関が二つ並んでゐる。階上の方の玄関が小間中でつばつてゐるが、それでも判然と區別を付ける爲に、階下の方には門ならびに塀がついてゐる。左の方が階上の家の玄関で、玄関廣間のすぐ右わきに2階に上る階段があり、又その正面に便所がある。居間は兩方共6帖に4帖半その他に各々臺所がある。



第2階平面圖・第2階・・19.266坪



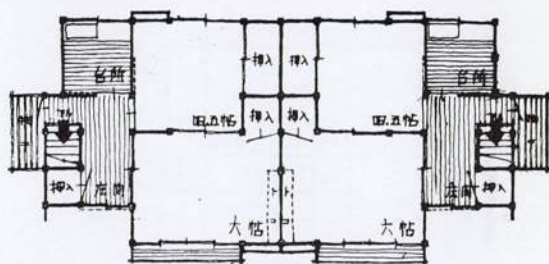
第1階平面圖 (縮尺1:200)・第1階・・24.23坪



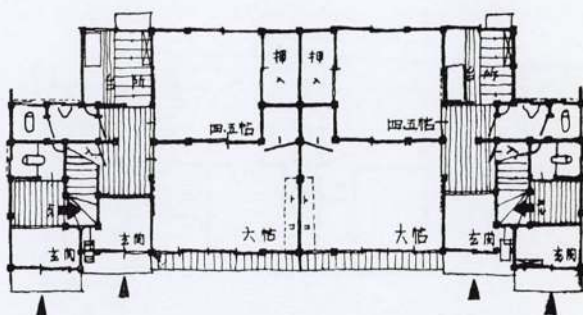
同潤會・此花住宅・2・

此も同じく立體住宅であるが、南入玄関になつてゐるので、室の配置が前例の逆になつてゐる。即ち6帖と4帖半が逆に配置されて6帖が南面してゐる。階上でも同様に6帖が南面し肘掛窓がとられてゐる。尚、階上の人の爲に物干が設けられてゐる。

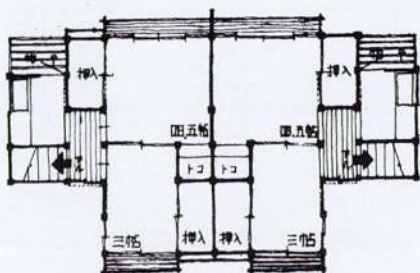
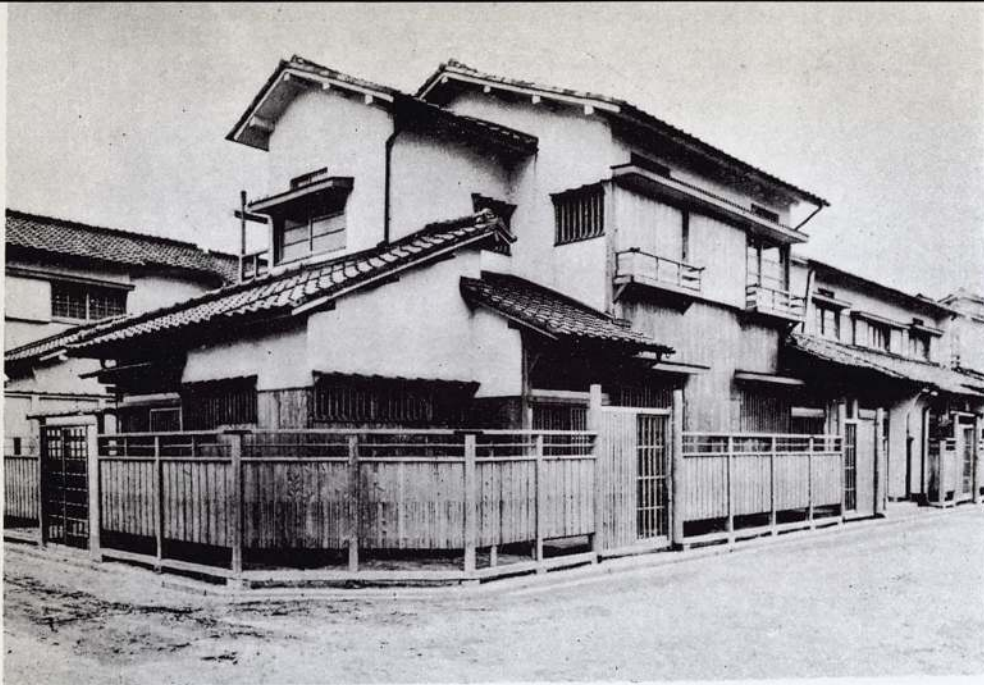
前例と共に、防空建築規則の適用を受けて、屋根軒裏から妻壁まで大壁で塗りごめになつてをり袖壁も要所々々にとられてゐる。



第2階平面圖・第2階・・19.26坪



第1階平面圖 (縮尺1:200) 第1階・・24.23坪



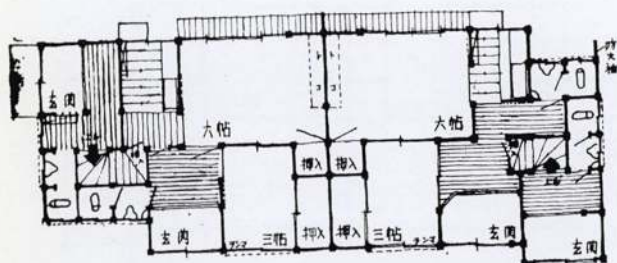
第2階平面圖・第2階..15.626坪

同潤會・此花住宅・3・

これも立體住宅であるが、角敷地のために一方の入口が横の道路に設けられてゐる。居室は同じく階下が6帖に3帖、階上が4帖半に3帖、臺所は夫々にあり、便所は階下に夫々まとめられてゐる。

×

前例に於いてもさうであつたが、隣家との境が壁一重であるのは考へなければならぬ問題である。殊にその主室が——夫婦の居室寢室であるべき部屋が、隣合せになつてゐるのは、あらゆる場合に不都合が生じる。又便所、臺所などは他の部屋に比べて緩燃焼地帯であるときくし、家の外側の燃焼は何としてゞも防げるから、この意味からでも2戸の境にかゝる部屋を配るべきでなからうか。



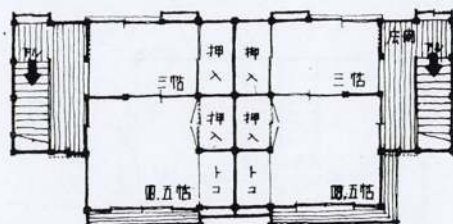
第1階平面圖 (縮尺 1:200)・第1階..24.283坪



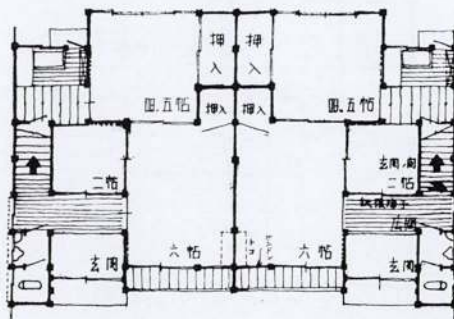
同潤會・此花住宅・4・

これは普通の2戸建であるが、階段、便所などが玄関部に集結してゐるので、階上を他の家族に貸す場合でも、階下のプライバシーが保たれるので都合がよい。

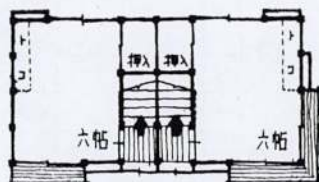
南入玄関で、南側に6帖北に4帖半それに續いて臺所がある。玄関板間と臺所の間にタ、ミ2帖敷の部屋があるが、これは実際には使へるものでなく前述の階上への通路を考へてか、2帖と遠慮してゐるが、板の間を含めて3帖としてはどうか。その方がよりよく使用されるのでなからうか。階上の4帖半に到る廊下も多少冗漫な感じがする。



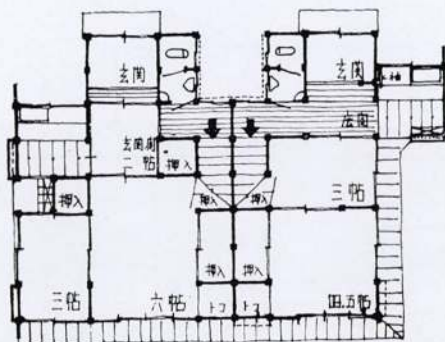
第2階平面圖・第2階..14.766



第1階平面圖 (縮尺 1:200) ・第1階..24.142坪



第2階平面圖・第2階..8.82坪



第1階平面圖(縮尺1:200)・第1階..20.555坪

同潤會・此花住宅・5・

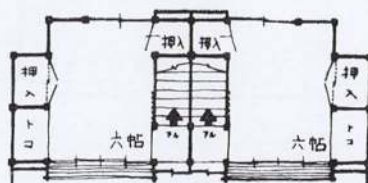
2戸建北入玄関である。他に比べて小ぢんまりしたもので階下が4帖半、3帖、階上が6帖計3室から出来てゐる。

平面をみるに北側の入込の多いのはどうであらうか、玄関があるためにさうなつたのかもしれないが、其上兩方の玄関の屋根の架け方まで變つてゐる。かゝる程度のもものではもつと外形もコンパクトに手法も簡単にすべきであらう。殊に大量に建設する場合その必要が多い。又西の方の家の3帖2帖の押入の取り方は苦しく、一考する必要がある。

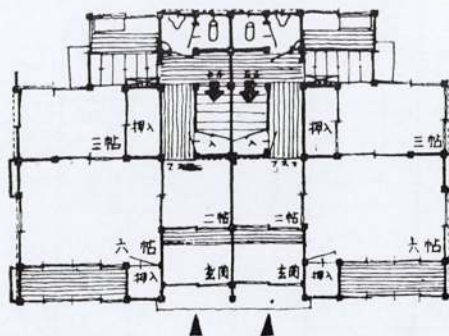


同潤會・此花住宅・6・

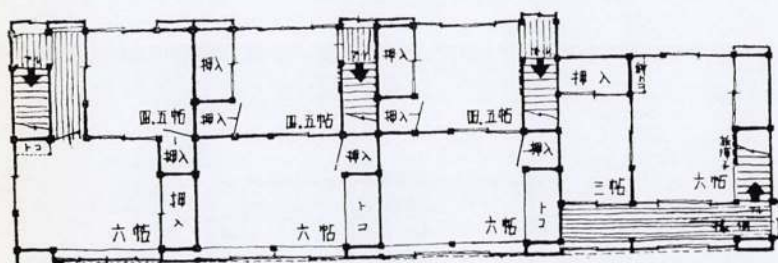
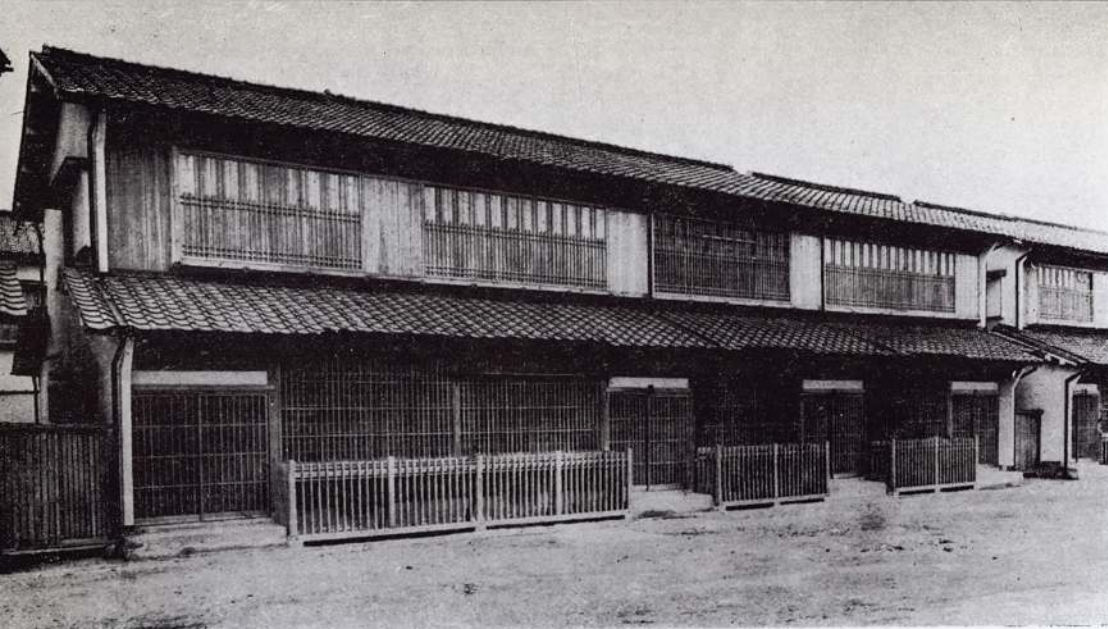
南入玄関2戸建である、階下は6帖3帖2帖、階上は6帖と正則的な配置である。先例に少し記した様に隣家との境に便所、階段或は玄関、2帖を配したことは、隣家からの話聲を防ぐ事にもなり、賞すべきである。たゞ階段の位置が階上から便所への交通を考へたのであらうが、これはむしろ逆にして玄関より上る事にした方がよくはないか、又今迄のものには主室の外部に縁側がみられなかつたがこれは降雨の際困る事が多いので必ず付けねばならない。その點この主室6帖の外部には縁側の付いてゐるのは、1段と進歩した處にて嬉しい。思ふに、これからの住宅のプランはこゝいらを基準として改良を加へて欲しいものである。



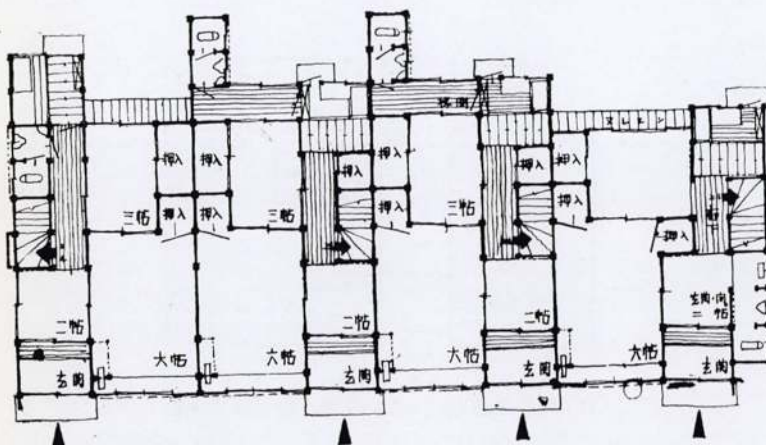
第2階平面圖・第2階..10.472坪



第1階平面圖 (縮尺 1:200)・第1階..25.254坪



第1階平面図 (縮尺1:200)



第2階平面図

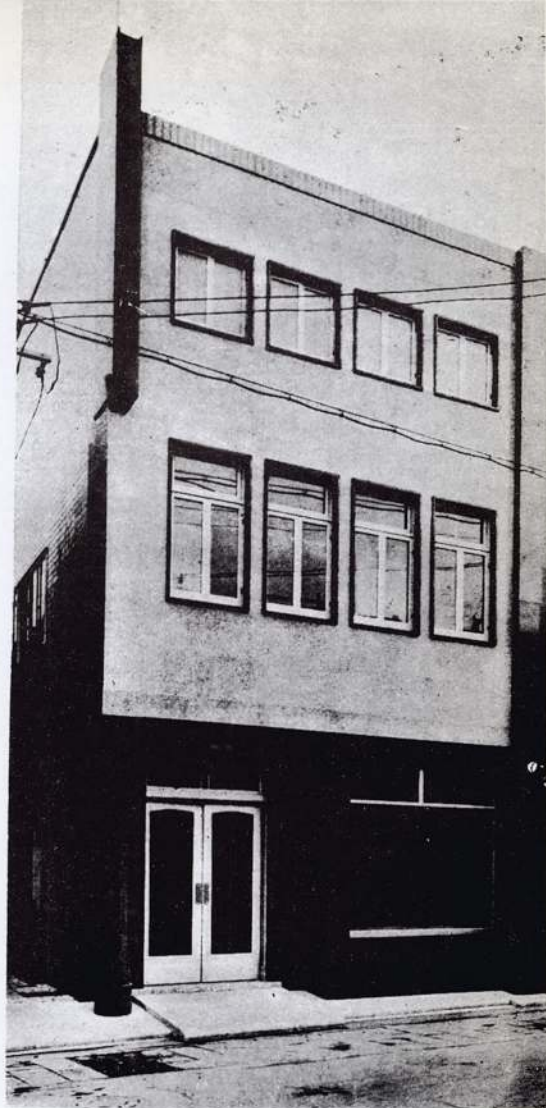
同潤會・此花住宅・7・

最後に關西特有な連續住宅(長屋)を紹介しよう。これは同潤會としては手を付けられた恐らく最初のものであらうと思ふ。平面をみるに中の2軒は從來のものと何等變りなく(通り庭でなく臺所が獨立してゐるのは1段の進歩である。)左右兩端のものに多少の新味を見出す。

	第1階	第2階
	坪	坪
左より 1.	10.871	8.26
2.	11.746	8.268
3.	11.746	8.268
4.	10.870	6.890
計	45.233	31.624

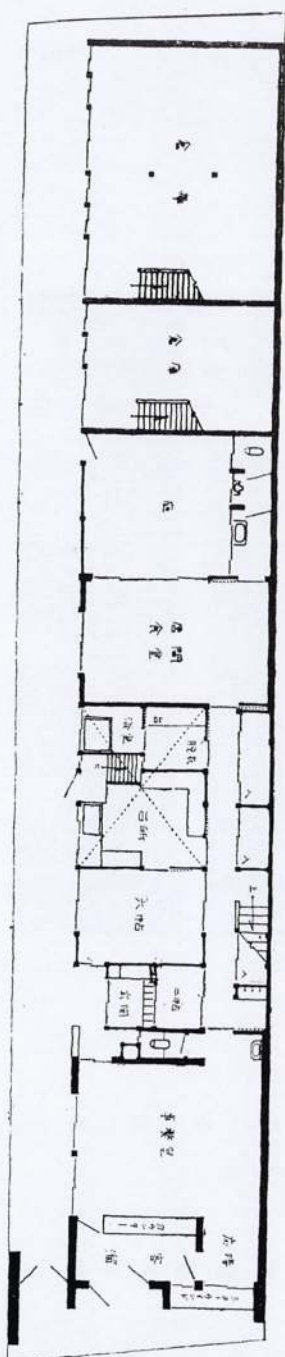
田中氏の商店と住宅

設計・中西六郎建築事務所

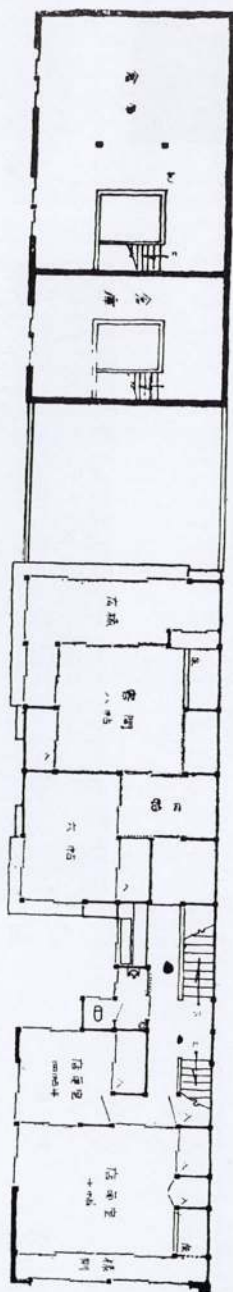


店舗外觀

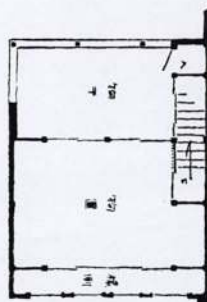
正面外壁は萬成り本磨き張り、旗塔及底下は黒御影、兩側タイル張り仕上げ



第1階平面圖 (縮尺1:202)



第2階



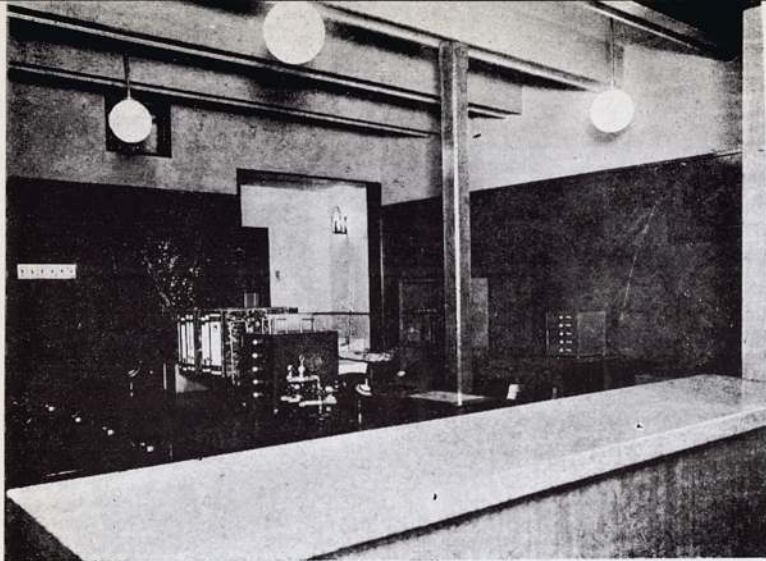
第3階

本家 倉

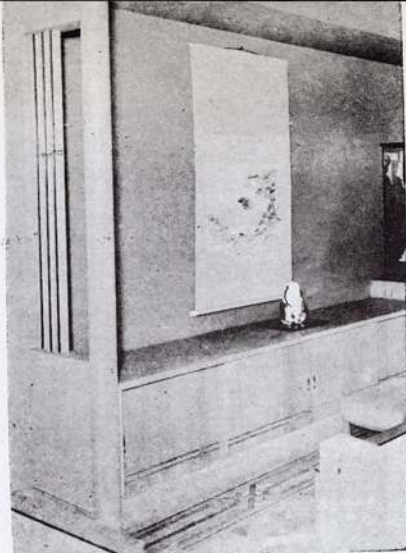
(1) 35.2292坪 18.00坪

(2) 30.000坪 18.00坪

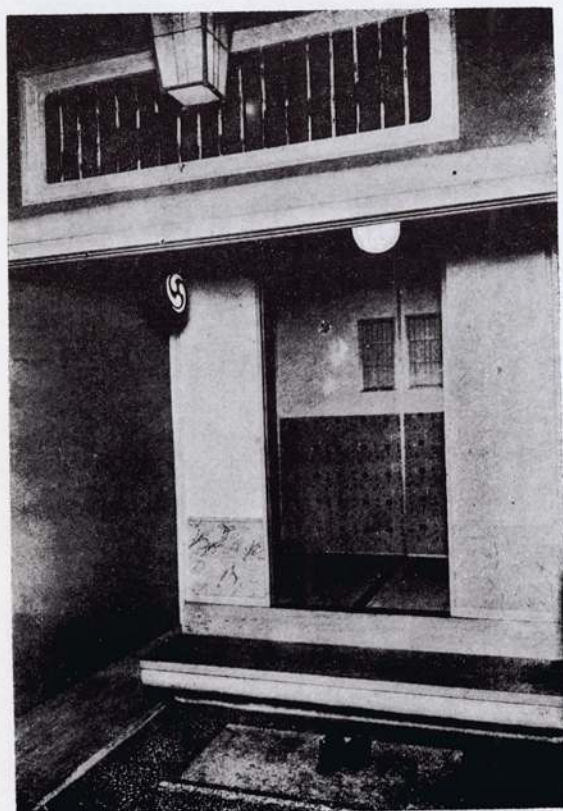
(3) 8.000坪



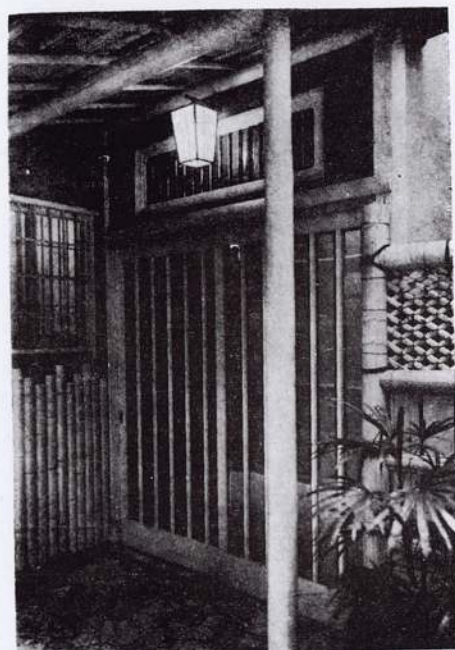
營業室



客室

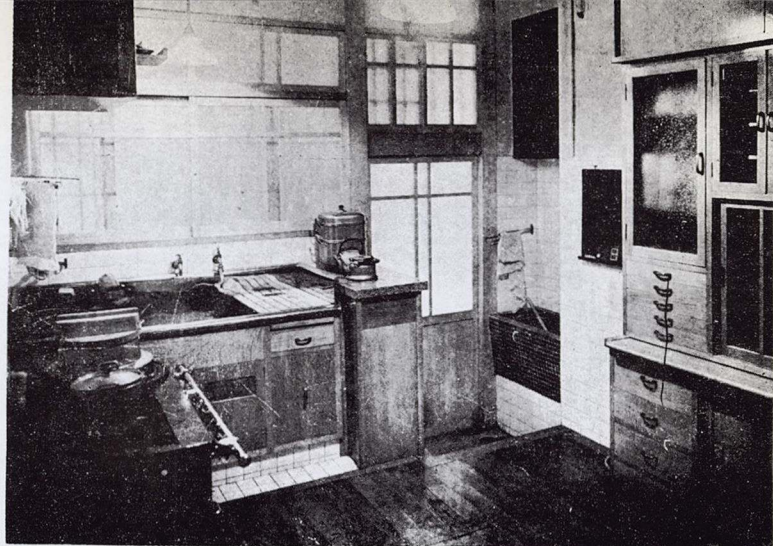
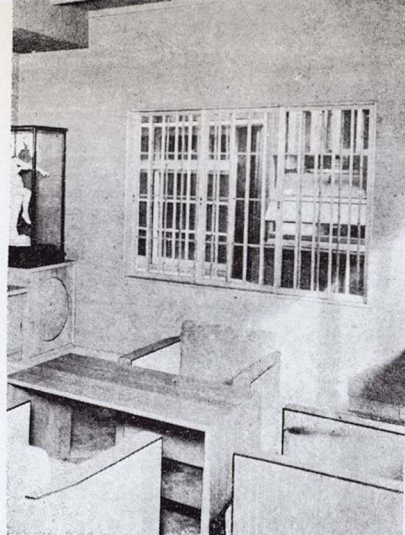


住宅玄関



住宅玄関

田 中 氏 の 商 店
と 住 宅
・ ・ ・ 設 計
中 西 六 郎 建 築 事 務 所



臺 所

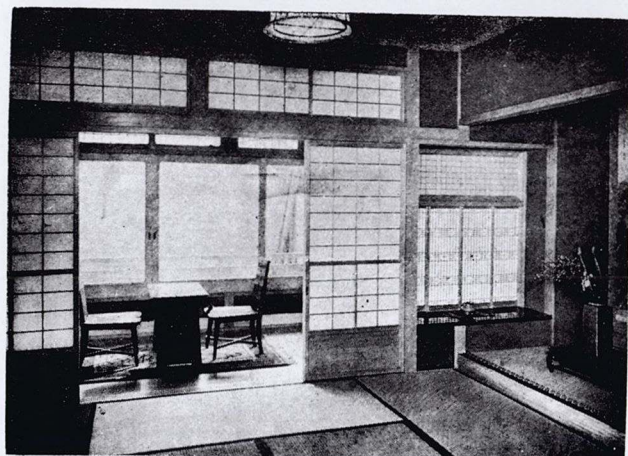
田中氏店舗並に附屬住宅

敷地市内立賣堀、間口4間奥行20間にして都市住宅地として屢々體驗する例であるが此の奥行の延長が如何に平面構成の上に或程度の制約を受け且つ住居の質的條件を犠牲として形成されるかは都市住宅問題の方面よりして尙未解決のものが残されてゐる様に思はれる。

此の建物は南北に20間、西側隣地境界は壁一重なるため採光、換氣、其の他衛生的諸條件を最も有利に解決するために東側に1間通の路を設けてゐる。

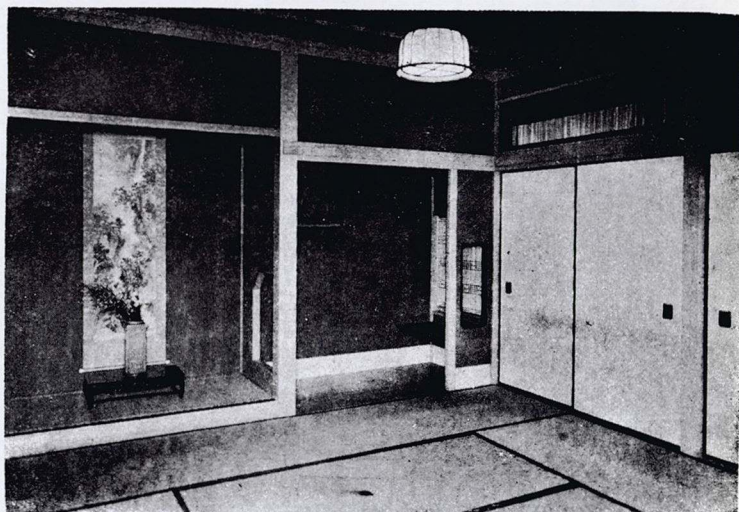
工事は直營にして施工監督は建築家出身の建築主自からが殆ど從事され従つてその過程に於て變更もあり原設計とは趣を異にした個所も生じてゐる。

因に客室及び家具は三越裝飾部の設計製作。



2階8帖及廣縁

2階8帖





正面外觀

Y 氏 邸

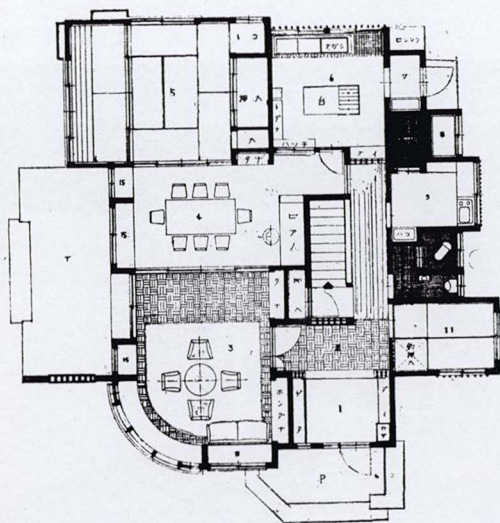
(兵庫・武庫の荘)

設計・田中建築事務所

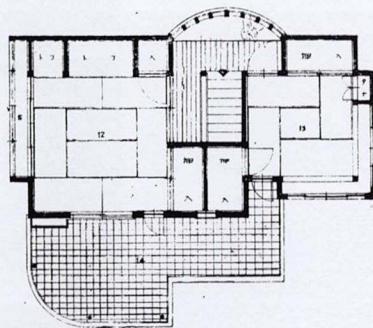
施工・田 中 組

設計概要

木造2階建、屋根青藍色S型スパニッシニ瓦葺、外部壁、下地セメントブロック張り卵黄色リシン掻き落し仕上げ、腰廻り一部タイル張り、正面及玄関ポーチ青片石張りとする。内部壁、廊下炊事場廻り階段室等黄色押へ塗りとし、和室は砂壁、應接及食堂及玄関ホール廻りはバルボイド仕上げとする。床、應接室ホールは寄木張りとする。

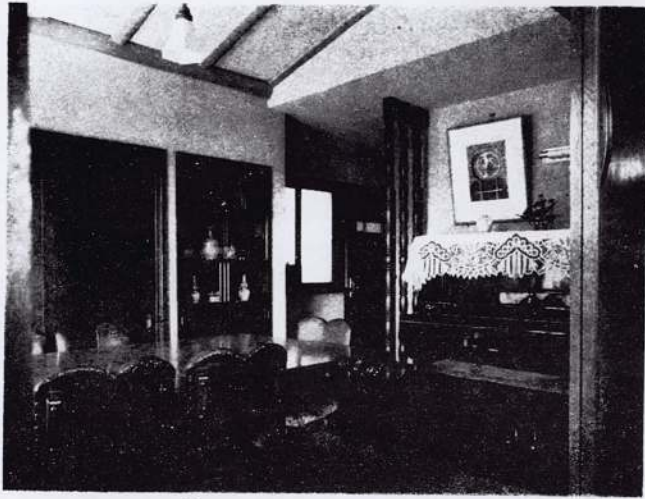
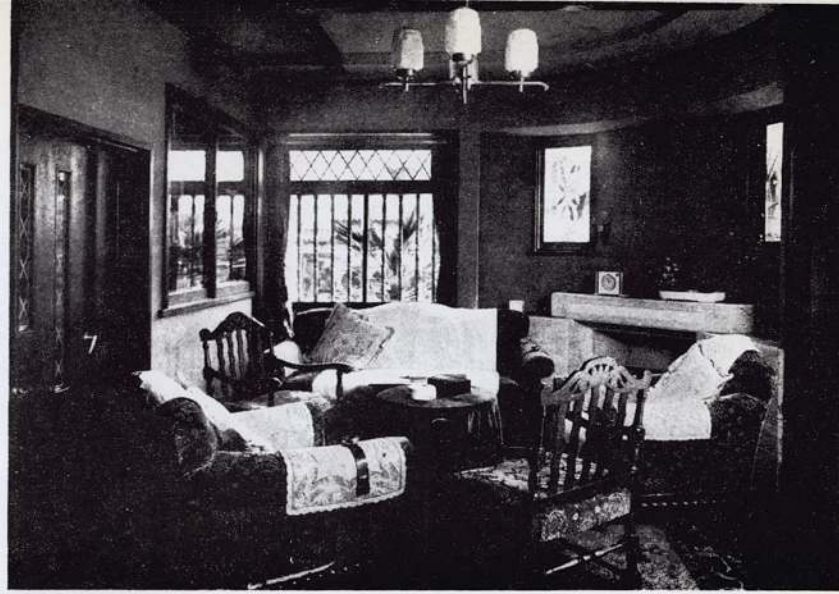


第1階平面圖 (縮尺 1:200)



第2階平面圖

應接兼書齋



食 堂

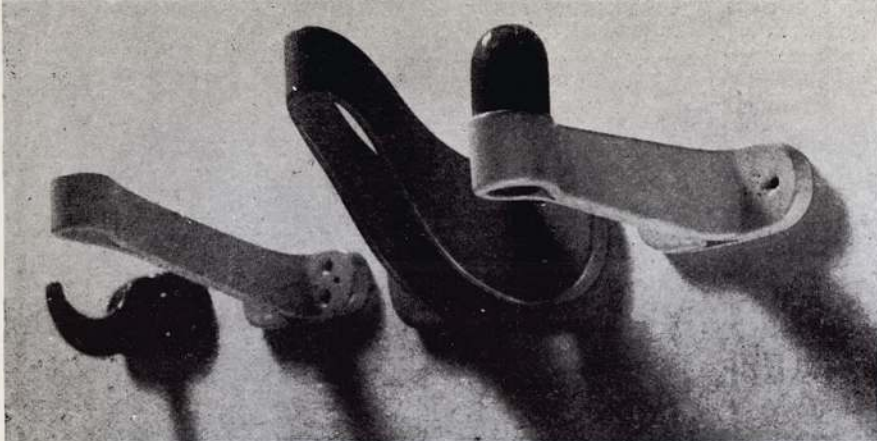
玄 關 ホ ー ル



平 面 圖 說 明

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 1. 玄 關 | 2. ホ ー ル | 3. 應接及書齋 |
| 4. 食 堂 | 5. 主 婦 室 | 6. 炊 事 室 |
| 7. ト マ | 8. 浴 室 | 9. 化 粧 室 |
| 10. 便 所 | 11. 女 中 室 | 12. 2 階 寢 室 |
| 13. 子 供 室 | 14. 露 臺 | 15. 出 窓 |

第1階・・28.7坪・第2階・・10.6坪



1

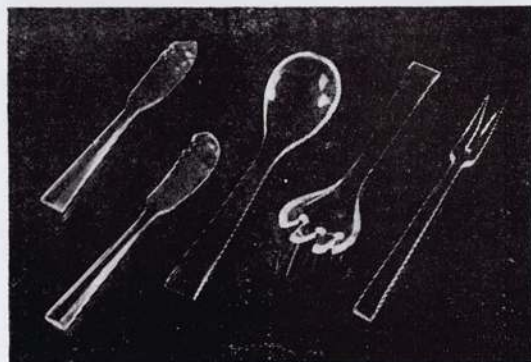
これからの住宅 と生活用具

・豊口克平・

1. ヴァルカナイズドファイバー製帽子掛金
具代用品・工芸指導所試作、
2. 代用品としての耐熱、耐冷強力陶器製吸
入器、
3. ドイツ製プレキシガラスの食器、
4. Dev Nene Wohnbedalb 展に出品された
標準型の生活用具
A 機械生産によるスチールパイプの明快
休息椅子 Wohnbedalb 會社製
B 機能的な洋服ダンス、フランク・シュ
スター設計、
C 長時間燃焼石炭ストーブ、グロピウス
設計、



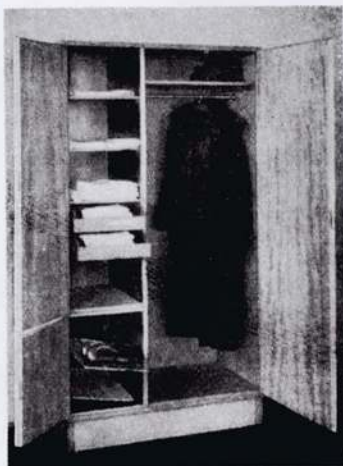
2



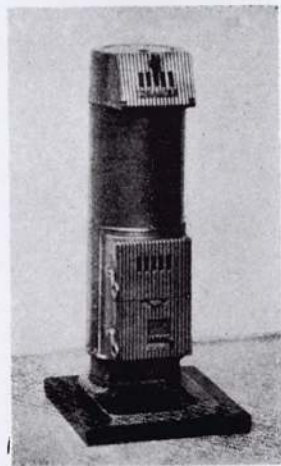
3



4 a



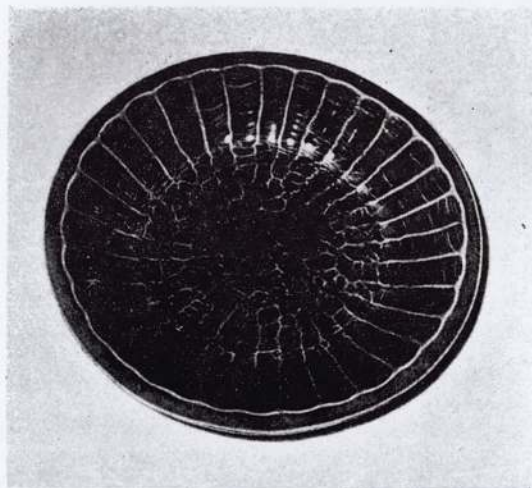
4 b



4 c

5. 耐水性の強い漆器盆に竹簀子の水切のある
茶盆

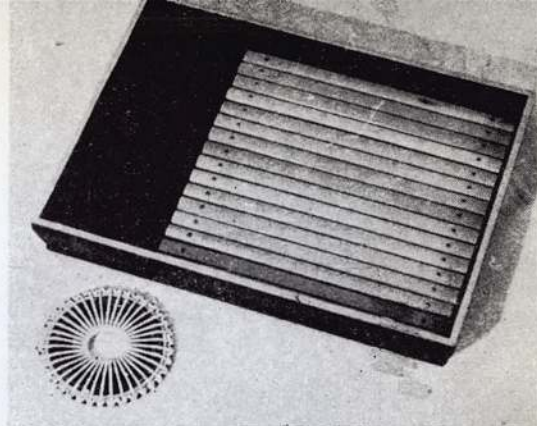
6. 日本の伝統的な手工藝品としての木彫春慶
塗の果物盛



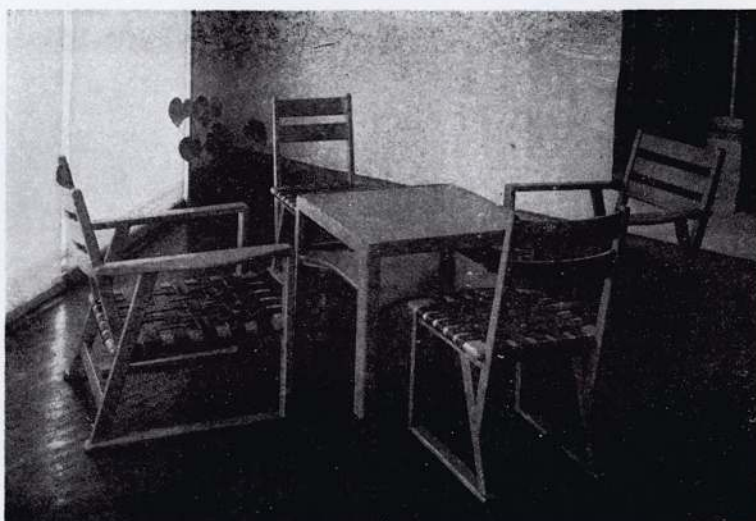
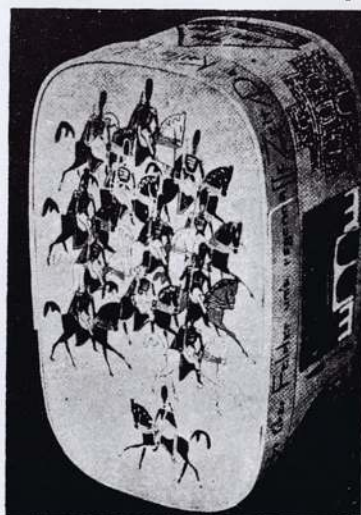
7. 獨逸の手工藝品ゲオルグ・ゲデツケルの彩
畫付ビスケット・ボックス經木曲物

8. 型而工房原案による日本住宅の標準家具神
戸、加賀屋家具店販賣

5



7



8



1. 太山寺二王門 (愛媛縣)

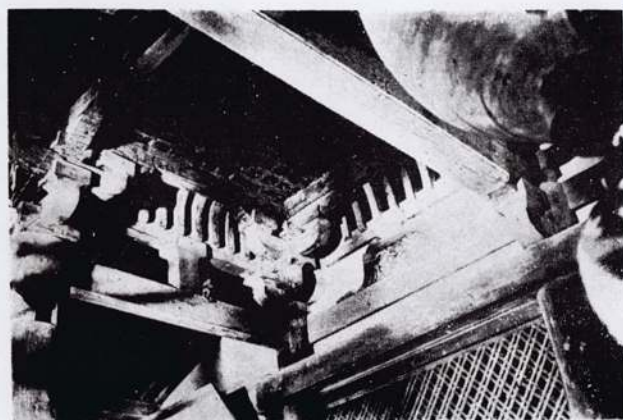


2. 太山寺本堂

太山寺は高濱の近くにあり、龍雲山と號する。本堂は七間九面和様本瓦葺の大堂で、内部は内外陣の間に中陣があり、木割太く、花肘木や藁股彫刻に優れたものがあり、二王門と同じく嘉元三年の建立と傳へられ、何れも鎌倉時代の特色をよくあらはしてゐる。

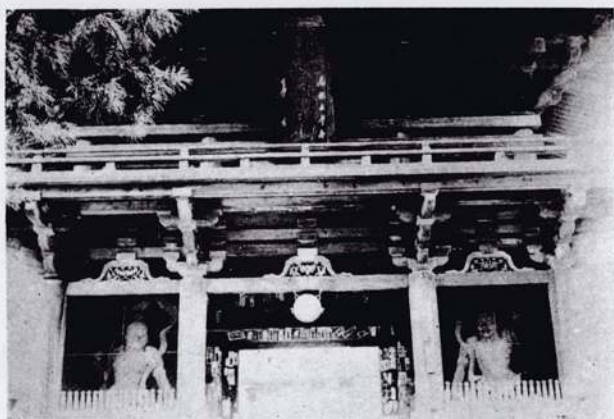
四 國 の 古 建 築

奥羽の古建築の詫びしさに比べて、瀬戸内海のそれは明るい光に満ち、四國に入るとまるで陽春の感がある。八十八ヶ所とか三十三ヶ所とかいふ観音靈場の本場でもあり、桃色や、うす緑の頭布を着けた巡禮が絶えず往來して、陽氣と哀愁との交錯が旅するものゝ心をうつ。建築の様式は中國關西の延長であるが、一般に意匠は賑やかで、花肘木や藁股や格狹間などの彫刻に發達したのがあり、構造にも複雑な面白いものが見られる。



3. 太山寺本堂中陣の一部

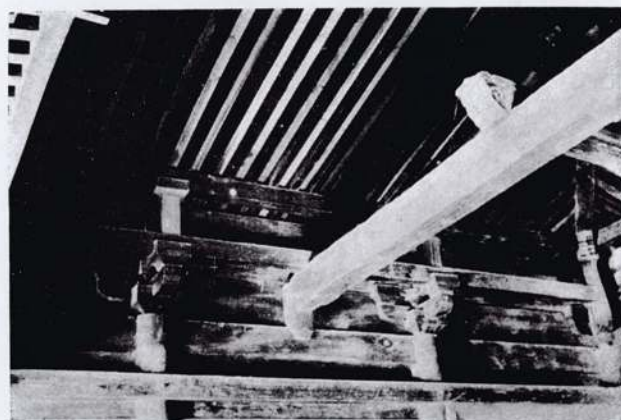
石平寺は道後温泉の近くにある名刹で、こゝには鎌倉時代の建築が四棟国寶に指定されてゐる。樓門、本堂、三重塔とそれから鐘樓である。樓門は腰組縁勾欄を附した普通の形のものであるが、牡丹や寶相花唐草などの墓股彫刻に見るべきもの多くある。本堂は五間の和様建築で、内部構架に新機軸を出したものがあり、板墓股や須彌壇厨子等の細部手法に種々巧妙な意匠が行はれてゐる。



4.石手寺樓門(愛媛縣)



5.石手寺本堂



6.石手寺本堂内部構架

〔前號の正誤〕

○寶飯八幡宮本殿の寫眞は次の八幡神社の寫眞と入替り

○本文二行目

山城山和は山城大和

厨房設備、合理化ニ クローバー調理機械器具ヲ

—(團體炊事用)—



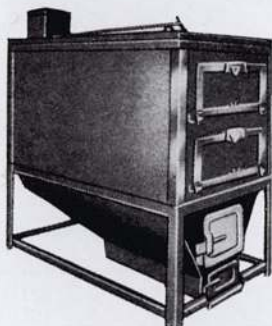
特許
萩式
フード
カッター



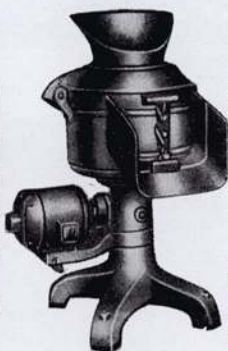
特許 萩式兩側型合成調理機



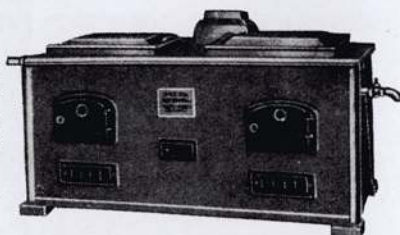
特許
萩式合成調理機片側型



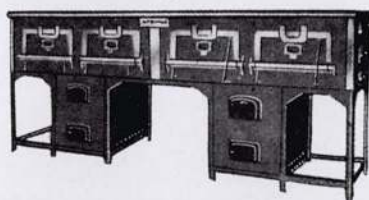
特許 萩式魚焼器(木炭焚)



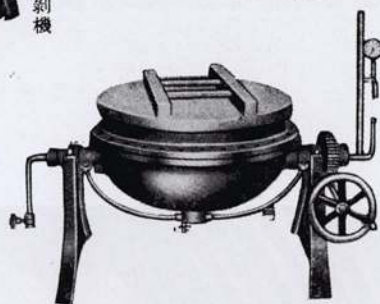
特許 萩式クローバー
球根皮剝機



特許 萩式クローバーフライヤー
石炭焚



特許 萩式魚焼器(石炭焚)



特許 蒸汽煮炊釜

萩工業貿易株式會社

本社 東京市京橋区銀座西 七ノ五
出張所 大阪市南区順慶町通 三ノ二八
工場 東京市大森区堤方町 一八七

電話(銀座) 1692・4695・5418
7439・8343・6465
電話(船場) 2572・5251
電話(大森) 7779・9439

最 近 の 住 宅 政 策

大 村 巳 代 治*

1. 勞務者住宅の供給

與へられた題名は「最近の住宅問題」であつたが、本誌一月號に既に新名種夫氏の「住宅問題展望」に詳記されて居るので、私は住宅問題に對應して採られた又は採られつゝある住宅政策に付拙筆を進め度いと思ふ。

事變の進展と共に企業界は時局産業への大轉換を遂げたが、これに伴ふ勞務者の大移動はその住宅の供給が伴はぬ爲に深刻な住宅難を招來し、生産力にも重大な支障を及ぼす傾向が見えたので、政府は阪賑産業都市の當局に勞務者用共同宿舍の建設方を勸奨した。この計畫は昭和13年の夏であつたが建築費の暴騰及び公共團體の繁雜な手續に禍されて所期の成績は擧げ得なかつたのであるが兎に角、これが今回の住宅政策の草分けで住宅難の核心を撞く應急政策の第1着手である。

昭和14年に入つて前記住宅難の傾向は愈々逼迫して來たので、本格的にその對策に乘出した厚生省は勞務動員に協力して勞務者住宅3ヶ年計畫を樹て、資材の斡旋資金の融通を以て會社、工場等事業主にその所屬勞務者の世帯住宅及獨身宿舍の建設方を勸奨する事になり、初年度は資材の關係から、世帯住宅30,000戸共同宿舍40,000人分計70,000人分の計畫されたが實施は住宅17,800餘戸宿舍54,000餘人分と云ふ狀況で事業費總額は1億圓を越す巨額のものとなつた。

尙この内には軍作業廳等の勞務者を對象として公共團體が世帯住宅を建設して居るもの付て豫算外國庫負擔として總額1,500萬圓を限度に損失額の $\frac{1}{2}$ と補給を契約出来る様に第75議會の協賛を経てある。

昭和15年は先づ石炭の増産計畫の一部として炭鑛勞務者用住居の供給を計畫し、半島勞務者の移入に備へ住宅の規模7坪及10坪の二種宿舍は1人當2.2坪を標準とし資材の斡旋資金の融通をしたが、その實績は住宅23,000餘戸宿舍15,700餘人分事業費3,000萬圓となつた。

*厚生省住宅課技師

昭和15年度の計畫では物資動員計畫の一般民需中に勞務者住宅用資材なる項目が設定せられ、豫金部資金にも勞務者住宅用資金なる項目が設けられて前年度2,000萬圓に更に3,000萬圓を追加し公共團體に融通された社會事業資金と合算すると總計6,000萬圓が豫金部から融通される事になつた。

昭和15年度の工場勞務者用住宅の規模は矢張資材の關係から前年通りであつたが、住宅は2戸建1戸當り敷地30坪、建物11坪獨立建敷地40坪、建物15坪を標準とし、特に建物の20坪迄のものを認める事とし、集團建設の際は道路敷を2割程度見込む事とした。共同宿舍は全く前年通り1人當り敷地5坪建物3坪であつたが、これらの實績は世帯住宅が33,000餘戸共同宿舍70,000餘人分事業費總額16,000萬圓餘に上つた。

鑛山勞務者に付いては住宅の規模1戸當10坪、宿舍1人當2.2坪を標準としたがその實績は住宅7,500餘戸宿舍10,900餘人分事業費總額1,000萬圓となつた。

昭和16年度は第3期計畫として繼續し事業主及公共團體の建設を期待して目下準備中である。

2. 地代家賃の統制

事變の進展に伴ひ諸物價の騰勢は地代及家賃に迄波及して國民生活を脅かすに至つたので昭和13年8月4日に中央物價委員會から地代家賃を抑制すべく答申された。依つて同日商工、厚生、内務の三次官通牒で地方長官宛地代家賃の抑制方を指示したのがこの行政措置の手始めである。

翌14年9月18日所謂18物價統制に際して、低物價政策の一翼として制定せられた地代家賃統制令も前述の通牒を尊重して前年の8月4日の地代家賃に遡及して停止された。本令は國家總動員法の第19條に基き建物及その用地の賃賃料の値上を停止したもので貸事務所アパート等の貸室料をも包含されたものである。而して期間を一ヶ年として翌15年10月19日新統制令と更改されたのであるが

新令は國家總動員法の存する限り存続する事となつた。舊今の一ケ年間の實績は地代家賃調整協議會を全國で1,100回余開催して、主旨の普及徹底を圖つたが、違反取締の件数は47,000件即一府縣當り1,000件に及んだがその内罰金を課せられたものは僅かに40余件と云ふ好成績で、この間の値上申請は全國で16,000余件で5割は許可、4割不許可、1割審理中と云ふ狀況であつた。

新令の特徴は地代家賃の適正標準を設定して新たに地代家賃の設定をなす者に最高額の定規を示した事である。この定規は地代家賃専門委員會の原案を中央價格形成委員會が特別委員會を設けて慎重審議を重ね答申された適正標準を基礎として地方長官がその地方的基準を示したものである。

3. 住宅對策委員會と閣議決定

事變は豫期以上延引し進展擴大して從來の應急對策のみではこの住宅難の趨勢は抑へ切れぬ情勢なので政府は昭和15年7月住宅對策委員會を設けてその對策を諮問された。委員會は特別委員會を置いて、各方面から調査研究をなし9月9日對策を議決して答申したのであるがその大要は次の5項である。

1. 政府は貸家組合を設置して貸家事業の改善發達と貸家の供給増加を圖ること。
2. 政府は會社工場主等事業主にその勞務者用住宅の供給を命じ、又住宅營團及公共團體にその損失を補償して住宅の建設を命じ、更に現存の住居用建物を有効に利用する爲に必要な措置を採り得るものとする。
3. 住宅營團を設立して政府全額出資の資本金1億圓10倍の債券發行を許し、5ケ年間に30萬戸の住宅を建設供給すること。
4. 住宅調査制度を確立して昭和16年を第1回とし5年毎に住宅調査を行ふこと。
5. 前記諸對策完遂上必要なる諸搬の事項即、國土計畫及地方計畫との調整資材供給機構の整備建築技能者の養成充足、住宅様式の統一、家賃低減の爲にする土地及物資價格の抑制、政府施設の使用人用住宅の自給、及住宅行政上必要なる機構の整備擴充等に付き遺憾なきを期すること。

この答申は經濟關係懇談會に取上げ審議せられ

て11月19日閣議に於て住宅對策要綱を決定せられた。この内容は前記答申と略同様であるが、その要領を略記すると次の通りである。

1. 貸家組合の設立。
2. 住宅營團の設立。
3. 事業主への従業員用住宅の建設命令。
4. 政府施設の従業員用住宅の自給。
5. 地方公共團體及住宅營團への住宅建設命令に伴ふ損失の補償。
6. 宅地の取得及交通の整備に付きての特別保護援助。
7. 建築用資材の配給機構の整備刷新及資材取得の特別保護援助。
8. 資金の融通に付ての特別の保護援助。
9. 既存住宅の取毀、改造及他の用途への轉用制限及び有効なる利用。
10. 建築資材等の價格の統制に依る家賃の輕減及賃貸條件の統制。
11. 保健、衛生、保安上適當なる住宅の様式の決定。
12. 住宅建築技能者の養成充足。
13. 住宅並にその賃貸事情の調査。
14. 住宅行政機構の整備擴充。

4. 貸家組合

今回の住宅難は即貸家の供給が間に合はぬ事であつて、家主としては資材はなし、勞銀は高いし建築手續は面倒だし、家賃は統制されて居ると云ふ八方塞りで貸家の建設を手控へて居るからである。從來家主は大阪の如き明白な專業の家主は少く、小金持や地主其他の職業の内職的の投資に俟つものが大であつた。自然余り細かい利潤計算は立てず空家損失や、修繕費等は計算外として五年位で元金丈上れば満足する態で企業としては全く原始的な無統制なものであつた。

自由經濟時代にはこれでも良かつたのであるが統制經濟へ轉換しつつある現在どうしても組織化せぬと萬事に不都合になつて來たので昭和15年7月、家主組合の結成方を慫慂する様地方長官に通牒された。この結果漸次各地に家主組合が設立されつつある現状で第76議會の協賛を経て貸家組合法は目下法文化の途上に在る。

貸家組合は法人で専ら貸家の持主を組合員とし

その貸家の供給の圓滑及經營の適正を圖る事を目的とし、その事業は、第1に貸家建設に必要な土地及資材の取得及これに關する共同施設、第2に家賃の取立、修繕其他の貸家の經營の爲の共同施設、第3に貸家の斡旋所の設置、第4に家賃及賃貸條件の統制、第5に建設及經營に關する指導、研究調査等を主な目的とし、この外、貸家の建設及自營、貸家建設資金の貸付、同債務の保障、組合員の貯金、等を兼ねられる事としてある。

現在貸家組合が、各所に結成されて全國200余に上つて居るが、この貸家組合が、貸家の建設に活動するのはまだまで手間が費ると考へられるので、寧ろこれは貸家業の組織化に依つて貸家企業の基礎を確立する意味だと考へる。

先に住宅組合法があつて自己持位宅の建設方を奨めたのを放任してこの法案に轉換した事に付兎角の意見もある様であるが貸家が自己住宅に比して大都市に於て特に多く、その社會的の影響も洵に大きいのであるから、今迄野放しであつたものを組織化する意義は大きいと思ふ。

5. 住宅營團

次に住宅營團法も第76議會の協賛を経て目下法令の準備中であるが、これは民間の貸家企業の供

給力の低下を補ふべく政府自ら住宅の建設供給經營に乗り出すのであるが、建築費の嵩む今日到底利潤を考へて居てはならぬと云ふ見透で政府全額出資資本金1億圓に10倍の債券發行して合計11億を運轉資金として一應5ヶ年間に30萬戸建設する事を目標として居る。そしてその業務は、住宅の建設及經費とその受託住宅建設の爲の資金の貸付1圓地住宅建設の際の厚生施設の建設及經營、住宅の賣買及貸借の仲介及これ等に附帶する業務となつて居る。目下各種の準備中の事故ここに余り深入りする事を差控へる。

6. 不良住宅の改善

現在京濱地方に見る關東大震災の遺物で明かの様に、住宅難時代の住宅は質の低下は防ぎ得ぬのであるが、營團に於て建設されるものは特にこの點を注意せねばならぬので目下住宅の規格等につき研究中である。現在不良住宅改善に付ては、供給に追はれて居る爲手廻らず僅かに結核豫防關係から農村住宅に付全國20府縣に補助金を支出して採光通風の點を改良させて居り、1件に付僅か30圓位のものであるが相當効果を擧げて居る。

以上を以て現在の住宅行政を一通り説明したわけであるが、擲筆に當り讀者諸賢の御叱正御後援を乞ふ次第である。 以上

住宅營團法案

第1章 總 則

第1條 住宅營團は勞務者その他庶民の住宅の供給を計ることを目的とす

住宅營團は法人とす

第2條 住宅營團は主たる事務所を東京に置く

第3條 住宅營團の資本金は1億圓とす

第4條 政府は1億圓を住宅營團に出資すべし政府は土地をもつて出資の目的となすことを得

第5條、第6條、略

第7條 住宅營團には所得税、法人税、營業税を課税せず

第8條、第9條、第10條、略

第2章 役 員

第11條 住宅營團に理事長、副理事長各1名、理事4名以上、監事2名以上を置く(以下略)

第3章 業 務

第16條 住宅營團は左の業務を行ふ

1. 住宅の建設および經營

2. 住宅の建設および經營の受託

3. 一圓地の住宅の建設、または經營の場合における水道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育場、授産場、集會所その他の建設および經營

4. 住宅の建設のためにする資金の貸附

5. 住宅の賣買および貸借の仲介

6. 前各號の業務に附帶する事業

第17條、第18條、略

第4章 住 宅 債 券

第19條 住宅營團は拂込資本金額の10倍を限り住宅債券を發行することを得

第20條 住宅債券は額面金額50圓以上とし、無記名利札附とす、但し應募者または所有者の請求により記名となすことを得、住宅債券は割引の方法をもつてこれを發行することを得

第21條、略

第5章 會 計(略)

第6章 監 督(略)

第7章 罰 則(略)

家族の生長と住居規準

諫 早 信 夫*

緒 言

住宅問題の國家的重要意義をつきつめて見ると、結局人口問題に根底を置くのである。人口の増殖に對し住宅の供給及其建築資源の問題をどう解決するか、人口増殖を圖る爲には如何なる住宅を供給すべきか、人口の資質向上の爲の住宅様式を如何に導くか等が其骨格を爲すのであるが、此等を少しく立ち入つて考へると其處には技術、經濟、行政にまたがつた無限に廣く深い問題が横はつてゐる。吾國の住宅に對する此様な研究は殆ど未開拓の分野で、今後の徹底的開拓が待望されてゐる。以下此の様な住宅問題の沃野開拓の足がかりの爲の一示唆として、最も基礎となる家族と住宅規模の問題について少しく考へて見よう。

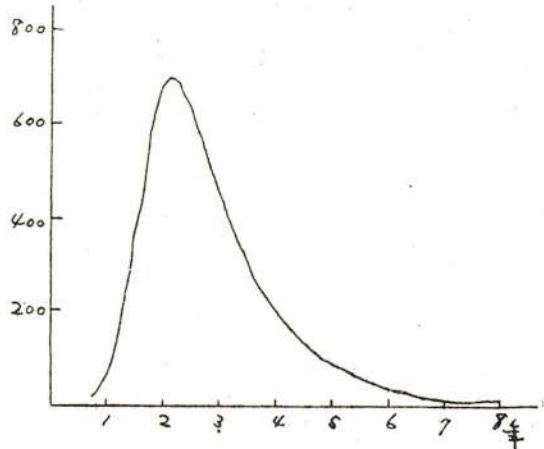
家族の成長

東亞共榮圈の確立を目標として歴史的巨歩を踏み出した我國はその東亞に於ける先導者たる使命達成の爲に必要な人口政策要綱を定め、昭和16年1月22日の閣議にて決定した。此は昭和35年に内地人人口1億を目標とするものであつて、特に出生増加のため今後10年間に婚姻年令を現在より約3年早め一夫婦の出生數平均5兒（現在平均4兒）を目指してゐる。次にかゝる國策の線に沿つた模範的家族の一形態を想定し、其家族構成の變化に即應する住宅は如何なるものであるかを調べて見よう。

夫婦の結婚年令を男滿25才、女滿21才、とする。此夫婦の出生兒數は5兒とし、夭死者が無いものとする。普通の出生間隔は厚生省人口問題研究所の7萬夫婦の出生力調査によれば婚姻後平均2年半で第1子が出生し、第2子以後は平均3年間隔となつてゐる。此平均出生間隔は出生間隔が長い寡子夫婦の分が含まれてゐるのであるが、最も正常且數多い出産間隔は此平均よりも遙に短いのである。之點については慶應の塚原氏の6千家族に對する研究がある。（第2回人口問題協議會報

※厚生省住宅課技師

告書P867)



第1圖・出産間隔の度數分布曲線

此研究の結論を要約すれば

1. 結婚後初産迄の期間は1年が斷然多い。
2. 出産順位の如何によつて出産間隔は餘り違はず2年が斷然多い。
3. 最終の出産の場合は他の場合より多少異なる。
4. 寡産の婦人は出産間隔が長く、多産の婦人は間隔が短い。

今此に考へる夫婦は初兒を結婚後滿1年で出産し、以後滿2年毎に出生して5兒を挙げたものとする。最終兒を挙げた時の夫婦の年令は夫滿34才、妻滿30才であつて未だ若いから、出産は5兒だけで自然に停止するとは思はれない。事實此様な規則正しく出産する場合は多産型であるから、尙出産力が繼續するケースが多いであらうと思はれる。然し此處では一應平均5兒のケースを先づ取上げるのであるから、此以後出産が自然に無かつたものとする。尙参考の爲に婦人の妊娠能力停止に關する研究を此處に引用すると、30才で婦人の約4分の1は妊娠能力を失ひ、35才では約半数、40才では約4分の3の婦人は妊娠できなくなると推定されてゐる。かやうに婦人の妊娠能力が、案外早く失はれることは特に注意すべき事實である。

諸本題の國策家庭の5兒は理想的に交互に男子と女子であつて、皆恙無く成長し、女子は満21才で嫁にゆき、長男は25才で結婚して、吾國の家族制度の淳風美俗に因り兩親と同居して孝養を盡し次男以下は25才になると遂次結婚分家するものとする。此長男の若夫婦は兩親と同様健康兒を5兒設けて國策型の發展をする。一方老夫婦は次第に年とつて來て天命を全して死ぬが、其時期は老夫婦の結婚した時の年齢に於ける平均餘命によるものとすれば老夫62才、老婦64才の時であるこうして初代夫婦は結婚後45年にして世を去り、後には次代夫婦と其子5人の家族が残し、丁度初代夫婦の結婚後19年目の時と同じ家族構成となる。則ち此規範的な發展様式の場合には相續して繼承される家庭の家族構式は26年を1世代として繰返へされるのである。分家した家庭の成長期は結婚後20年位迄であつて其後は分解及融合を含んだ繰返し期に入るのである。

以上の家族構成の變化を圖表にしたのが第1表である。子供を乳兒、(2才未満)幼兒、(6才未満)兒童、(12才未満)青少年に分け、更に少年以上は性別をしたのは住宅の規模、部屋割を定めるのに必要な爲である。

住宅の規準

前項の家族の發展に即應する住宅を考へる前に住宅の規準に對する方針を定めて置かう。

住宅の規準は其を用ひる目的に依つて種類が色々考へられる。(イ)許し得る最低規準(法規上衛生上、社會文化上)、(ロ)國家が建設を助成する場合許容し得る最低限、(ハ)社會經濟的適正規準(ニ)將來の目標としての適正規準。(ホ)之以上の高級住宅は許せぬといふ最上限。等一寸と考へただけでも數種ある。一般に國民住宅として論ぜられてゐるものも、觀念的に(ハ)の場合と(ニ)の場合が混在してゐることが多い。住宅の規準の善惡を論じる場合は餘程其據點を明確にして置かぬと、徒らな混亂に陷る。本文では住居規準としてはA規準としては現實的に可成低度のもの、B規準としては現實的に中等度のものを考へ特に嚴格な意味を與へた規準としては扱はぬこととする。

規準に對する一般論は其位にして、具體問題に入らう。外國の住居規準は主要室として居間と寢室、附屬室として玄關、臺所、便所、浴室を考へてゐる。

吾國の住居様式にては主要室は居間と寢室を區

表 1

家族構成の變化															備考
經過年數	初代						次代						備考		
	夫婦	乳 0	幼 2 4	兒 童 6 8 10	少 年 12 14 16	青 年 18 20 22 24	夫婦	乳 0	幼 2 4	兒 童 6 8 10	少 年 12 14 16	青 年 18 20 22 24			
0	♂ ♀					女子							↑		
1	♂ ♀	•				子							成長期		
3	♂ ♀	•	•			婚姻							↓		
5	♂ ♀	•	• •			年							↑		
9	♂ ♀	•	• • •	•		齡							繰返し期		
7	♂ ♀	•	• • •	• •		(二五)							↓		
11	♂ ♀		• • •	• • •									↑		
13	♂ ♀		• • •	• • •	♂								繰返し期		
15	♂ ♀		• • •	• • •	♂ ♀								↓		
17	♂ ♀		• • •	• • •	♂ ♀	♂							↑		
19	♂ ♀			•	♂ ♀	♂ ♀							繰返し期		
21	♂ ♀				♂ ♀	♂ ♀							↓		
23	♂ ♀				♂ ♀	♂ ♀							↑		
25	♂ ♀				♂ ♀	♂ ♀					二夫婦		繰返し期		
26	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀	•				↓		
27	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀	•	•			↑		
29	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀	•	• •			繰返し期		
31	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀	•	• • •			↓		
33	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀	•	• • •	•		↑		
35	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀	•	• • •	• •		繰返し期		
37	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀	•	• • •	• • •		↓		
39	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀		• • •	• • •	♂	↑		
41	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀		• • •	• • •	♂ ♀	繰返し期		
43	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀		• • •	• • •	♂ ♀	↓		
45	♂ ♀					♂ ♀	♂ ♀	♂ ♀		• • •	• • •	♂ ♀	備考		

♂ 男 子
 ♀ 女 子
 • 兒童以下

別することは困難で、先づ主要室とは疊のしいてある室で居間や寢室に用ひられるといふ他はない。そして吾國庶民住宅にては特に「寢室」としての觀念は無いが、結局主要室の役目は居間或は寢室としての役目が最も本質的重要性を有し、特に寢室としての役目が達成せられることが先決問題である。主要室が決まれば他の附屬室も、家全體の現模も、敷地の大きさもすべて共に關聯して考へられるのである。

其處で本文では簡明の爲住居標準を主要室の廣さについてのみ考へ、特に寢室として用途より主要室の必要なる數を定めることとした。

A、B兩規準の共通の前提條件として次の如く定める。

(イ)、成人率に就いては兒童以上は1.0、乳幼兒は0.5、

(ロ)、兒童以下は性別を考へず。青少年以上は兒童以下と別室とし、又夫婦に非る異性は同室にしないものとする。

但し女子は兒童以下と同室でも差支へ無いものとする。

(ハ)、乳兒は夫婦と同室とし、幼兒以上は夫婦と別室とする。

A規準

(イ) 就寢時に空室なし

(ロ) 室の收容成人率

3 帖 1 人

4.5帖 2 人

6 帖 3 人

B規準

(イ) 就室時空室 4.5帖

(ロ) 室の收容成人率

3 帖 1 人

4.5帖 1.5人

6 帖 2.5人

此規準に基き、前項の家族構成の變化に應ずる室構成を計算すれば第2表の如くなる。

表2より考へられる事

經過年數と住宅規模を調べて見よう。

A規準の場合

(イ) 4.5帖1室……新婚當初1年間

(ロ) 6帖1室……新婚當初4年間

表 2

經過年數	家 族			居 室 數									
	家 族 構 成			A 規 準					B 規 準				
				室 構 成			室 數	疊 數	室 構 成			室 數	疊 數
				3	4.5	6			3	4.5	6		
0	夫婦	2	2		1		1	4.5		1	1	2	10.5
1	夫婦.乳.	3	2.5				1	6		1	1	2	10.5
3	夫婦.乳.幼.	4	3			1	1	6	1	1	1	3	13.5
5	夫婦.乳.幼2.	5	3.5	1		1	2	9	1	1	1	3	13.5
7	夫婦.乳.幼2.兒.	6	4.5		1	1	2	10.5	1	2	1	4	18
9	夫婦.乳.幼2.兒2.	7	5.5	1	1	1	3	13.5	1	1	2	4	21
11	夫婦.幼2.兒3.	7	6	1	1	1	3	13.5		2	2	4	21
13	夫婦.幼1.兒3.男子1.	7	6.5	2	1	1	4	16.5	2	1	2	5	22.5
15	夫婦.兒3.男子1.女子1.	7	7	2	1	1	4	16.5	1	1	3	5	25.5
17	夫婦.兒2.男子2.女子1.	7	7	*2	1	1	4	16.5	1	1	3	5	25.5
19	夫婦.兒1.男子2.女子2.	7	7	*2	1	1	4	16.5	1	1	3	5	25.5
21	夫婦.男子3.女子2.	7	7	*2	1	1	4	16.5	1	1	3	5	25.5
23	夫婦.男子3.女子2.	7	7	*2	1	1	4	16.5	1	1	3	5	25.5
25	夫婦.男子3.女子1.	6	6	1	1	1	3	13.5	2	1	2	5	22.5
26	老夫婦.男子2.女子1.新夫婦.	7	7	1	3		4	16.5	1	1	3	5	25.5
27	老夫婦.男子2.女子1.新夫婦.乳.	8	7.5	1	2	1	4	18	1	1	3	5	25.5
29	老夫婦.男子2.新夫婦.乳.幼.	8	7	1	2	1	4	18	1	1	3	5	25.5
31	老夫婦.男子1.新夫婦.乳.幼2.	8	6.5	2	1	1	4	16.5	2	1	2	5	22.5
33	老夫婦.男子1.新夫婦.乳.幼2.兒.	9	7.5	1	2	1	4	18	1	1	3	5	25.5
35	老夫婦.新夫婦.乳.幼2.兒2.	9	7.5	1	2	1	4	18	1	1	3	5	25.5
37	老夫婦.新夫婦.幼2.兒3.	9	8	1	2	1	4	18		2	3	5	27
39	老婦.夫婦.幼1.兒3.女子1.	8	7.5	1	2	1	4	18	1	1	3	5	25.5
41	老婦.夫婦.兒3.男子1.女子1.	8	8	1	2	1	4	18	2	1	3	6	28.5
43	老婦.夫婦.兒2.男子1.女子2.	8	8	1	2	1	4	18	2	1	3	6	28.5
45	夫婦.兒1.男子2.女子2.	7	7		2	1	3	15	1	1	3	5	25.5
備考	17年—23年ノ※印ハ右記ニテモ可				2	1	3	15					

- (ハ) 4.5帖1室、6帖1室……結婚後8年迄
- (ニ) 3帖1室、4.5帖1室、6帖1室……結婚後12年迄
- (ホ) 3帖2室、4.5帖1室、6帖1室……又ハ4.5帖2室、6帖1室……結婚後24年迄
- (ヘ) 3帖1室、4.5帖2室、9帖1室、……全期に適す。

現在大都市に建てられてゐる民間アパートは概ね4.5室か6帖1室であるが、(イ) 4.5帖室は新婚當初だけのもので子供が生れる迄には(ロ) 6帖室に移らねばならぬ。6帖室も新婚當初4年間位が精一杯である。(ハ)、(ニ) 級の住居も4年間隔で飽和する住居である。(ニ) 級迄の規模のものは貸家としてのみ合理的に存在し得る。都市生活者は大體5年平均に轉居するが、職務の關係等もあらうが、家族數に應じて最も經濟的に住宅を選んでゆくことが大きな理由であらう。(ホ) 級住居は(ニ) 級住居以後相當長期、12年位住み得る。(ニ) 級迄は浮草的な住居であるが(ホ) 級以上は落ち着いた生活の可能となる住居と言へる。貸家としても引越が少くて貸主の方の立場から割のいい家になるであらう。持家の場合の適應性を考へて見るに(ニ) 以下の小住宅は屢々増築の必要に迫られる故適當でない。(ホ) 級ならば唯1回増築すれば(ヘ) 級となり、一生使へるわけである。長期分譲による住宅供給に際しては需要者も、供給者も當初の家族數と分譲期間の家族構成の發展を考へ、住宅の規模と擴張計畫を含めた合理的な計畫を建てねばならない。

(B) 規準の場合も家族構成の發展と住宅規模の考へ方は(A) 規準と全く同様であるが、規模の程度が高くなる。即ち

B 規準の場合、

- (イ) 4.5帖1室、6帖1室……新婚當初2年
- (ロ) 3帖1室、4.5帖1室、6帖1室、……結婚後6年迄
- (ハ) 3帖1室、4.5帖2室、6帖1室……結婚後8年迄
- (ニ) 4.5帖2室、6帖2室……結婚後12年迄
- (ホ) 3帖1室、4.5帖1室、6帖3室……殆んど全期
- (ハ) 3帖2室、4.5帖1室、6帖3室……全期

B 規準ではA 規準と異り、4.5帖や6帖だけの

1室住居は始めから除外される。(A) 規準では全期に適する3帖1室、4.5帖2室、6帖1室の住居もB 規準にては結婚後8年迄である。本規準では住居發展の最小限は10.5帖で最大限は28.5帖に達する。最大限の28.5帖のときは建築延面積も28.5坪位であるから、略木造建築統制規則の制限に近いものである。

此事は木造建築統制規則の制限内では本例よりも稍子供の多い家族に對してはB 規準を維持することが困難な場合があることを示すものである。

自己持住宅で全期にわたりB 規準を保持する爲には先づ(ホ) 級3帖1室、4.5帖1室、6帖3室とすればよい。之より小規模のものでは略4年毎に貸家ならば引越を要するし、自己持住宅ならば増築を要するのである。

以上A、B 規準に對する檢討を通じて考へられることは、新に分家した成長の旺盛な家庭は住宅を自己持とすることは相當無理な點がある。結婚後15年位経つた成長の進んだ家庭にて始めて自己持が合理的に考へられる。但し結婚數年にしてB 規準(ハ) 級の家を自己持となし、家族構成の發展と共に増築はしないで住生活の程度を下げてA 規準に至るのを許容するならば、當初から自己の家を所有することが考慮せられる。かういふ移轉とか、増築とかをせず住生活の切下げに依る方法は、實際一般に極めて普通に行はれてゐることである。此最大の原因は収入の増加が家族の増加に比例しない處から生じる。

所謂シュワープの法則によれば収入の増加に反比例して家賃に支出する家計の割合は減少するといはれてゐるが、此は非常に餘裕ある階級にては文化費の増大を意味し、住居費が比較的少くてすむのであらうが、一般の勤勞階級に於ては収入は増加しても家族の増加による衣食費の増加が甚しいために必要な住居費を増すことが出来ぬ状態にあるものと思はれる。

今家賃を収入の2割とし、疊1帖當家賃を2圓とすれば、丁度月収の數字の10分の1の疊數の家が適當な住居となる。表2のA 規準を之に依つて調べて見ると新婚當初は4.5帖であるから45圓収入があればよい。然るに5年後は9帖であるから90圓の収入を必要とする。かくして10年後には135圓、20年後は165圓、30年後は180圓の収入を必

要とする。然るに實際は一般勤勞者の昇給率は到底之には及ばぬから、A規準を保持する爲には經過年數につれて却つて収入に對する家賃支出の割りは増さねばならない。

家賃支出の割を2割に止めるとすれば住生活の規準を次第に低下する他はないのである。

閣議決定の人口政策要綱にも家族手當が重要項目として上げられてゐるが、家賃の方面より見ても之は極めて適切なることである。特に住宅手當を敘上の考察の見地より家族に應じて合理的に定めることが望ましい。

結 語

住宅の平面計畫も、住宅供給問題も、個人の住宅計畫でも、國家の住宅政策でも、住宅に關する考察は總て時間的に動的なものとして扱はねば完全なものといへない。住宅は家族の成長發展、人

口の増殖との平衡に於て動的に把握されねばならぬ。此點從來の住宅問題の取扱方は極めて稀薄である。國家の住宅供給の根本策は人口構成の内容則ち年令別とか世帯人員別構成を基礎として供給すべき住宅の規模と量を定めねばならぬ。

工場會社の勤務者住宅の供給も、従業員員の増減其年令、を考慮して供給すべき住宅の規模、數は勿論、更に管理の方針も樹立されねばならぬのである。唯家が足りぬからとて當座の間に合ふだけの住宅を無計畫に供給するときは、殊に融通性の少い勞務者住宅には數年後には恐るべき行詰りを招來すると思はれる。

此等に就いては尙諸方面の掘り下げた研究が必要であるが、本文は極めて特殊な一例により家族の成長と住宅規模の問題を考察して、將來の此様な住宅の見方への關心を昂める爲の一助とした次第である。

會費御拂込等に就て

昭和十五年十一月十五日限り 集金郵便の取扱ひが停止されましたので將來會費其の他集金郵便で御請求申上げる事が不可能となりました。

就きましては今後は、誠に御面倒御手数ですが、振替大阪三九九七五番御利用又は、適宜の方法で御拂込み下さいます様御願ひ致します。現在迄の御拂込状態に付いては追て御知らせ致します。何卒國策順應と皆様の協會愛護のため集金事務に御援助下さいます様、切に願ひ上げます。

社團法人 日本建築協會主計

住居の基本空間に對する一考察

西 山 卯 三*

序

住宅の最低限條件が何によつて定めらるべきか或は我々が望むべき合理的な標準住宅が如何なる條件をそなふべきか、之等の問題は現在我々の前に具體的に呈出された問題の内でもつとも重要且困難なものの一つであるやうだ。そして現實の住宅建設はこの問題の未解決のまゝに様々な形をとつて行はれ、その大勢の赴くところが基準ともなりかねない状態である。之は全く建築學の貧困を表はすものと云はねばならぬ。

文明開化以來、我々のもつた住宅建築に關する學問は、建築家の製圖板上に表れ得る住宅、之を簡単に云ふならば所謂中上流住宅、數字で表はすならばまさに30坪以上の夫であつた。そこで我々は、居間がどうの、食堂應接間がどうのと論じたのであつた。我々の問題にすべき住宅の大部が所謂民度の上からそんな大きなものでない事が段々了解され、建築家の前に20坪以下の所謂小住宅が表はれるやうになつても、建築家が之に對して與へた處方箋は全く今までの夫とかわらなかつた。ただ規模が小さいだけに小さくとも我慢せすばなるまい、同じ室で兼用させすばなるまいと云ふだけの事であつた。コマシヤクレた平面に様々な室の名前が記入されるか、或は遠慮して「何帖」とかくだけか——極端に評すれば、まさに斯の如きものが建築家のあたへ得た處方箋である。

ところで現實の住宅はどうか。我々が市井に大衆の住宅としてゐるものは、居間もなければ食堂もない。夫は住居面の擴りである。何帖・何帖といふ間の集りである。これは「居室部は南面に、接客部は……に」等と教へられた建築家の最も當惑するところのものである。手がつけられない。止むを得ず、何帖・何帖の部屋がこれだけ要るだらうとその常識的見解を市井の習慣からよみとつて、若干の「建築家の改良」をつけ加へ計畫されるのがオチである。正に「住居面」は建築家にとつてスフィンクスであつた。

※京都帝大大學院

建築科學は之れに對し如何に立ち向ふか。

第一、住宅は、その大きさによつて空間構成の質を異にする。量的變化が質的尺度をもかへるのである。今かりに住居面を基準にとつてみて30帖の住宅と20帖、10帖の住宅では、夫々その住居面の構造的構成は同一であつても生活に對してもつ意義は全然ことなる。前者では、室の特殊化が問題になるが、最後者では寝れるか寝れないかが問題である。従つて住宅は量的尺度と同時に如何なる質的尺度をもつかが明にされねばならない。

第二、然らば此空間構成の質的意義の變化は如何に追求されるか。我々は之を傳統の發展の内に打建てられてゐる現在の我國民生活に於ける居住慣習・生活様式の中に求め得る。だが夫は地理的・階級的に云つてまちまちのものであり、60年間の生活の變化がもはや夫を否定するに到つてゐる慣習をも合せ含む得る。したがつて、建築家は住居面を與へるのではなくて、「住」を組織構成し之を與へねばならぬ。若干の「間」・住居面を與へ之に食堂、居間、寢室などとかきこむだけでは建築家のヒトリヨガリにすぎない。整然たる生活過程の見透しと組織のプランとを以て、國民にかくの如く住居は「使用」さるべきものであると指導徹底し、住宅にマツチした生活過程を育成訓練せねばならない。その使用法を示さない處方箋の書きばなしであつてはならない。建築の解決は設計と建設だけでは終つてゐない。

以上の前おきをして、筆者は本稿で小住宅の住居面の空間構成(大き・形・組合せ)を検討し、その最低限條件と、建設の基準及びその將來の改善の方向を明にしたいと考へる。

寢室

住宅のもつ機能は夫を含む社會生活の内容變化により幾變遷を経てきてゐる。たがこの内で最も變化しないらしく思はれるのがねどころとしての夫である。おそらく、生活の全領域が社會化されても、寢所だけは住宅と云ふ名を擔ふものとして

残るであらう。夫が之である。

その大きさは就寝の仕方(就寝用具)と之に對する附屬面(通路、更衣面)により規定される。ハンモックまでの飛躍は考へないとして、我々の目の前にある就寝法はまづ疊の上に蒲團をしく方法と寝台による方法である。後者はその面が周囲の床面から上つてゐるものを指す。これは折疊ベッドは別として、一定の面積を常に占有するのが一般である。前者は床面に使用の都度設け、しかもその蒲團は柔軟性のものであるから、單に場所が手軽に變更出来るばかりでなく詰込む事も連続する事も出来る。一定の床面への配置數に於ても、一單位蒲團への就寝者數に於ても收容人數の融通性が辛棒さへすれば前者にくらべて甚だ大きい。この事と、臺と云ふ家具を要しない事は、低生活水準では動し難い魅力がある。この方法は我々が當分繼承しなければならない住居水準からも要求されるであらう。所謂折衷式生活が提唱される所もここにある。

寢床面への出入と更衣は側面からがもつとも有利で好ましい。止むを得ない場合は頭側から、最後にはその上を歩きその上で更衣が行はれるが、この最後のものはきけられねばならぬ。前者の方法に従へば少くとも二人おきに通路を・之を寢具の方から云へば二人用が最大で、後者の場合は或る種の兵舎の如く多數の並列就寝が可能となる。我々は寢室の適正要求として側方就寝をのぞみにい。最小限要求は頭方就寝である。

まづ大きさの基準、寢具・蒲團はどうなつてゐるか。蒲團は現在全國一定の大きさをもつてゐない。布巾・縫込み・綿の入方等地方的氣候・慣習による細かい差がある。例へば、關西では敷蒲團3巾4巾に對し關東3巾3巾、掛蒲團では4巾5巾に對し5巾5巾の相違あり、かいまき使用の有無など一定しない。又就寝方法についても、冬の酷くない地方では例へば3巾4巾の蒲團には2人就寝するを常とし、幼兒哺育の場合は3人まで同食すると云ふ場合もあるやうである。従つてこゝにも過密の界限のない陷穽がある。

我々は、まづ衛生上の願慮から一人一床原則としたい。そしてこの觀點から適正寢具標準をうちたてる事が、就寝習慣の再建に於てまづ必要な事となるであらう。

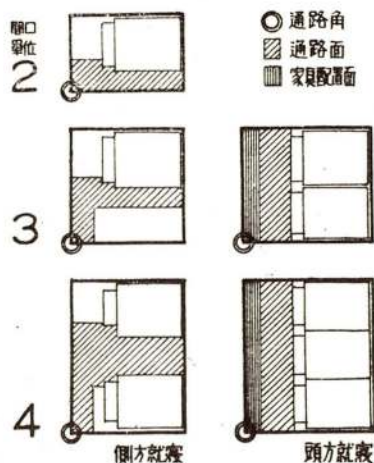
敷蒲團の巾は横山氏の研究によれば90,95が適正とされるが、一般使用のものも95~120のものが多く、長さは約180~190、掛蒲團は巾145~165となつてゐるが之を考慮に入れて、就寝者數から所要空間を算出してみる。まづ、各區劃割に對する配列列數をみると、次表の如くなる。

區劃長	内法長(京間)	側方通路	頭方通路	最高條件
1單位	955	不適	不適	不適
2單位	1.91	1人	—	1人
3單位	2.865	2人	2人	2人
4單位	3.82	2人	3人	3人

以上は成人のみの場合をみにものであるが小兒用小蒲團を用ひても側方就寝を採用しやうとすれば上掲最高條件を出で得ない。

次に、軸方向の區劃長を考へるに特別の場合(側方就寝・1人用寢臺棚又は兒童以下)は2單位で配置可能であるが、一般に3單位を必要とする。

上表に出てくる最高條件は家族全部を成人とすればのぞましきものでないが、家族中に存在する兒童幼兒を考慮に入れ之を以て最低限寢床面所要巾員とし長軸方向區劃長を3とすると、家族人員の變化による最低所要寢室空間は次表の如くなる(第1圖参照)。



第1圖

最少寢室面積

家族人員數	寢室空間(帖)	住居面積(帖)	1人當住居面
1	3	3	3.0
2	4.5	4.5	2.25
3	6 (4.5+3)	6 (7.5)	2.0 (2.5)
4	6+3	9	2.25
5	6+4.5	10.5	2.10

6	6+6	12.	2.0
7	6+6+3	15.	2.14
8	6+6+4.5	16.5	2.06

こゝに通路は約40cm、更衣に要する奥行は60cm（但し単に蒲團が敷かれてあるもの故嚴重さは要求しなかつた）とし、他に衣類置場を考慮する事とする。

人数だけでなく、家族の構成によつて實際はもつと種々な要求が生ずる。この事についてはこゝでは考へない。

食室

配給機構の整理改革と商品素質の單純化は、從來空想的に思はれ勝であつた炊事の共同化への條件をこの方面からつくりつゝある。従て食室を住居の基本空間とするに疑問の生ずる時代が近き將來に表はれる事も豫想される。が、現在我々の當面する住宅が各戸に炊事場をもつてゐる事と、後述する將來の展望に基いて之をとりあげ、その最小空間を検討しようとする。

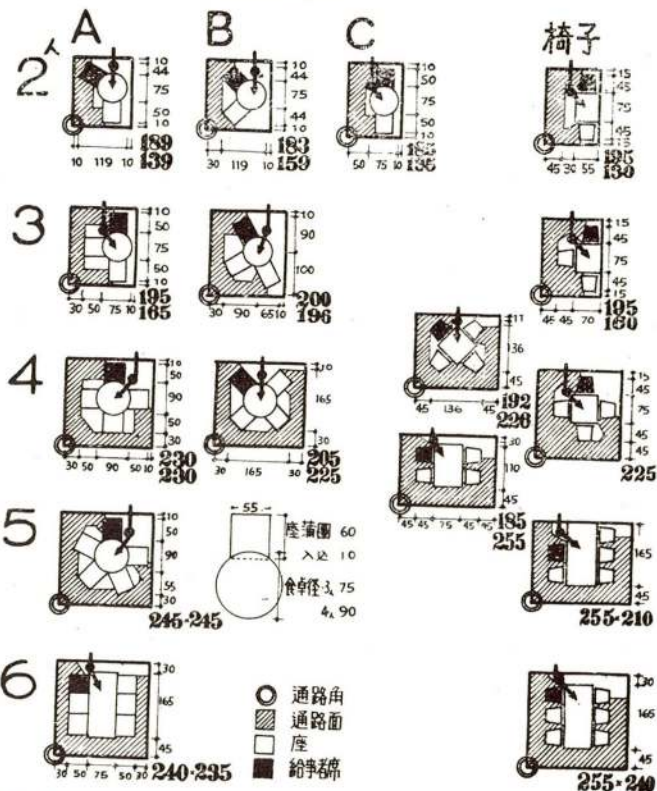
こゝで問題になるのは、着座様式、椅子生活と座式生活とである。兩者について検討を加へる事としやう。

坐式。食室では食卓が中心となる。矩形卓（以下角卓と云ふ）と圓卓とが考へられる。多人數家族の場合大きな食卓が必要する點からも、連結使用の便からも角卓が有利となるが中人數以下では人數の隨時の變化に對する融通性のある事、年齢による體の大小、幼兒の哺食等の關係から圓卓の方が好都合である。此の點から5人以下圓卓6人以上角卓と考へる。食卓の標準寸法は次表（標準）の如きものとされるが、之は成員全部を成人として、互に肘をつきあわさないやうに考へられたもので、對向直徑も最大値がとられてゐるが、家庭の食卓・食器の大きさ・數・人員構成を考へ、後記の標準を作成、之によつて考察する事とした。圓卓では90cm直徑のものであれば5人まで萬能と考へられる。なほこの考察では乳兒は考慮に入れない。

椅子式。坐式と全く同様。但し椅子のある關係上全部角卓として考へた。

人数	圓卓(標準)	角卓(標準)	圓卓	角卓
2	60-80	80-100	55-65	75
3	70-90	≧ 67.5-72.5	≧ 70	≧ 75
4	80-100	≧ 110-130	90	≧ 165
5	92.5-112	≧ 122.5-147.5	≧ 165	≧ 220
6		≧ 165-195		
7		≧ 177.5-212.5		
8		≧ 220-260		

さて之を中心として家族成員が卓につく時、着座時各成員が自由に座をはづし得る事、主婦が給事に便なる如く位置する事、その脇に桌面以下に主食櫃等をそなへる空間をもつこと等を條件として最小必要空間を求めれば、第2圖の如くなり、之より次表を得る。



第2圖・食室の最小寸法

着座数	坐式			椅子式		最小區劃形(單位)	面積(帖)
	類別	開口	奥行	開口	奥行		
2	A	139(1.5)	189(2)	130(1.5)	195(2)	1.5×2	1.5
	B	159(2)	183(≧)				
	C	135(1.5)	185(≧)				
3	A	165(2.)	195(≧)	160(2)	195(≧)	2×2	2.0
	B	196(2.5)	200(2.5)	226(2.5)	192(≧)		
4	A	230(≧)	230(≧)	225(≧)	225(2.5)	2.5×2	2.5
	B	225(≧)	205(≧)	255(3)	185(2)		
5		245(3)	245(3)	255(3)	210(2.5)		
	(角)	235(2.5)	210(2.5)			2.5×2.5(坐)	3.2
						3×2.5(椅)	3.75
6	≧	≧(≧)	240(3)	≧(≧)	240(3)	2.5×3(坐)	≧
7	≧	≧(≧)	265(≧)	≧(≧)	265(≧)	3×3(椅)	4.5

「附記」坐式の場合、座蒲團は55×60とし、卓端より10㎝中へ入りこむとし、通路としては横間通行（最小限通路巾）として30をとり通路にあらざる所には10の餘裕をとる。椅子式の場合は卓端より椅子背面まで45とし、それより通路巾45通路にあらざる場所15をとる。

間口とは炊事場に開口をもつ面を云ひ、奥行は之に直角の長さを云ふ。（ ）内は建築單位數。

人數は成人を以て示す。子供成員を含む場合は低構成の大いさにて可なる場合あるも、後述の理由により食堂に可及的餘裕を與へるため全員成人とみなした大いさを以て最小限とし、以下に適用することとする。

生活過程と空間の轉用

我住宅を構成する住居面は、あらゆる居住の用途に供せられ得る點に、融通性のつよみと生活の質的低下への危険性を内包する。しからばどこでその危険は阻止されるべきか。

住居空間にとつて異つた内容をもつ生活過程の主なるものをあげると、常時、食事、就寢、及特別の場合である。こゝに常時とは食・寢以外の家事・團樂・執務・養育等の日常生活をさす。

(1) まづ寢室空間を考へてみよう。之は既述の如き空間を必要とする。晝間は特別の場合以外は寢室としては使用しない。したがつて、住居面の縮少が強制される場合、晝間他の生活に流用する事となる。臥寢の狀態が各種姿勢のうち最も大きな面積をとるのであるから、他の用途に供する場合、夫に要する家具の配置さへ適當に顧慮すれば、特別の要求のない限り廣さは充分である。但し寢具の出入・掃除をなす時・家族が別空間へ逃避し得る事が衛生上のぞましい。

(2) 食室。食事時のみ使用。故に中間他の用途に轉用可能。但し食事の用意の間は食事時と同様清潔を持したい。然るに一方家族團樂は食事後に繼續して行はれるものとしてこの空間で行はれるのが合理的である。

(3) さて今、日常の生活過程の進行を考へてみる。同一空間の様々な用途への轉用を考へて行くと、まづぶつかるのは、朝、起床と朝食が繼起的に重複して行はれる場合である。即ち、寢室と食室の轉用能否如何である。寢具の出入と食事の準備或は遂行との分離は絶対に必要である。食事團樂等に對し幼兒其他の早就寢者の寢室の分離もやはり要求されて来る。生活訓練で之等を克服し

やうとするのは、若干無理な要求である。こゝから家事の衛生的進行を得るためにはどうしても食寢兩室の轉用はさけられねばならぬと考へる。之は極小住宅に於て極端な過密を犯しても尙實就寢室が集中される事に伺はれる如く、衛生的生活に無智の大衆の間では生活の利便からも現實に行はれてゐる處である。机上で考へられた就寢室の合理的分散等は建築家の夢である。從て、我々はこゝにまづ**食・寢室の分離**と云ふ生活の質的低下防止の第一線・生活様式再建の基準點をうちたてねばならぬ。此の食・寢分離は平板的にみられやすい住居面の最初の意識的機能づけとして重視されねばならぬ。そして食事と團樂の結合を發展開花させる事により、食室を居間へと飛躍せしめ**日本の粗惡居住の本質**をなす居・寢結合の止揚への起點とせねばならぬ。

生活様式の發展を歴史的に考察すれば、都市粗惡住宅の發展・定型は日本民族本來の（農民住宅にみうけられる）住居形式から食・寢分離をうばひ去つたのである。之を、健全な生活への第一條件としてとりもどさねばならぬ。椅子式着座様式の發展もこの分離された食室を通じてはじめて可能となるのである。

(4) 食室寢室分離を基本條件とすると、他の困難條件は殆ど解決出来る。寢具出入時の逃避所として食室をあてればあとは寢具を除かれた廣い住居面が常時使用に供せられる。團樂から分離する要のある過程・執務・勉學等もこゝで行はれる事が出来る。但しこのためには上掲寢室面にそれに必要な家具面を加へねばならぬ。

(5) 小住宅では無論の事ながら廊下の如き純粹通路面は出来るだけ避けたい。之が爲に**通路の轉用**を考慮する事が必要である。即ち、夜間は食室が通路中心となり、晝間は寢室迂回路が構成されると云ふ場合は、強ひて廊下の如きものをとる必要がない。

(6) 特別の場合。來客・輕度或は突發の病人就寢の場合が之である。日常の生活過程との交錯を考へてみよう。もつとも困難な場合は寢室面が使用又は半使用の狀態でしかも食事中。併し此食事中の訪問は食事を共にする客でなければ絕對行はないと云ふ生活訓練の方で防がれねばならぬ。客でなく、事務的所用の訪問者は玄關で應對され

る。従つて事情のゆるすかぎり玄關の構成はこの願慮が必要である。病者とは寢室空間を分ちたい。従て分つ必要のおこる3,4人程度以上の家族構成では寢室が2以上あつてほしい。但し分離によつて生ずる一方の過密は止むを得ないであらう。我々は今最低條件を探求してゐるのである。此の非常の場合こそ、最高の過密居住技術の發揮されてよい時である。來泊者の場合も病者と同様に考へられてよい。住居面に余裕のある事は望ましいが、その余裕を斯様な特別の場合を理由として望む事は、隣組開催の爲の大間所望の如きと同じく、程度をすぎると生活様式改善と反對の要求である事を心得ねばならぬ。改善の方向は夫と反對に進みつゝある筈である。

空間の獨立性

住居は健全なる夫婦生活の根據でなくてはならない。結婚によつて親、或は新夫婦が分離せる寢室をもつと云ふ健全な舊生活様式は確保・定立されねばならない。と同時に成年子女の寢室も亦両親の夫から獨立するのがのぞましい。そしてこの場合は之に適當の家具面を附加すれば夫で、彼等の全生活空間ともなる。以上の事から、家族數の増加に従て間數を適度に増加させる事、夫々可及的に獨立性を與へる事、が願慮さるべき條件となる。之は前項の病人の場合をも考へ合はせて、是非考慮しておかねばならぬ。但し室空間の獨立性は夏期通過通風が要求せられる氣候條件では解決困難である。通風のためには、食居室や玄關と寢室とが強度の遮斷性を要求してゐない點が利用されるべきである。

之に對して食居室は、獨立性を必要としない。却つて通路面の如きをこの中へ包含してその一部を通路中心にあてる如き解決も通路の轉用を考慮すれば可能である。之は食室擴大を結果して廊下をとつたものより合理的平面を生むであらう。

最小限條件

以上を要約して住居に對し要求せられる最小限條件を列記しやう。

(1) 家族は就寢に必要な住居面をもつ事——寢具面・脱衣・通路面及び所要家具面。家族人員の増加にしたがつて可及的に分離された間をとる

事。

衣料・寢具關係品收納の押入・家具壁面をもつ事、學童以上に對してはその必要家具をも含む。

(2) 寢室面以外に之と分離された食室をもつ事。大小の最小限は自由着席、食事及給事の可能。充分條件は、團樂・家事等、常時生活の本據としての充分な空間と施設。

食事關係用具・收納家具の外、ラヂオ・祭壇等が集約配置されるのがよい。

(3) 玄關。簡單な應對可能。通勤・外出用具(履物・雨具・自轉車等)の收納所をもつ事。

(4) 中央化すべきもの、洗濯場・浴場・隣組集會場。

(5) 最小限住居に對しては、住居面の完全な整理のため特に物置面が充分あたへられねばならぬ。

(6) 家具面・通路面(之は現實の計畫では住居面の中に入つて來る)を含まない最低住居面、及び之に家具通路面として1割加算した所要最低住居面——。

家族人員	寢室	食室	計	1人當住居面	所要最低住居面
2	4.5	1.5	6.0	3.00	3.3
3	4.5, 3	2.0	9.5	3.16	3.5
4	6.3	2.5	11.5	2.88	3.2
5	6.4, 5	3.25	13.5	2.75	3.0
6	6.4, 5, 3	3.75	17.25	2.87	3.2
7	6.6, 3	4.5	19.5	2.78	3.1
8	6.6, 4.5	4.5	21.0	2.62	2.9

但し之は、居住者の數と住居の居間構成がピッタリ適合してゐる場合で、現實の住居面構成は之と一致する事が稀とみるべきものであるから、こゝに表はされた1人當3.0~3.5帖と云ふ數字は、全く最低限所要住居面積と云ひ得るであらう。住居の「すみ方」が規正されねばならぬとすれば、まさに此の程度の數字が最低限としてとりあげられねばならないであらう。家族成員平均毎時27m³の新鮮なる空氣を必要するとすれば、この最小限條件は、寢室空間(1人當2.0~2.3帖)に於て1時間2.5~2.9回、全空間について1.7~1.9回の換氣を必要とする事となる。

建設の規準

前項で示した家族人員に對する住居面構成の最

小限要求は、居住者にピッタリ適合した間區劃構成が與へられた時の寸分の隙のない條件である。ところが現實は住宅をかく衣服の如く居住者にピッタリ合はせる事が出来ない。家族の生長變化・適時適合住宅供給の困難は夫を不可能にする。従て國民住宅の大量建設と云ふが如き課題に對しては、之等の細分を集積一括して數段にわけ、各段階に含まるべき居住者構成の各變化に應じた最適の構成を上掲の探求から求めて與へる方法がとられねばならない。此の段階の構成は住宅供給の規模と關係をもつ。筆者は住宅經營の公共化即ち貸家住宅を原則と考へ、今試みに之を室數によつて分ち、2,3,4室住居に對する 適合家族構成と合理的間構成の一例を表示すれば次表となる。

種類	家族構成	人員	間構成	壁面	押入	住居面	1人當住居面
2室住居	(夫婦の他乳兒)	2~3	6, 2'	3	3	8.5	2.83—4.25
3室住居	(夫婦兒童以上1~2人乳兒)	3~5	6', 4.5, 25'	4	5	14.5	2.90—4.83
4室住居	(夫婦兒童以上3~5人乳兒)	5~8	6', 6, 4.5', 4.5	6	6	22.75	2.84—4.55

「附記」壁面は家具配置のためのもの、押入面共所要間口長を建築單位を以て示す、間中(′)のあるものは、間脇板間をもつ事を示す。

3,4室住宅に於ては家族構成に應じて更に之を細分した方が合理的となるが、いづれにせよ大量建設に於ける型の採用(夫は多かれ少なかれ當然必要されるものである)と云ふ事實が、以上にみる如く1人當所要最低面積を、前述の最低條件よりも上昇せしめると云ふ事に注意せねばならぬ。上掲案ではかくして、建設最低標準は大體平均して1人當3.5~4.0帖となる。

なほ之が計畫にあたり、注意すべき點を列挙すれば

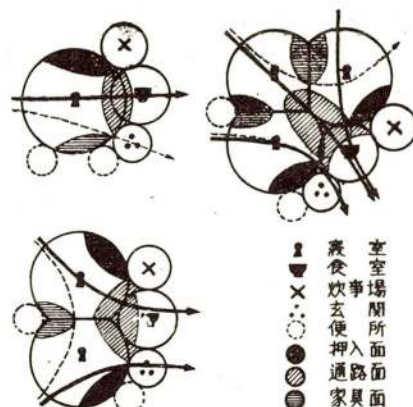
(1) 上表は、食・寢室の通路關係が無駄なく配置された事を條件とする。故に、平面計畫は夫を實現するものでなくてはならぬ。即ち、主寢室の夜間通行の拒否、各間の通路面(通路角)の求心的配置。

(2) 家具面(表では、間脇板間として示しておいた)の合理的配置、その使用面と、食・寢室内通路面とを可及的一致させる事。

(3) 通過通風の流れ構成。一又は二室を通過する通風を考へる事。但夜間は寢室間の開放をさけ得、寢具出入時には食室と遮斷した通風を得る

如く顧慮する事。

以上の條件を*簡單に組織圖として示すと第3圖



となる。(矢印は空氣の流通線・實線は夜、點線は掃除時を示す)。

さて上述の建設

の規準は、一方ではその立案の基礎となつた生活様式を住宅の居住者の生活にまで貫徹しなければならぬ。したがつて、各型についての各居住者構成に對する「住ひ方」が確立され完備された住宅經營機構を通じてその實施が監視されねばならぬ。

一方、間の標準化とその用途の規定は、家具規格の再檢討、夫々適合する家具の探求にまで進まねばならない。例へば食室に於て我々は前段では家具と人員とから區劃の大きさを求めたが、次に我々のなすべき事は與へられた區劃の種類(上表では2', 2.5', 及4.5帖を與へてゐる)と居住者構成の組合せから、最も轉用性の多い家具寸度を求めると云ふ云はゞ求心的方向の研究がなされねばならぬ。住宅の如き對象に對する寸法的研究は斯くの如き3段の研討(最小所要寸法の探求・建築單位へ割當・夫の内容構成物としての各部寸法の再決定)を以てはじめて結實されるものと筆者は考へる。之によつて「建設の基準」は完結されるのであるが、本稿では之には言及しない。

椅子式と坐式

食卓面・寢床面の清潔性・起居動作の合理化から食室・寢室の椅子式化がのぞまれるが、採暖施設の缺除による冬期に於ける脚部の寒冷てふ最大

缺點をのぞいても、前者食室では多数家具の常備後者寢室では更にこの他に融通性の消失・或は不便な廠舎式頂方就寝が缺點として生ずる。この内食室の方で缺陷よりも利點の方をとると、椅子式化の種々の方法が考へらる。

(1) そのまゝ食室のみを椅子化する。寢床面の不潔感が増大するが、間仕切の整備によつて或程度防ぎ得るし最も實施しやすい改革の一つである。

(2) 常住食室に爐を切り着座様式のみを改善する。起居動作は一層不便になる。此の爐底面が土間につき、その延長に屋内交通の極・便所が



ある場合は、舊農民住宅の一様式である。

(3) 食室床面を下げる。寢床面で行はれる生活過程の大小により異なるが段の上下は苦痛となる。我々の祖先は下便所のみをもつ或種の農家・町家に於てこの生活をしてゐた。そこでは土間が住居面の一部であつた。

(4) 寢室面をたゞ融通性をもつた寢床面に縮小してしまふ方法。融通性のため側軸方向の連続が必要であるから、寢床への上下は頭方又は足方就寝の形となる。各疊面に下床面が平行し接してつくられねばならぬから、特殊な解決以外には不適である。廠舎・大陸農民のあるもの・はこの生活様式をとつて居る。

着座様式の再検討は、書院式疊面生活のみが日本人的生活様式でなかつた事、我々に最も近い農

民・町人の生活は、椅子式着座を形式化されずにはあるがもつてゐた事、夫が土間と密接に結合されてゐた事を示す。都市住宅の發展とその營利的追求は、この形式化されてゐなかつた様式を無視する事により、土間の止揚と云ふ形で營利性の向上と結合して其改革を實現した。したがつて着座様式の改革は、都市環境の整備と平行する土間の正しい繼承と、新しい採暖様式の確立を通じて、一度は住居面の中から後退した土間の精神をその中にたくみに復活せしめるものとして到達し得られるであらう。住居空間の再構成はかく展望される。

結語

以上、筆者は極小住宅に於ける生活過程の分析を基礎として、所要住居面を算出し、居住人員に對する最小限條件を求め、ついで建設に於ける型の採用がもたらす1人當住居面積の上昇を一例を以て考察し、之から導かれる建設に於ける最低標準と住居面構成の組織をスケッチしてみた。

國民住居の探求は、まづ單に量的擴りとして從來把握されてゐた住居面の認識に對する曖昧性を拂拭するにある。夫は生活過程遂行に對するその機能の緻密な研討に基き、健全なる國民生活の創造に對しあたへられるべき條件からみちびかれる。その認識の曖昧性の故に建築學其物が曖昧化されてはならない。こゝに斷乎最低防禦線をきづき、建築が生物學的問題でなく文化的問題である事を明にしなければならぬ。健全な生活文化を顧慮しない生活最少限は、國民への偽瞞である。

筆者の呈出した最少限條件及タイプ條件はきわめて切りつめたもので、東亞共榮圈の盟主たるべき日本の國民住居としては満足すべきものではない。しかし夫さへも住居面の單なる量的把握の下に無視されやすいとすれば、我々はまづこの最低限條件の全國民住居に於ける確立を目標しなければならない。しかる後我々は、之と同時に更に住居の健全な質的發展をはからねばならぬ。筆者は夫が、住居空間に關しては上述の食室の充分なる空間をもつた室居への發展に於て追求さるべきものであると考へてゐる。住居生活様式が一時國民から巧妙にも奪ひとつた食・寢分離を、新しい住居と生活の中に再確立し、發展せしめる事——之が我國生活様式の今後の發展の上に課せられた大きな使命の一つである。(2601.3.3)

案 試 一 の 居 住 民 庶

大 下 順 三 郎*

(1) まへがき

聖戰茲に第五年、肇國未曾有の難局に直面せる我大和民族の偉大なる奉公心の發露を見よ。大陸の擴野に、南海の洋上に、一死以而無上の榮譽と爲す皇軍勇士の活躍は只々感謝の言外であり、更に銃後國民の倦まざる一致團結と、懸命の職域奉公も眞に心強い限りである。強者に屈せず、弱者に驕らず、難局に處して益々協同一致其の精華を發揚するは、古來我大和民族の心髓であるが、此の不滅の精神力も、畢竟健全なる心身を以てこそ充分なる活躍が期し得られる事は申す迄もない。民族の飛躍と戦争は不可避であり、物質文明は更に之を長期戦化させることは、歴史に徴しても明かである。今次の支那事變を始め第二次歐洲の動亂や、更に風波立ち初めんとする太平洋上の赤信號を想起するとき、所謂國家總力戦に對して全國民の健康と人口の増殖は最大の急務であり、産業戦士や庶民階級層に於ける厚生施設、特に健全なる住居提供の如何に緊急なるかは今更贅言の余地はない。戦争と住宅拂底、此の不可避なる重大問題を如何に解決すべきかは、國家の政策としても己に議會の協賛を経たる、住宅營團法に於ても其の最小限度が明示され、之等の厚生住宅を萬遺憾なき様實施すべきことこそ、吾々健策技術者に課せられたる當面の重大問題である。

(2) 國民生活の標準化

古來より稱へられる衣食住の問題も、時局下に於て最近衣の問題は、國民服の制定となり、食の事柄に關しては、量の配給に、代用食の研究に、之亦實質的國民食なるものが標準化されてゐるにも不拘、獨り住居の問題が未解決に取殘されてゐることは、此の問題自體が重大であるとは云へ、吾々健策技術者が無責任、否餘りにも消極的なためではなからうか。而し乍ら住居問題に關する限り、他の衣食の如き簡單なる改變は不可能であり多額の物資を要し、相當年月の將來性を考慮すべ

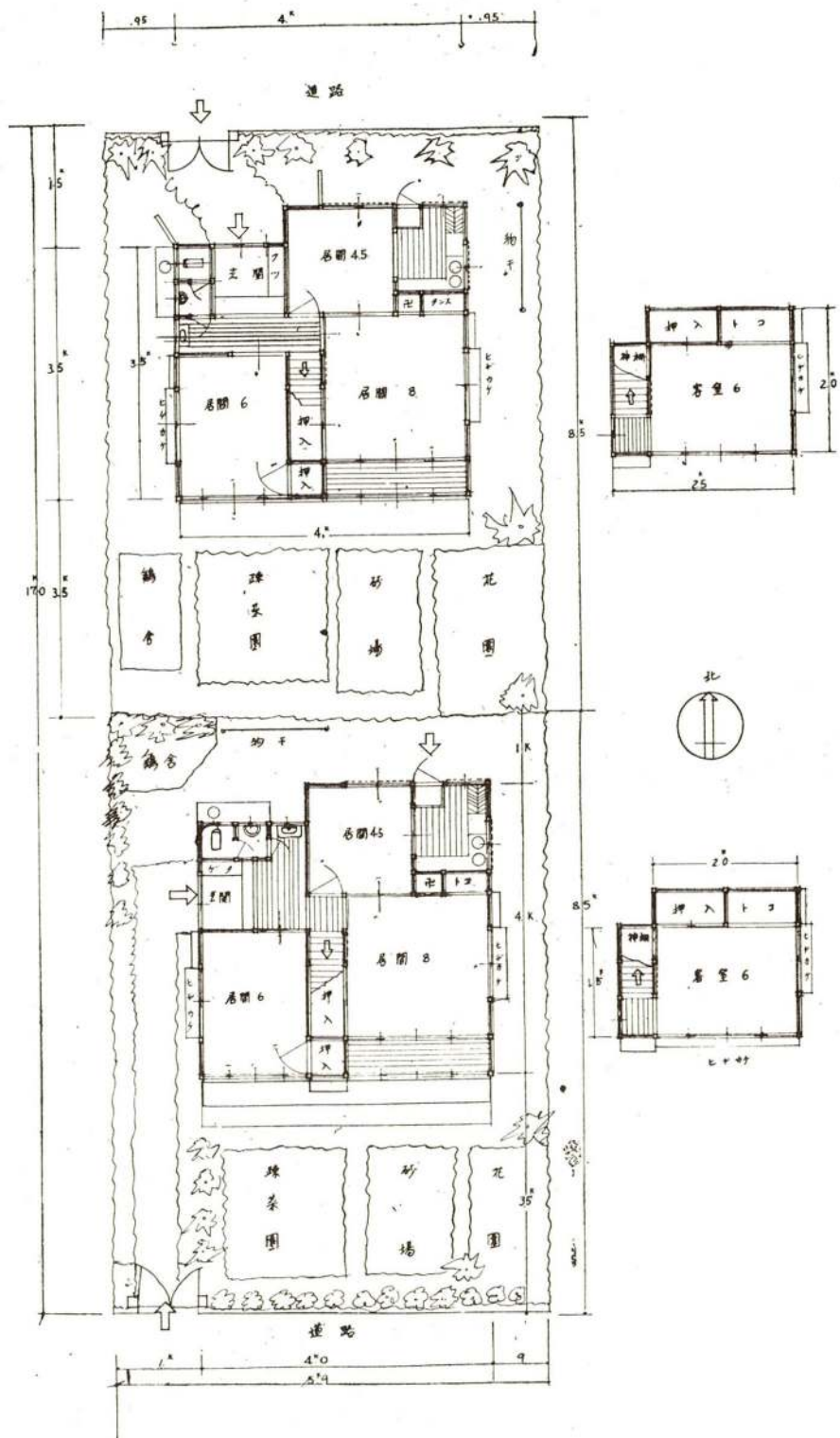
きで、單なる思ひ付きや現下の逼迫せる情勢に驅られて、悔を將來に残してはならないことは勿論である。國民の大部は勤勞庶民階級であり、眞に國家の興隆を擔ふ要素が之等庶民階級の健全なる厚生に依るものである以上、此の住居問題は一刻も等閑に附することを得不い状態である。國家發展の重大要素は實に純血を享け繼ぐ民族の増殖にあることは、現在世界諸國の實狀に於いて、將又歴史に徴しても餘りにも明かである。吾々は我大和民族の現狀人口増加率の、決して樂觀すべき状態でない事を銘記すべきである。住居は今更論する迄もなく、人間生活の根據であり、民族増殖の泉源である。人間の生活と生存とは重大なる定義の相違が存する筈であり、從つて國民住居の問題も現狀の如き其の生存にも不適なる實狀より速に逸脱して、あくまでも日本人生活の根據にふさわしきものであらねばならない。疲勞の恢復と慰安に適する住居、子女の育成に適する設備、終日を屋内にて過す主婦の作業室の關連や、洋室と和室、マツチ箱形と深い軒先、ベッドと疊敷、何れも一得一失其の長所は尙ぶべきとは云へ、現在の時局は徒なる理論よりも、窮乏せる物と資貴重なる勞力を基本として、質素、堅牢、明朗にして融通性あり、而も實現性容易なることを第一條件として、其の標準を考慮せねばならぬ事は勿論、材料規格、京間、田舎間、建具寸法家具其他の統一問題も、併せて解決さるべきである。

(3) 敷地の一般計畫に就いて

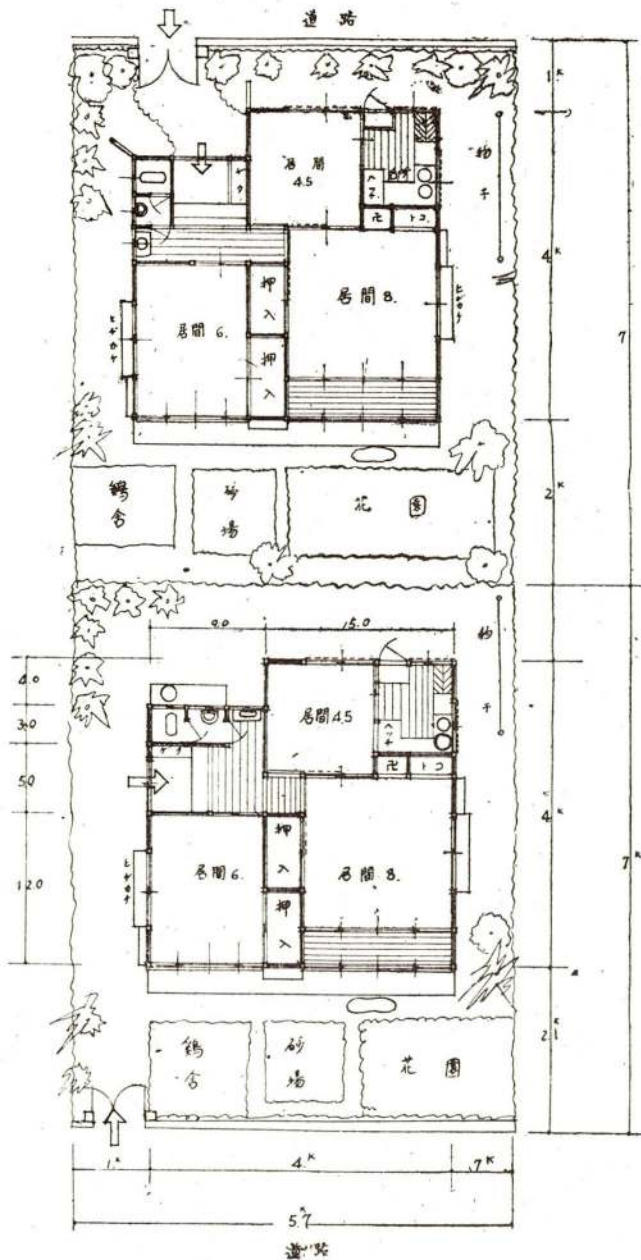
敷地の大きさ、方位形態等は住居の平面計畫に準據して、決定することが理想であり、又空地の大なることや、東西に長き敷地で而も北側に出入口を有し、前後面共道路のあること等は望ましい事ではあるが、現實に吾々庶民階級の敷地としては凡そ經濟的にも縁遠いことである。特に地價の高い場所や關西方面の様に奥行の大なる宅地造成を完了せる地域では至難に近いことである。今度

*本會常務・京阪電鐵技師

の住宅營團法の計畫の様に、大量の住宅計畫と或程度經濟上の考慮を無視し得る機會に於いては、此の點眞に解決も容易である。南北貫通型の道路網は、大なる敷地割に於いてのみ利用し易く、一般庶民階級向の小敷地割に於ては東西貫通型を選び而も小なる敷地面積に於いては日照と通風上より、出来るだけ二階建を避け、止むを得ざる場合は北側道路に面するものにのみ、此の二階建を用ふべきである。新聞紙上に傳へられる住宅營團國民住居の一般標準敷地も、甲型50坪、乙型40坪、丙型30坪、で建物は同様20坪、15坪、10坪で大體其の敷地と建築面積比は0.4~0.33程度で、法規に制定せられたる空地々區には未だ及ばざる憾あるも、現状の密集地帯を考へれば相當の改善は期待し得らると思惟されるも、現在の物資不足時代に於て、防空的見地より如何



甲型・敷地50坪建物延20坪



乙型・敷地30坪建物15坪

なる考慮をなすべきかは、注意を要するべきことである。

(4) 平面の一般計画に就いて

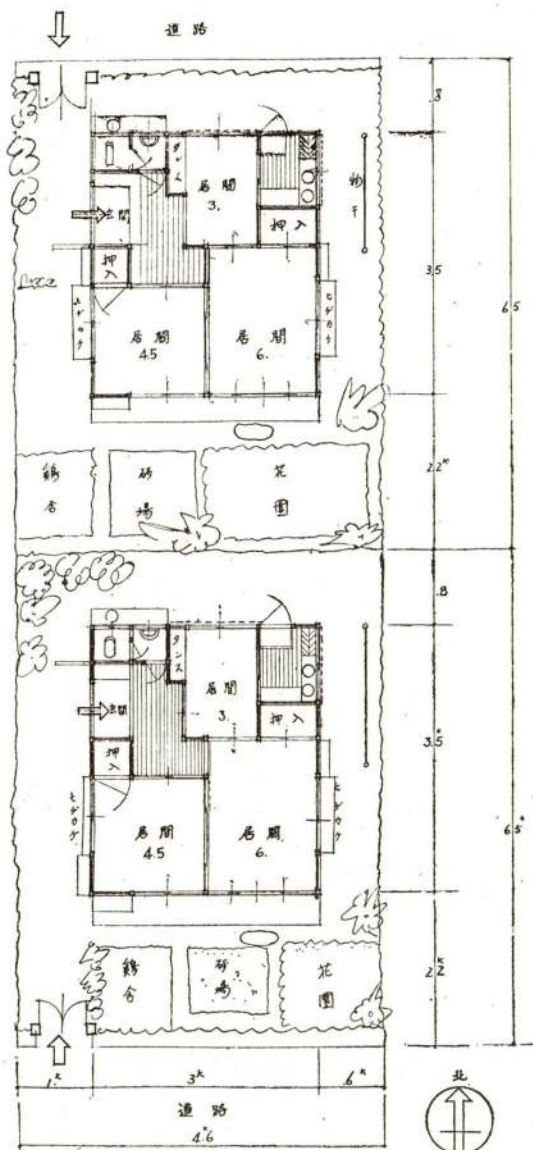
居室の単位利用価値の比較其他に就いては、最近に於いても己に數氏の發表ありたるを以て、之等の重複を避け省略するも、元來住居の平面計畫は居住家族數を根據として、必要なる諸室を考

慮すべきは勿論なるも、現在の勤勞庶民階級の實狀は、其の家庭に於ける收入を基本として、生活、否生存に必要な最小限度の居室面積にも及ばない狭少なる現狀を考へるなれば、先づ建坪に比較して最大限度の居室床面積を與へねばならない。多數家族に對する國家的補償施設も、科學的根據に基づく理想案亦勿論必要なるも、庶民階級は概して多數の子女を有し、一般に忘れ勝な老人との別居生活も、經濟的理由より至難にして、常に狭小なる居室に於いて多數の家族が雜居を餘議なくされてゐることが多く、各個人當りの床面積に至りては實に想像以上に狭小である。斯る窮狀に對し平面計畫の一方法としては、出来るだけ居室面積の増大と、獨立性及外氣、特に大量の日照を受けしむる事が必要である。又居室は出来るだけ融通性に富む疊數を多くし、單位面積に對する居住人員の比率を減ぜしむれば、之等庶民階級の家屋に於いては構造粗惡なるもの多く室内の自然換氣も案外良好で、居室に必要な空氣量特に炭酸瓦斯說に基く室内體積の關係等は、餘程有利に解決されると考へられる。

(5) 提案に對する平面計畫の概要に就いて

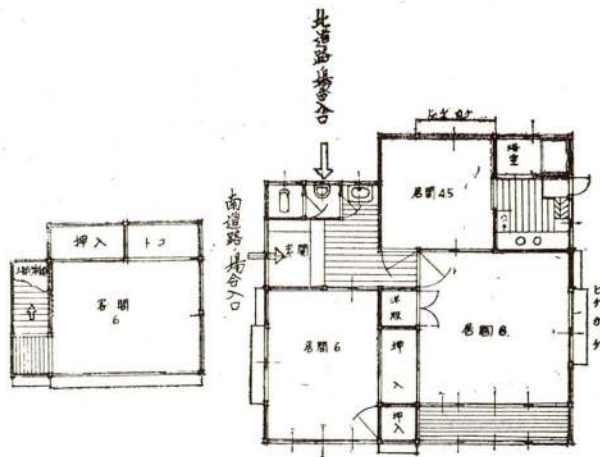
本提案は國民住居としては理想案でもなく、舊態依然たる平凡なものではあるが、住宅營團に示さ

れた敷地や、建物坪數を基本として時局下限られた資材を使用して、經濟と管理と、實現性を主眼として、從來の狭小なる居室より解放への第一歩として「出来るだけ居室面積を大きく、且つ靈通性を大ならしむ」との前記主旨に基いての一試案である。従つて一般庶民階級向き賃貸家建築、又は社宅等として、敷地と道路並に方位關係にも支障なく應用容易なる様考慮をなし、乙型と云ふ共



丙型・敷地30坪建坪10.5坪

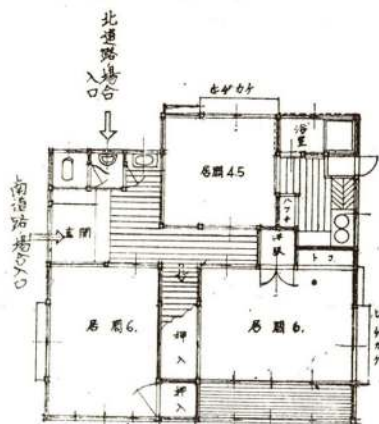
通的な基本平面を考へて、之に二階を附したるものが甲型であり、更に甲'、乙'共に主室を小變せしめたものである。元より個々に就いて比判すれば、子供室等は必要に應じて洋室となすを可とすべき等多々あるも、平面計畫は出来るだけ質量大なる方形に近からしめ、間口の擴大を抑止し、主要居室は南面せしめ、最大の日照を得さしめ、居室の獨立性と連絡には特に留意し、地方に依りて異なる夏期の涼風方向を考へて、南北方向の通風及東西方向風の取入れにも留意して、此の兩方面共窓を設け得るこにを條件とせるも、不必要なれば閉塞しても差支へない。甲'及乙'型は炊事場の出



4.75坪

15.25坪

甲型・敷地50坪、建物20坪



乙'型・敷地40坪、建坪15坪

入口を東方に設けたるは、冬期の寒風を防止するの目的なるも、必要に依り北側出入口へは變更容易である。平面の出入を少くすることは、經濟上は勿論構造上よりも強度上よりも必要であり且つ敷地の利用上も亦有利であるが、平面計畫は無理が伴ひ易い。又鬼門の問題等今更迷信的な事柄は論すべき余地もないとは云へ、多數の庶民階級に迷信打破を教化することは至難であるのみならず、精神的に考へても斯る不安をなからしむことも一面必要な場合もあり得るを以て、此の線内には玄関とか便所等を避けて見ることにした。敷地の南面には趣味と實用を兼ねて一坪農園と鶏舎を設け、子供達の情操教育にも資する如く考へて見た。敷地の西北方には出来るだけ常緑樹を密生せしめ、防火と冬期の寒風と、夏期の午後には於ける太陽の横射を減ぜしめ、併せて隣地台所附近の見透しを防止する様考慮せり。(16.2.28)

これからの住宅と生活用具

豊 口 克 平*

事變發生と同時に各種金屬(金、白金、銅、鉄、鐵銅、鉛、錫、亞鉛及各種の合金類)の使用並に製造に関する制限又は禁止法令が出、次いで纖維、皮革、ゴムも漸次吾々の生活の中から消え去つたり極度の統制による制限が加へられる様になつた。何れも軍需重要資材である事は勿論、その大部分が輸入を俟たなければならない種類の資材である事が明らかにされるに及んで始めて物の價値を認識し今更の様に驚かされた。急遽動員された科學陣は次から次へを急ごしらへの代用材料、代用品を世に送つたが從來の生活に慣らされた吾々にとつては其の何れもが不満足なものであり、これが育成に協力するといふよりも、むしろ之を拒否する様な有様で之等の物資、物貨は今日まで大きな苦難の道を歩いて來てゐる。一方新興製品として擡頭しつゝあつた例へば合成樹脂製品の如きは時代の波と共に之に拍車をかけて躍進し各種の目醒しい家庭製品を提示して呉れた事は事實である。だが良質の代用品や新興製品が出ると直ちに生産の擴充による實用化と共に軍需に吸引され又は其資材が不足して來るといふ結果を生むものが少くない。例へば石炭酸樹脂、魚革、ヴァルカナリズドファイバー、再生ゴム等。新興的代用品又は新製品以外に代用的役割を買つて出たものに天然資材の利用と舊生活用品の復活がある。資源愛護の思想と傳統精神の強調はまことに結構な事であるが之が積極的生活文化の確立を意味せず却つて前記の代用品、新興製品に對する反動的不信任から消極的生活の懷古趣味に沈没しつゝあるものも澤山見る事が出來た。夫等は何等建設的ではなく、科學的ではなく、全く文化的後退を意味するものである。

かくして禁制品の買漁り買溜め、下手物の横行、邪道的日本傳統形式の強調、半端な妥協工作等が混然として奇妙なる憂ふ可き世態を現出して今日に及んでゐるのであるが、9.18の物價停止令、7.7奢侈品の製造販賣統制令、協定、公定價格、規格

※商工省工務指導所關西支所技師

の設定が矢繼早に政府の手で強行法令化されるに及んで少々生活必需品の一端が國民生活の軌道に乗せられ様といふところ迄漕ぎつけた形である。

先づ吾々は現在日本商工會議所が代用品中優良品を嚴密な委員會にかけて選定して國民にその常用を勧めつゝある如く又商工省に於て生活必需工藝品展を開催して全國から新しい戦時下の國民生活用具の提案を求め新生活の設計に乗り出し生産業者の生産調整及助長と國民の新生活の指導を計畫しつゝある如く又大毎が勞務者住宅の新計畫を建築技術者のみならず一般國民から募集しつゝある等何れもが將來の大東亞共榮圈の指導者の文化確立の上に緊急を要する事のみである。

現代の生活文化

生活文化といふ事は譯して個人的天才の仕事ではない。一般の生活者が創造的、科學的、社會的である事によつて築き上げられるものである。大衆の築く生活文化の問題が現代に於て重要視されるに至つた事はまことにうれしい。組織化される次代を期待される事である、社會的——即倫理性、創造的——即藝術性、及科學性、この何れが缺けても完全な文化は生れない。我國と歐米諸國との比較の場合夫々の場合の相違と長短を見出す事が出来るが嚴正なる立場に於て我々は急遽再検討と其新時代の建設的文化の實踐化がなされなければならない。此事は高度なる國家と鞏固な民族を作る上に強力な軍備と共に重要な問題でなければならない。

こゝでは私の専門である生活用具に於て話をすゝめる事とするが戦時下に於ける生活用具は勿論奢侈品である可き筈はなく生活必需品の範圍を越えるものではない。それは新しき思想全體主義、協同主義の下に確立さる可き上は下へ、下は上への或巾の中に規定さる可き標準生活の規定を基礎として整理されなければならない。だが標準生活の規準に當つて今後幾多の解決困難な要素に突き

當る事を豫想しなければならない。

1. 個人生活の經濟的に見た標準生活を如何なる程度に置くか
2. 將來の理想的生活と今日の現實的生活の要素を如何様に採り上げ具體的に如何なる様式のものにするか
3. 生活の必需品の範圍を如何なる程度に需む可きか

即ち極度に跋行的な國民の經濟生活狀態、地方と都市に於ける生活上のローカリテイ、職業的、階級的風習の傳統性は夫々の理由を持ち、長所を持ち實際的に割り切れざるものがある事を痛感する。吾々は生活用具の問題を文化的に低下後退する事なく妥當なる結果を確立する事は生活用具と共に住居、衣服の問題其他各種の生活の各部間の綜合的檢討によつて基礎的問題を解決する必要が生じて來る所以である。(Wer ner Graff 著 Jetzt-wird Thre Wohnung einge richtet——斯くて貴方の家は設備される——の中に獨乙の標準生活を示す設備一揃ひについて1室、2室、3室の場合を二級づゝに分けて名稱、數、價格の表が記載されて居り勿論此本は獨乙の標準生活として勸むるに足る優良品を集めた型録風の圖録で夫々價格の外製造販賣先、設計者、材料、加工、仕上に至る迄親切に記載されてゐる。各室の設備を一つ一つ記述する事は出来ないが1室下350.70マーク、上1.753.75マーク、2室下927.20マーク、上2.045.35マーク、3室下1442.85マーク上3,094.60マークである。日本には從來こうした生活設計の案内書は見られなかつたが今度百貨店組合が戦時下生活の標準を示すために各百貨店が擔當研究の結果を發表してゐるのを見ると

アパート生活の場合83品目即ち室内用什器14、炊事用品42、食事用品、20、掃除、洗濯用品、11其他10、で内代用品 26品目總計 103圓02錢

新世帯生活の場合120品目、即ち玄關用品8、茶の間用品18、食事用品24、臺所用品51、厨房家具什器2、洗濯用品7、家庭用工具、掃除用品10、御不淨用品、屋外用品9、其他9で内代用品34品目、總計234圓49錢。(詳述出來ぬ事を遺憾とする。)

倫理的な問題

吾々の生活理念は肇國の大精神に基いて、之を

世界に顯揚し、滅私奉公、上は下へ下は上へと個人主義から全體主義、協同主義の生活へお互ひに接近し合一しなければならない。古來吾々には謙讓と犠牲の精神が誇られて來た筈である。歐米に於ける個人主義の發達は自己を主張するために他人の權利も認める。然して一つの秩序が生れてゐる。我國の場合は個人主義が誤られて自己のみを主張する非社會的な形が横行してゐる。それには公德はなく、立小便、電車の乗降の混亂、贅澤と違犯、公共物の汚損が平氣でなされる。だが新しい時代の倫理は之等を一掃して科學的な個人主義に更に謙讓と犠牲の新しい精神的なる要素を加へて全體的、協同主義に生活の形式を發展せしめなければならない。例へば衣に於ける國民服、食に於ける共同炊事、團體炊事、更に標準食器の制定、住の問題では共同住宅としての健康なるアパートメント、集合住宅、共同施設(浴場、遊園地綠地帯、娛樂場、炊事場、食堂等)其他標準家具や什器の問題の解決にまで發展せしむる必要が絶對にあらうと思はれる。

科學的な問題

事變前から生活の科學化といふ事が盛に提唱されつゝありながら其効果が遅々として進まなかつた理由として長い傳統生活の根強さと國民の生活經濟の問題が擧げられる。かつての生活合理化運動と現在のそれとはいさゝか其内容を異にするもので、現在は單に生活の能率や經濟のみに立脚して考へる事が出来ない。資材の問題と國民精神の問題が重要な條件となるからである。

最近勞務者住宅の問題がやかましく論議され出してゐるが誠に結構な事であつて同潤會アパートが勤勞階級に喜ばれた如く更に新時代の規準となる可き住宅形式の決定と具體的提示が一日も早からん事が希はれる。不良アパートや大阪の營利主義一點張りの不衛生な棟割長屋の撲滅が期待される。住宅に於ける椅子式、坐式の問題は仲々論議の結果の得られない問題で之は住宅構成の素材や煖房施設日本特有の夏季の濕度、更に住宅の面積といふ經濟的問題と服裝の問題が先づ重要な要件となつてゐる事を考へなければならない。この服裝の問題も其構成の單純さと利用更生等の經濟的問題から同様根強い傳統の力を持つて世界的特

異點を持続してゐるので此點住衣の綜合的檢討によつて將來に對する方策が確立されなければならない。先般も或協議會でこの住居に對する問題が提出された時、疊の上に於ける椅子式生活が提唱され又、疊の室を持つ椅子式主體の生活の將來性を力説する人あり、中には生活と面積の經濟から從來の和式疊上生活を是認するといふ有様である。衣服の問題に於て家庭では和服で坐臥し、外出に洋服を着して腰坐し、和服に帽子をかぶり、靴を穿き、丸まげにアツパツパを着して横行するに至つては日本人の綜合的器用さといふより其無感覺を一應驚かざるを得ないであらう。建設的な國民の執る可き道は先づ其藝術性や形式的な傳統性に禍される事なく勇敢に科學のメスによる手術が必要とされる事とたゞ單なる現在の彌縫の方策に終らず實現可能な將來の理想に對して眼をむける可きだと思ふ。獨乙の家事學の大家エルナ・マイヤー女史等も先づこの事を強く提唱してゐる。「美の問題は人によつて區々で誰も満足行く様に解決する事は出来ないから、それは暫く措いて、斯うした仲々決め難い趣味の見解に就いて論議するよりも、今日の働いてゐる主婦の精神と肉體とを綜合した意味での健康性の要求、不合理なものでマゴマゴしてゐるよりももつと大切な事をするために主婦を解放する要求の方が、家族にも國家にも遙かに重要であると思つていたゞき度い」と述べ健全な目的性が第一に提唱されてゐる（小池新二氏譯述新興家事學の一讀をおすゝめする）。こうした事から吾々がこゝで考察し様とする住宅の設備や用具の形式や内容が規定されて來る。例へば椅子、卓子、等又家具類の中でも住宅に取付けられて差支へのない洋服箆笥、臺所家具、下駄箱、暖房器具等從來と共考察及取扱ひ方に新しい出發を見出すが事出來ると思ふ。家庭生活に於ける實際的管理者である主婦が先づ第一に科學的である事が現代最も大事な事であるに限らず殆ど之等に關心を持たうとしないばかりか、電灯のヒューズの取替へ、ラヂオの調節さへも怪しい主婦の科學知識では新生活の設計は甚だむづかしい。先づこの方面からの強力な基礎工作が必要とされ様。

こゝで吾々の生活用具を大別して次の様に分けられる。歐米の物質文化の影響を受けたもの——

急速な物質文化の吸収を必要とした我國では其内容の檢討、特に我々の傳統的生活と合一せる妥當な方法を講ぜずそのまゝ受入れたものが少くない。これ等のものはこうした時局にこそ、民族性、風土性、其他生活的傳統の上に當つて正しく科學的檢討が緊急の問題とされる。こゝで初めて彼の長を採り我短を捨てた妥當なものとなり得る事が出来る。これ等のものに洋服箆笥、椅子、卓子、机等の洋家具、男女洋服、ラヂオケース、玩具類、洋茶器、照明具、厨房具、食器等がある。特に洋家具類は最近まで全く家庭に於ては實用的意味を持たず裝飾的に取扱はれて來た關係上其最も重要な寸法、機能的形態の自由等輕々に取扱はれて來たのであるが漸次之が實用の域に入るに及んでその内容の不快さを感じる様になつて再吟味が要求されてゐる事や、手付の洋茶器と日本茶器食器の二様に所持する事の可否、和洋服の二重生活問題等整理を要する數々を見出すことが出来る。

傳統的文化形態を保持するもの——長い傳統の形式の中に何等の批判も加へられずに現代の生活に採り入れられるもので勿論その存在理由のうなづかれるものもあるが又中には新しい生活のために一考されなければならないものも多い。衣服箆笥は今後の衣服（國民服、勞務服）の制定によつて當然變化が起つて來る事が豫想される。然しこの組重ねの形式はドイツのシュスターやドイツマンの新しい家具の形式として提唱される組合家具の理論を昔から實踐してゐる日本の特異な存在である。折疊可能な鏡臺、茶湯臺、暖房及湯沸用としての長火鉢、茶具整理の茶箆笥は今後の椅子式、坐式の生活形式によつて大變革が起つて來る種類のものであらうがこれ等の持つ利便さと堅實さは又充分生かされて然る可きものと思考される。屏風の機能、耐熱、耐藥性の強度な漆塗製の家具、什器類、タウト等も其奇異な點以上に材質的効用を見出した竹材の利用等我々の古來の日用用具を嚴密に再檢討すると夫々の長短を見出す事が出来る。勿論吾々は傳統の持つよきと強さを強調する必要があると共に習慣的生活感情のために生活の科學的飛躍即ち能率、機能、衛生等を阻害するものがあるとすれば之を除去し改善するのに勇敢であらねばならない。

代用工業製品及新興工業製品——何れも新しく

登場したものだけにこれ等の健全な發達は國家の保護と共に發明、考案者、工業家、消費者との強固な協力によつて始めて期待に沿ふ事が出来るのであつて、此度日本商工會議所が商工省、代用品協會と連絡して優良代用品の選定に乗り出し斯界の有識者によつて次から次へと信用に足る又工業普及化に何等資材の不安もなく、經濟的にも妥當な製品が吾々の生活に送り出される或は一方不良代用品の撲滅を意味するもので喜びに耐えない。この選定委員會は毎月繼續されて行くもので既にマークせられたものは靴は製靴、セルロイド鋏、硬質陶器製花型瓦斯七輪、同湯たんぽ、セルロイド被覆水筒、同洗面器並に霧吹、硬質磁器水筒、ベルト底布靴、プラスチック製齒刷子、ヴァルカナイズドファイバーランドセル、ボストンバック、擬革製トランク、同書類入、抱袍、豚皮靴、耐火耐熱陶器、製食卓鍋、セルロイド鋏、陶製手洗、同吸入器、プラスチック・フラスナー、半磁器製鉗、字消（消ゴム代用）安全剃刀、木栓、カスミスプレー等未だ幾許もないが、セルロイド基體に金屬の刃のみを附したセルロイド鋏やベルトの截切れを利用した靴等仲間面白く、鉗の選定に當つては石炭酸樹脂等の新興製品が充分良質のものとして認められるにもかゝらず現在資材の入手方不圓滑なため需給調整上之を除外せざるを得なかつたといふ様な事實も一考の價值ある事である。受審のため提出された澤山のものの中には素人考へを出でない未成育品が相當多い様で之等は其研究過程が頗る幼稚で何等の正規な科學の上に立つて居らずそのまゝでは決して育つ見込のないものである。特に木竹其他天然の資材の加工品が多いのは素人の取り付き易いためであらうか。これ等代用品の中にはむしろ新興工業製品と稱す可きものが代用品時代を契期として、その利用が擴大されて、飛躍を見つゝあるものが相當ある。例へば各種の合成樹脂製品（石炭酸、尿素、アクリル酸）はセルロイドの様な纖維素やカゼイン角質物と同様金屬代用として又日用家庭、事務用器具として食器、文房具、照明器具、容器類（日用品以外の電氣、化學的方面の利用多し）等其利用の進展振りは目醒しいものがある。アクリルの透明さは安全硝子として航空機の防風及透視に利用され、石炭酸樹脂を浸透焼成した硬化陶器は鐵管等

の代用品を世に送つて好評を博してゐる。ヴァルカナイズドファイバーは木綿屑から其材料が作られて頗る硬度の高い鍍金代用品（耐水、耐火度は低い）や其他の新製品を見せ、一般硝子製品、耐熱硝子、硬質硝子製品、アルマイト製品等も新興製品として益々日用品に將來が囑目される種類のものであらう。又天然材料としてのマンダ、マオラン、桑等の纖維が物理的、化學的處理によつて麻に代る強力な材料を提供したり、木竹材の合板接合、曲木等が新しい素材を提示したり新興製品の將來は益々洋洋たるものがある。盟邦ドイツの科學陣は我同様物資缺乏を補つて充分な程美しい躍進を見せてゐる。軍事用の石炭液化燃料等最も顯著なもので其他硝子、合成ゴム、各種合成樹脂に於て世界の斯界をリードしつゝあり米國に於ても同様合成樹脂界の最近の情報を見るに未だ我國に於て實驗室を出でない各種のものが工業實施化されて安價な日用品を市場に送り出してゐる有様は美しい限りと言はざるを得ない。例へば各種の器具に利用されて其堅牢を賞用されるフェノリツク、色彩鮮明なため輕快な日用品やラヂオケースに使用されるキャストフェノリツクや鉗、明飾雜貨に利用される牛乳や大豆から製造されるカゼイン角質物は一般的だとしても、堅牢な乾燥迅速な塗料アルカロイド、アセチレンや天然ガスから製造するビュールは軟かくて透明なバンドやサスペンダーが造られ實に爽快な近代的な感覺を與へ且つ廉價なのに驚く。又安全硝子として塗料として市場を賑はせてゐる。セロファンと云はれるエチル、セルローズ、プレキングラスと云はれる透明度の高いアクリリツク等々何れも空氣、水、石炭石油、鹽、硫黃、纖維素、石灰等から造られる之等の新興製品は更に何を吾々に贈るか興味深々たるものがある。米國に於ける1938年のプラスチックによる日用雜品（電氣器具、器物、蓄電池用箱、容器、シガレットケース、コンパクト、バニティケース）等の生産高は約3,500萬弗と云はれる。

藝術的な問題

戰時下に於ける日用品が贅澤である事は勿論許されないし、不急不要品、奢侈品であつてはならない。こゝに残されるものは正しい日用品の獲得である。

前記の倫理性による全體主義的標準型への近接と科學性による合目的検討に藝術性による生活の彈性が與へられて最小限の生活用具によつて最大の文化的生活が保持され且つ國民的活動力の伸長の媒體的使命が果される。生活を楽しみ、生活の能率増進を計り國民生活の感情を指導する文化的內容が加味される。藝術的には堅實、素朴、單純創造、合理、傳統が強調されて豪華、骨董趣味、都會的淨薄さ、機械的劃一主義が排除されなければならない。ドイツの文化統制は比較的順調に進んでゐると聞くが、例へば勞働美化局の選定した家具類も凡ての専門家の嚴密な検討が加へられ趣味のよさが彼等の經驗と傳統を無視してゐない。時變下日本に於ける最近の日用品の規格設定は技術的に充分の検討が加へられる組織になつて居らぬ事と生産業者の誠實な消費者の生活文化への思ひやりの足らない營業保護の立場からの意見具申によつて決して文化的に見て正しいものとは思はれないものが多いと思ふ。ドイツには今日に至る激しい文化確立の戦ひの歴史があるとも云へる。第一次歐洲大戰前にドイツに澎湃として起つた獨乙工藝品の美化、優良化運動は遂に1907年獨乙工作聯盟DWBを生み、各地の研究機關を含んだ建築家、工藝家、工業家、美術家、醫者、文化批評家、商人、銀行家の團體が之に共鳴する生産工場販賣會社と一團となつて獨乙の「優良品」による世界征覇を企圖したのである。強力な理論と實踐によつて着々新しい力を作り上げて強固な研究と新製品を市場に送つた。當時の機械力を利用して贅澤の排除、單純明快、合理的無裝飾美、生産的定型した事はバウハウスと軌を同じうするものである。之は戦後の國民生活を指導し海外にまで之を躍進せしむる大きな役割を演じた。此聯盟がストットガルトで1932年に“Der Neue Wohnbedarf”展を開催し獨乙國內の優良品を選定して陳列したが此の時の型録や當時出版された“Wie richte meine Wohnung ein? und Jetzt wird Ihre Wohnung eingerichtet”等の單行本を見ると如何にはつきりした態度で國民に正しい生活を具體的に教示してゐるかがわかる。之を見ると日本では未だしの感を深くせざるを得ない。此の書の中には生活の室内必需工藝品は全部含まれて椅子、戸棚、机、卓、箒、其の他の家具全般、照明具、食器、敷物、カ

ーテン、花器、洗面具、が材料、仕上、價格、寸法、製造、販賣者、設計者迄記入されてゐる等凡ゆる分野に亘るもので新生活計畫者のよき指導書である。

ここで驚くことはかうした大量生産的必需品はグロピウスや、ミユネツク、デイツクマン、シユスター等の一流建築家、工藝家連によつて設計されてゐる事である。日本の藝術家はかうした生産的なものに關與する事を潔しとせず自らの低下とするところは全く舊態制といふより社會性を持たない。然しこの事は日本の如き高級?藝術家のよくするところかは全く疑問なのである。それは最も正しい社會的、生活的安定性と立派な常識が必要とされるからである。此の仕事は個人の趣味の強制や宣傳ではないので藝術感情の社會的、共同的揚乗でなければならない。

フランクシユスターはこう言つてゐる「この場合問題になるのは本質的な問題で、即ち人間全體の感覺に合致するかどうかで、機械的技術が製作の最初から仕上に至る總ての問題に關係を持ち、之が理論的な形式を導き出して來る。之に反して手工業的形式は個人的で形式的なものを求める。機械的技術は形式の合はせ得る性質を要求して來る。機械的技術は最大の成果を最小の手段に於て求め、單純な形式は優雅ではないが多數の人の意向を反映し、眞理の果實である。たゞ單純な形式は完成した形式と同様に全體的な或は一つの構成力と構成者を要求してゐる」。

今は獨乙ナチスの手で崩壊したバウハウスの理論も同様である「我々は獨乙工業規格に協力し規格統一化の主張と實行に努力する」又「即ち標準とは或品物の必要諸要求に最もよく應ずる様な形式構造に於て最高最上の特質を見せる事である」「標準化即ち生活の實際の機械的組織といふ事はバウハウスの達成しようとする事柄であるが、之は個人のロボット化を意味しない。反對に凡ての自由人の上にのしかゝつてその心智の發展を阻止する多くの不要物を取去つて其の生活を樂にする事である」。グロピウスは獨乙を去つて英國で「標準の設定は決して吾々の時代に完成されるものでなく、標準の變化を齎らすための方法に過ぎない。標準は常にある文化的成果の頂點を示す。凡ゆる最高のものから撰擇し、重要なものと個人

的なものを、個人的なものの附隨的なものから選り分ける事を意味する。今日標準が名譽ある文化的表題なのである。」といつてゐる。かくの如く良質の定型は絶対に誠意と細心の心使ひが必要とされなければ無價値なものである。

さて獨乙に於ても近時ナチスの政策下にあつて民族性の強調と發揚が要求されインターナショナルリズムはユダヤ人の主義として造型の上でも排撃される結果となつたが然しこの事は全面的に拒否されたのではなく、個人的選擇の必要な種類のものは之が生産的な意味に於て、舊來同様何等の變革もないものであるが其藝術的要素に於て其材料、技術の上に多少の民族性が強調されてゐる事及個人的選擇の自申を許される手輕な必需品は特に政府の方針として民族性の強調がなされ手工業の興隆を見るに至つたものである。之は經濟的な意味に於て手工業者の救済の方策でもあるもので理論的には「手工業こそつとも傳統的な國民的創造力の端的表現だ」「手工藝はその國民が滅亡しない限り常に生れる國民の本性であり働きである」「手工藝を破壊する事はその民族の持つ旺盛な精神を破壊する」「それは國民の血の中にひそむ技術により、國內に産する材料を使用するもので國民の全般的又は中級階級と最も妥當なものが作らる可きだ」とこゝでは非常時局的な理論が樹立されてゐる。全國的ドイツ國手工藝院はフンク經濟相を中心として職業別、地域別に強力な大組織が作られてゐる。そして大きく叫ばれる事は「ドイツの手工藝は、たゞ單なる唯美的な存在ではなく、生活に使用出来ない遊離した別個な美ではない。ドイツで製作される手工藝は凡てドイツ人の手で、ドイツの材料で、それは美しい自己の表現で用に即した物であり虚偽ではない。簡素な美である」。と述べられてゐる。

ドイツの例を引き過ぎて甚だ恐縮であるが現代の日本に於ても其理念に於て何等の相違も認められないものであると思ふ。我國に於ても傳統的藝術性の持つ力強さが生活必需品の中に現代的檢討を経て生かされる事が絶対に必要とされる。元來我々の持つ藝術的特性は簡明直截、素朴であり且つ纖細な感性である。我々が既に捨て去つて顧みざるものに又不知不識の間に世界に誇る可きもの

を所有しつゝある事を吾々は顧慮しなければならない。それは一見甚だ貧弱なものであるかも知れない。こゝに戦時下の樂しがる可き、親しまれるものゝ發見がある様に思はれてならない。そして之等が機械生産の場合と同様に一つの國民的定型にまで進められ生産的手段が手工の持つ重要な要素を殺す事なく施された場合健康な現代的民藝が生れる。吾々は新時代に逆行する下手物趣味の強調や半端な傳統様式の復活や豪華趣に對しては大いに嚴格であらねばならない。それば何れも國民全體のものではないからである。更にこゝで附け加へなければならない事は地方的ローカリテイが資材の上で經濟的に重要な意味を持つ場合、又氣候風土的特性に於て科學的根據を持つ場合、生活感情の上で特別に重要な要素として理由のある場合は充分に考察が加へなければならないといふのである。

(口繪アート第14頁參照)

株式會社 神戸中島組

本店 神戸市神戸區加納町四ノ五新三宮ビル (三宮阪急)
電話 葺合局自七二至七四・九六

營業所 大阪堂ビル六階 電話北七六〇七

満洲國新京市 電話(三)六二二二

四日市市 電話四日市一五四四

姫路市 電話姫路一六二九

國民住宅へ女性としての希望

竹 内 さ く *

1

「國民住宅」は、先づ、健康住宅である事を希望致します。氣持良く、簡易に住めるものであつて欲しいのであります。陽當りや、風通しや、乾燥状態や、間取の具合が良く、然も、片付け易く掃除し易い物であつて欲しいのであります。その内でも、女性として、男性の方以上に切實に感じて居ると思ふ事は整理し易く、掃除し易く、と云ふ事でありませう。

整理し易くとは、押入や整理戸棚が必要なだけ欲しい、と言ふ事でありませう。そして其の分量はその家族が生きる爲には何れだけの物資と道具が要るか、と言ふ事を土臺として考へられたものでありたいのであります。贅澤や見栄や無茶な買溜は慎まねばなりませんけれども、數人の家族が四季を通じて生活する爲にはそれ相當の物が無ければなりません。それ等を如何に扱ふか。如何に處理するか。其處をよく考へてそれに必要なだけの物入を用意せねばなりません。然もそれが整理し易い状態に調えられたいと存じます。例へば押入の用途に依る深さ、引出しの大きさと其の數等、非常に研究の餘地があると存じます。

それから掃除ですが、家全體が掃除し易く出來て居ると言ふ事は、大變氣持の良い事であり、生活を樂にし、時間の餘裕を出す事になります。そして掃除し易いと言ふ事は常に清められたと言ふ事であり、衛生的、健康的でありますので、此點充分考慮せられ度いと存じます。

2

今迄の住宅を見ますと、極少しの例外は別として、上流下流を問はず、一般に玄關客間座敷等の部分が上等に、勝手廻りがお粗末に出來て居る様に思はれてなりません。斯うなつた事には色々の理由がある事とは存じますが、新に制定せらるべき「國民住宅」は、どうか從來の弊を破つて、勝手廻りの充分なものであつて欲しい、と願はづには居られません。私の殊に願つて居りますのは、

※神戸女學院高等學校教授

臺所、風呂場、洗濯場、便所であります。其れ等は適當な場所が與へられ、適當な設備が施され、そして互に良き連絡の下に配置さるることを、願つて止みません。

「國民住宅」は國民の健康を良くするものであらねばならないと信ずる私は、臺所、風呂場、洗濯場、便所等が如何に家族と密接な關係を持つかを思つて、斯く希望する次第であります。そして次の國民の健康の鍵を握る母が家庭内の仕事の多くを此處で働き、一日中の多くの時間を此處で費すのであります。"家に焼く"と言ふ嫌な響を持つた言葉がありますが、その響の中には勝手廻りの設備不十分で、働くのに無駄な馬鹿らしい骨が折れる事とその不潔なことから來る不愉快さが含まれて居ないでせうか。母の健康は勝手廻りから、と言つても過言ではないのであります。

3

「國民住宅」は眞に住む人の心になつて計畫せられん事を望みます。家庭内の一日中のこと——朝の仕事から夜の就寝迄——及び、寒い時、暑い時のことを事細かに考へて、小さい子供にも、學校行の子供にも、年寄にも、働いて歸る主人にも、そして此處を仕事場として暮す主婦にも、誰にも身體に無理が無くて、皆が心を樂しませる事の出來る家である様に念じます。

思ひを此處に至せば、國民住宅の計畫には家庭の中心であり、此處を職場とし、此處で多くの時間を費して居る女性の参加を望みたくになります。殊に眞面目で有識で、然も中流以下の生活経験を充分した女性があれば、斯る女性の参加こそは、必ず國民住宅へ良き物を齎す事と信じます。

4

之を要するに「國民住宅」は狭くとも健康的な樂しいものであつて欲しい。そして堅實な日本國民の家庭生活が此處に營まれ、次の時代の良き國民が育つ事を、希ふのであります。どうか良き「國民住宅」が勢よく生まれます様に衷心より祈ります。

防火改修問題

板井公威*

I はしがき

本造都市を有する我國の火災に依る損害は年々莫大なる額に達してゐる。殊に同時多發性の火災烈風下の火災に對しては消防機關の發達にも係はらず之を小範圍に局限することの難事は關東大震災火災近くは静岡の大火を見る迄もなく甚だ明瞭である。其の損害は單に家屋其他の附屬設備に止まらず收納物品の損害、人命の損害、家屋機能停止に依る損害等蓋し測り知るべからざるものがある。平和時に於ては之等の損害と雖も國民の努力に依り日ならず復舊することは左程難事ではないであらうが一朝有事の際各部門に於て一齊に國民の總力を發揮せねばならぬ時にはその打撃は致命的にならぬとも限らぬのである。故に空襲の際都市火災の損害を極限する事のあらゆる措置は今日の國際間の情勢下に於ては最も緊要な事柄である。

之が爲めには都市を改造して大道路、綠地、廣場、河川等に依り防火帶を設定し都市の過大を防止し、建物の疎開を計り、進んでは都市中心部の建物を耐火構造化する迄に至らなければ充分なる目的は達せられないのであるが、之は相當の年月を要するものであり、資金、資材、勞力等の關係よりするも速急の間には合はないのであるから消防施設の充實は勿論現在の建物を今少しく防火的にすることは今日に於ては宜に止むを得ざる、爲すべきことの最少限度である。

II 防火改修經過

防火改修の必要を熱心に提唱せられてより既に數年、國がその必要を認めて重要都市の防火改修促進の爲め僅かではあるが補助金を交付することになつてから既に2年を経過した今日その進捗情況は如何であらうか、勿論補助金を頼らず各個人がその必要性を痛感し防火改修を施したものもあらうし、京都市の場合の如く補助金を辛くも消化しやうとしてゐる處もあるであらうが、改修工事本來の目的から見る時は遅々として實に寒心に耐

*京都府建築課消防課技師

えぬものがある。

III 京都市の防火改修事業概要

1. 方針

(イ) 改修區域の選定

市の中樞部密集地區を今後行はるべき改修區域とし、第1年度に於ては民間に廣く改修を認識して貰ふ爲めに各警察署管内に亘り東西南北十字形に街衢を選定し、順次綱目の状態となし、最後に餘白を埋める計畫とす。之は京都市の重要施設が割合に分布されて居り特に重點を置くべき區域を發見するに困難な爲めと、充分ではないが改修街衢を以て1種の防火地帶と爲し度い希望もある爲めである。

第1年度の改修區域は43街衢、此の中1街衢は模範街衢として實施し、又他の1區劃は1寺院を以て點め、結局41街衢を改修することにした。(之は後に計畫を更正せられて14年度に20、15年度に21街衢となつた)

(ロ) 事業主

街廓毎に防火改修組合を結成し組合に於て事業を行ふ事とし、その工事及各種事務は市に於て幹旋する。

(ハ) 事務擔當者

事務は市の防護課(現在は軍事課)に於て取扱ひ設計監督は市の營繕部に於て行ふ。

(ニ) 調査

市は關係家屋の町名、番地及家屋所有者の住所氏名を調査し家主名簿を作る。

(ホ) 現況調査圖は組合より建築代願人に依頼す。市は組合の依頼に依り代願人を幹旋す。

(ヘ) 組合設立

市に於て防火改修規約案を作り、警察署に家主を集め組合の設立、組合規約の承認及組合役員の選任を行ひ、組合より市に組合設立届を提出せしむ。

(ト) 設計

組合より市に調査圖を呈出し設計を依頼す。市は設計圖書を作製し組合に交付す。此の場合市は設計を簡單にする爲めになるべく標準仕様書、標準設計、標準圖示法に依り設計を規格化し、見積も標準設計の單價に據る事とす。

組合は、組合員の承認を得て設計を決定す。

(チ) 補助金交付

設計決定したる後組合より市に補助金申請書を呈出し市は補助金額を決定し、補助指金書を組合に交付す。

工事竣工したときは組合より市に工事竣工届と共に補助金交付申請書を提出す。

市は竣工検査を行ひたる後補助金を交付す。竣工検査には府も立會ふ事とす。

(リ) 請負

市は土木建築請負業者中より適當なる請負人を選定(通常12.3名)し之を組合に紹介し、組合は市の推薦せる請負人を指名(通常6.7名)し競争入札に依り請負人を決定し請負契約を爲す。

附帯工事中電燈引込線付替工事は配電會社に委嘱し、又電話引込線付替工事は所轄電話局に委託し施工す。

組合員個人の希望に依る附帯工事又は追加工事は當人と工事請負人との直接個人契約に依り施工す。

(ヌ) 會計

組合は設計決定と共に事業豫算を作り各組合員の負擔金額、其の徵集方法、保管方法及取扱責任者を定め補助申請書に添付す。

各組合員の負擔金は全部豫納又は一部豫納殘部分割納入の方法を以て工事竣工迄に徵集す。

組合は工事竣工したときは竣工届と共に補助金交付申請書を市に呈出し竣工検査の後補助金の交付を受ける。

組合は工事費を支拂ひ清算事務を完了した後決算書を作り組合員の承認を得て市に報告する。

(ル) 監督及検査

市に於て工事監督を行ひ、竣工届ありたるときは市は府の立會を受け竣工検査を行ふ。

2. 経過

(イ) 改修區域の決定

昭和14年3月内務省に於ける木造建物の防火改修に關する會議後京都府は直ちに改修準備に着手し、改修區域案を作成し、京都市と緊密なる連絡

を保ち6月改修區域を決定し、市は補助規程と共に京都市公報上に告示す。

(ロ) 豫算

國庫補助85,000圓、之に相當する市補助費及事務費を加へたる金額を追加豫算として議決し、國庫補助申請を爲し、9月補助認可を受く、事業豫算中市費は全部起債に依るを以て之を申請し9月起債認可せらる。

(ハ) 宣傳

3月より4月にかけて京都市内の11個所に於て各2日宛大工業者及左官業者に防空建算規則及防火改修の講習會を爲す。

4月より模範街衢造成を計畫し9月着工し11月竣工す。

6月より防火改修家屋火災實驗を計畫し10月中旬之を實施す。

市に於ては防火改修に關するパンフレット及寫眞版リーフレットを作成し關係家主に配布す。

15年2月代願人、大工及左官に對し再び講習會を行ふ。

(二) 事業施行方針協議

14年10月2日府に於て府、市及警察署關係者會合し事業施工方針に付協議す。次で10月10日同様市に於て會合し防火改修事業施行方針及防火改修組合事務施行方針に付協議す。

15年2月16日市に於て府市關係者會合し工事費及物資の問題に付協議す。

(ホ) 防火改修組合結成

14年5月より府に於て改修區域内の家屋及家主の調査に着手し、7月大半を終了後市に引き繼ぎ市は11月末迄に全部の調査を完了し、11月中旬3日間關係警察署毎に家主の集合を求め趣旨徹底の爲懇談す。

11月初めより2乃至3街廓の家主を警察署に集め組合設立に付協議し、組合規約の承認及役員の選任を行ひ、12月末には41組合調印を終り全組合成立す。

(ヘ) 事業の進捗狀況

改修區域内家屋の現況圖作成は府より建築代願人組合に交渉し、街衢毎に代願人に請負はしめ、全面的に實測に着手し、2月末には圖面作成を了したるものあり、3月末には既に數街衢の設計を了したるも物資の配給不圓滑にして相當高價なる見

込なるを以て請負に付する前に請負金額並びに物資の配給に關して内務省に打合せを爲し、資材の確保並びに價格の安定に至るまで請負を見合はす事としたが改修基本單價の昂騰は必至となるに至つた。

4月末から防空用セメントの配給開始せられ、次でワイヤラスも暫定取極に依り配給の見込立ちたるを以て、6月6日第1回の請負契約を爲し7月4日工事竣功す。

之より先14年度の事業計畫は年度内に完成しない爲に全部15年度繰越となる。

又改修費單價の更正と計畫改修區域の更正は兼ねて申請中の處16年1月20日承認せらる。

今日の進捗程度(2月15日現在)は次の如くである。

工事完了せるもの	6街、衙別に模範街衙1あり
工事中のもの	6街衙
設計完了のもの	7街衙
組合結成のみのもの	1街衙
計	21街衙

然して14年度豫算で15年度に繰越されたものは辛ふじて本年度内に消化の見込立つに至つたが、本年度内の改修街衙數は、全豫定改修區域内の街衙數の約1%である。

IV 改修促進

京都市の防火改修事業は比較的順調に進捗してゐると稱せられてゐるにも係らず今日迄の成果は以上の通りである。茲に於て筆者は再思參考すべき問題に達着した。木造建物の生命は一體何年程であらうか、今より78年前元治元年蛤御門の兵變に依る大火直後に建築せられたと覺しき建物も現在諸所に見受けられるが之等はそのまゝでは改修殆ど不可能である。大略改修價值のあるものは50年程度までのものではなからうか。又改修工事そのものゝ生命は何程であらうか。土塗壁、土塗漆喰仕上、木襖漆喰仕上、ラスモルタル仕上等に依り色々異なるであらうが假りに之を20年とすれば、防空建築規則施行前に建築せられた建物をその生命のある間に全部改修せんとすれば今後48年間に改修事業を終らねばならず、改修工事の生命のある間に全改修事業を終る爲めには今後20年間に改修工事を終らねばならぬ。然し斯様な長年月に亘

る計畫は決して應急措置ではない。木造建物の防火改修は飽くまで應急措置としてその効果を擧げねばならぬ。それが爲には何如にすればよいか、次の諸點が擧げられる。

1. 補助金を少く共10倍位に増額すること。
2. 改修區域を再検討して眞に重點主義に依ること。
3. 個人改修の場合も良好なものはどしどし補助すること。
4. 最後には法令に依り改修を強制せらるべきものとする。
5. 現況調査、設計、工事請負等に要する人員を總動員し得る方法を構すること。
6. 設計者、請負人、工事監督者に改修の主旨を體得せしめ、設計、見積は極力規格化し單純化すること。
7. 改修工事用資材並びに施工法を一段と工夫し簡便ならしむること(資材並びに施工法の舊態依然たる貧困振りは單に筆者のみの嘆きであらうか)。
8. 工事中施設費監督人件費等を極力少からしむる方法を講ずること。
9. 改修に必要な資材を確保すべきこと。
10. 以上の外防空防火に關する市民の認識を高揚し、いやしくも防空防火に効力ある施設、改修は補助金の有無に係らず極力之を奨励すること。

V 改修工事の本質

防火改修は以上の如くその目的は木造都市の應急的緩燃焼化にあるものその事業遅々として進まず且つ絶體不燃焼化を期待し難きを以て、爆彈、焼夷彈等の混合攻撃を受けたる場合その効果を疑ふ向がある様であるが、今日可能なもので或一事を爲して絶對安全を期待し得られるものがあるであらうか。飛行機、高射砲等の増強。綠地帯、廣場、大道路等に依る都市の大改造計畫。都市中樞部建築の耐火構造建物への改築計畫。消防水利施設、消防機材、人員の大擴充計畫等何れも防空火上緊急必要なもののみであるが、之を實現せんとする場合は、資金資材、勞力等の制限を受け何れの1事と雖も速急に完全に成し遂げ得るゝものはないであらう。如何なる効果的計畫も完全に實施出來なければその1事のみに期待を掛ける事は

困難である。筆者は之等の重要事項の實現を輕んずる意思は毛頭ないのみならず否むしる全力を盡して計畫の一小部分と雖も實現する努力を惜しむべきでは無いと考へるものであるが、防火改修の場合は之に要する費用比較的低廉にして、資材も重要物資の消費量少く又人員に於ても他の場合の如く極限されたものでなく比較的豊富である等の理由に依り今日爲すべきものゝ第1級に推さるべきものであらうと信するものである。然して防火改修の眞價は家庭防火群の消防力と相俟つて之に消火の可能性を與ふるものであるが、最悪の場合に於て1團の被彈地區の人員に退去避難の時間的餘裕を與へ且つ他の地區への延焼を困難ならしむる役割を果すものである事を銘記すべきである。

防空建築規則ノ取扱方針

第4條 關係

1. 第1項又ハ第2項中ノ「道路」トハ現實ノ道路ヲ指スモノト解ス。

但シ左ノ各號ノ1ニ該當シ短期間ニ實現性アルモノハ差支ヘ無キモノトス。

イ、都市計畫事業路線

ロ、區劃整理事業認可済ノ區劃整理地區内道路、

ハ、指定建築線ニシテ近ク道路完成ノ見込アルモノ

ニ、指定建築線間又ハ建物前面ノ建築線ヲ含ミ相當ノ空地ヲ有スル場合。

2. 第1號表中

イ、『鐵網モルタルニシテ厚2.3以上』ノ鐵網ハ「ワイヤラス」ハ20番線、網目3種、網高0.9種「メタルラス」ハ24番12枚取（網高0.9種）、26番10枚取（網高0.9種）ヲ標準トス

鐵網ヲ使用スル場合ノ「モルタル」ニハ鐵網ノ耐久力及「モルタル」ノ強度ヲ減殺スル材料ヲ混入セシメザルコト。

ロ、塗土ノ場合ハ特ニ良質ノ粘土ヲ適當ニ混入セル用土ヲ使用シ荒壁、裏返シ、斑直シ、中塗ハ必ズ行ハシメ壁下地ヨリ2.3以上ノ厚ヲ保有セシメ且龜裂、隙間等ナカラシムルコト

隣家ト密接セル外壁ノ場合ハ右工事ヲ完全ニ施工シタル後定位置ニ移動建設シ所要ノ補強金物等ニテ緊結スルコト。

3. 第1號表中、『(ホ)其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ』ニ該當スル構造。

イ、厚1.2種以上ノ不燃板（耐火板）ニ厚1.2種以上ノセメントモルタル塗モノ。（イ、ロ、上段ニ準

ズ、モルタルノ厚1.2種未満ノモノ下段ニ準ズ）

ロ、「セメントモルタル」ノ上ニ「タイル」張トシ厚ノ合計2.3種以上ノモノ。（イ、ロ、上段ニ準ズ厚ノ合計2.3種未満ノモノハ下段ニ準ズ）

ハ、竹筋「モルタル」塗ハ第1號表中下段ニ準ズ。

4. 第2號『(ロ)其ノ他地方長官前號ニ準ズト認ムルモノ』ニ該當スルモノ。

イ、窓出入口ノ扉ニシテ木製框及棧ヲ鐵板ニテ被包シ外面ニ鐵板ヲ張りタルモノ。

ロ、厚1.2種以上ノ耐火板張りニ「セメントモルタル」ヲ適當ノ厚ニ塗りタルモノ。

5. 第3項ノ適用ニシテ1部改築又ハ増築ノ場合、建物（又ハ建物群）相互間ニ3米（高4米以上ノモノニアリテハ5米）以上ノ空地アル場合、1ノ建物（又ハ建物群）ヨリ3米（高4米以上ノモノニアリテハ5米）ノ位置ニ隣地疆界線ヲ假定シテ之ヲ防火構造トシタル場合、封側ノ建物（又ハ建物群）ノ防火構造ヲ第5條第9號ノ趣旨ニ依リ緩和スルコトアリ得ルモノトス。

第5條 關係

1. 新築ノ場合第1號ニ該當スルモノニシテ床面積ノ敷地面積ニ對スル割合ノ限度「10分ノ3」以下ノモノハ免除シ「10分ノ4」及「10分ノ5」ノモノハ輕減ス。

2. 物置、鶏舎、下便所、4阿等ニシテ他ノ建物ヨリ2米以上ノ距離ニアルモノハ免除、2米以下ニシテ且ツ獨立セルモノハ防火上支障ナキ場合ハ免除シ其ノ他ハ輕減ス。

3. 第3號ニ該當スルモノハ免除。

4. 第4號ニ該當スルモノハ輕減、ソノ面スル擁壁、防火壁、防火塀、ノ高ヨリ30種以上低キ部分ヲ免除ス但シ擁壁、防火壁、防火塀、ヨリノ距離2米以上アル場合、及瓦屋根ニシテ土居土充分ナル場合ハ之等ト同等ノ高マデ免除ス。

『防火上有効ナル牆塀』トハ高及延長ハ適當ナルモノトシテ、第4條第1項「イ、ロ、」上段ニ該當スルモノ及ビ之ト同等ノ効力アリト認ムルモノ

5. 袖壁ノ構造ハ第4條第1項「イ、ロ、」ノ上段ニ該當スルモノ。

『其ノ後方ノ建物ノ部分』ノ輕減又ハ免除左ノ通り。

イ、道路側ニアリテ袖壁ヲ設クル場合其ノ出、壁面ヨリ軒先マデ且30種以上アルトキハ第1階ニ於テハ第4條第1項第1號及第2號ノ制限ヲ免除ス。

2階以上ニ於テハ第4條第1項第1號表中下段又ハ耐火塗料塗ニ輕減シ第2號ノ制限ヲ免除。

但シ軒先ヨリ30種以上ノ出アル時ハ第4條第1項第1號及第2號ヲ免除ス。

ロ、裏側＝袖壁ヲ設クル場合、ソノ出軒先ヨリ30釐以上且壁面ヨリ60釐以上ノトキハ第4條第1項第1號及第2號ノ制限ヲ免除ス袖壁ノ出軒先マデ且60釐以上ノ場合ハ第1號表中下段又ハ耐火塗料塗料上ニ輕減シ第2號ノ制限ヲ免除ス。

6.『ドレンチャー』ノ水源ハ相當完全ナルモノトシ、適當ナル水壓ヲ具備セシムルコト。

7.突出部接着部ニハ耐火木材等ヲ使用セシムルコト。

8.大材ト見ル可キ柱、桁ノ最小徑ハ3寸5分以上トス大材トシテ構造制限ヲ免除スル場合ハ次ノ如シ（堀ハ除ク）（イ）隣地境界線ニ近接シ其ノ距離1米未満ニシテ眞壁等接着セル場合、（ロ）隣地境界線ヨリノ距離1米以上ノ場合

但隣地境界線ニ面シ其ノ距離0.5米未満ニシテ且ツ

袖壁ヲ設ケテ其ノ後方ノ部分ヲ輕減又ハ免除スル場合ハ第4條第1號表中下段又ハ耐火塗料塗＝輕減ス。

9.第9號ニ該當スル場合

イ、隣地ノ鐵筋コンクリート造ノ壁體ニ面スルトキ

ロ、同一敷地内ノ鐵筋コンクリート造ノ壁體ニ面スルトキ。

ハ、同一敷地内ノ優良ナル土藏造ニ面スルトキ、

第6條 關係

長屋界壁ヲ設クル場合ハ軒下火除壁ヲモ設クル様注意スルコト。

第11條 關係

第1項第2號ノ空地トハ防空壕ヲ設ケ得ベキ空地ニシテ收容人員1人當リ7平方米以上ヲ標準トス。

貸家組合法案

第1章・總 則

第1條 貸家組合はその組合員に對し、貸家の供給を圓滑ならしめ、及び組合員の貸家の經營の適正をはかることを目的とす、貸家組合は貸家の所有者、および貸家の所有者にあらずして貸家の經營をなすものをもつてこれを組織す、貸家組合は法人とす

第2條 貸家組合は左の事業を行ふことを得

- 1.組合員の貸家の建設に必要な土地および資材の取得その他貸家の建設に関する共同施設
- 2.組合員の貸家の賃貸料の取立、修繕その他、貸家經營に関する共同施設
- 3.組合員の貸家に関する斡旋所の設置
- 4.組合員の貸家の賃貸條件、その他貸家の經營に関する統制
- 5.組合員の貸家建設および、經營に関する指導研究調査、その他組合の目的を達するに必要な事業

第3條、第4條、略

第5條 行政官廳、貸家の經營の適正をはかるため特に必要ありと認める時は、貸家組合の組合員またはこの組合の組合員にあらずして、この組合の地區内において組合員たる資格を有するものに対し、その組合の統制に従ふべきことを命ずることを得

第6條、第7條、第8條、略

第9條 貸家組合には所得税、法人税および營業税を課せず

第2章・設 立

第10條 貸家組合を設立せんとする時は發起人は警察署の管轄區域、其他適當なる地域により豫め地區を定めこの地區内において組合員たる資格を有

するものの過半数（土地の狀況その他の事情により必要ある場合には命令をもつてその數を減ずることを得）の同意を得て創立總會を開き、定款その他必要な事項を定め役員を選任し、行政官廳に設立の認可を申請すべし

第11條 以下略

第3章・組合員の權利、義務

第18條 組合員は出資一口以上を有すべし（以下略）

第4章・監 理

第23條 貸家組合には理事および監事をおくべし（以下略）

第5章・加入および脱退

第28條 組合員たる資格を有するもの貸家組合に加入せんとする時は、組合は正當な理由なくして加入に困難なる條件を附し、またはその加入を拒むことを得ず（以下略）

第6章・解散および清算（略）

第7章・監 督

第34條 行政官廳は貸家組合に對し、事業および財産の狀況に關し報告をなさしめ検査をなし、その他監督上必要な命令を發したまたは處分をなすことを得

第35條 略

第36條 行政官廳必要ありと認むるときは貸家組合に對し、經費の收支豫算の分賦收入方法定款または第3條の規定の變更を命ずることを得

第37條 貸家組合の事業もしくは組合財産の狀況によりその事業の繼續を困難なりと認むるときまたは組合の行爲が法定定款もしくは行政官廳の命令に違反したるとき、もしくは公益を害する恐れあるときは行政官廳は左の處分をなすこと得

1.總會の決議の取消

2.役員の解任

3.組合の事の停止

4.組合の解散

一心寺の八窓の席

岡田孝男*

天王寺西門から西二丁、高臺の上にある一心寺は、浄土宗（鎮西派）に属し、納骨とその骨で作った骨佛で名が高く、善男善女の参詣するもの陸續として賑つて居る。納骨したものの、その骨の行方まで考へると、或疑を起さないでもないが、此寺では、セメントでこれを固め佛體を作ることと思ひつき、疑問を解消すると同時に、造佛の功德を取り上げてゐる。造佛と云ふことは、非常な功德で、小兒が無心佛の顔を描いても功德があり佛具を作り、又は人をして作らしめても功德があると佛典に説いてある。いはんや、佛體を作り、その佛體の資材となる納骨は、と云ふわけで、作佛の功德と、直接佛像となると云ふ2つを取りあげ、一石二鳥をねらひ、10年毎に一體宛作り既に五體許り出来てゐる。今では、他の納骨所でも此方法が行はれて居る様であるが、此一心寺が最も早く實行した様である。

境内には「時雨るるやしぐれぬ中の一心寺」の句碑が建ち（休憩所の前の池の畔）、墓地には、その作者小西來山（本誌三月號參照）の墓を始め酒封じの佛本多忠朝の墓、藤村庸軒の正統である正員、芳隆、正齊などの墓がある。本多忠朝の墓については傳説がある。忠朝は忠勝の子であるが大酒家で大阪の陣の時にも酒に酔つて居た爲に敗戦となり、討死するが、その最後にのぞんで「願くは吾死して、世の酒呑み共を護らん」と云つたそうで、今でも、呑兵衛や、その家族のお参りするものが多いとか。

もとの寺は、法然上人が、天王寺西門のほとりに、四間四面の草庵を結んだことに始まる。その當時の大阪は一面の海で、天王寺丘陵はそれに突出した半島の様であつたらしく、西門より僧が舟に乗つてゐる繪圖も残つてゐる。

法然上人の後は長い間荒廢して居たが、徳川時代の初期に、存牟上人が出て、寺を再興し、家康

※筆者は三越住宅設計部長

公の信厚を得て漸次規模を大きくした。

大阪の陣の時には近くの茶臼山に家康公の陣屋があつたので、往來もあつたらしく、その關係で、茶室も建ち、又正門も大阪城三の丸玉造口より移し建てられたものと思はれる。徳川氏は豊臣氏を滅ぼすのに、用意周到な策をめぐらし、殊にその軍事施設は、片つ端より、取壊して、これを有縁の寺などに分配したもので、この一心寺の正門も（黒門と云ひ寺の門らしくない嚴めしいもので、國寶建造物となつて居る）此の政策の名残である。取壊と云へば、聚樂第の取壊、伏見城の分散も惜しいもので、政策とは云へ、聚樂第などは大徳寺に移つた日暮門、と西本願寺に移つた飛雲閣の外は、一物も遺す所なく壊滅に歸して居るのは、かえすがえすも惜しいことである。

一心寺の茶席は、八窓の席又は勝利の席とも呼ばれ、家康公が茶臼山に陣し、徒然なるまゝに茶室を好み、小堀遠洲をして、境内の樹を切つて造らせたものと傳える。寺に傳はる遠州自筆の「樂山洞」の額の裏には、「政一（遠洲の名）34、依臺命造之、君寢ざめのみつの床なり云々」と記されて居るそうだが、しかし茶室に關する記録は全く見當らぬ。そこで、或は他より移建されたものではあるまいかとの意見を持つ人もある位で、國寶に指定される價值が充分ありながら、指定されぬのは、この間の事情によるのではないかと思はれる。しかし移建したと云ふ記録もないから、此論は水掛論に終る。何としても建物は佳いから、たとへ記録が無くとも國寶となるべきであらう。

プランは三帖代目出爐の席で、中柱二重棚を備え、天井は一部掛込、一部蒲の平天井で、之れが點前臺の上まで延びてゐるのは、古いやり方だと思ふ。茶道口と給仕口が並んでとられ、茶事にも使い勝手の好い席である。細部では、色紙窓と爐先窓の下地が、細い芽竹を組んであるのも珍らしい。床柱は杉のナグリ、中柱は何の木かよく判ら

ぬが、曲みを訂す爲に所々に切目を入れ楔が打込んである。これは遠州が境内の樹を切つて用ひたのだと伝えられる。

席に坐つての感じは、如何にも落着いた典雅な感じで、各木割も太からず細からず、(朽ちて補給した部材もあるが) 變化の妙をきはめながら、すなほな席である。

此席と全く同じプランの古い茶室が、他に二つある。その一つは桂離宮の松琴亭にある茶室、他の一つは、洛東一乗寺町の曼珠院にある茶室。ともに八窓の席と呼ばれ、遠州の作と伝えられるが、いづれも遠州が作つたと云ふ記録はない。却つて遠州作の記録のある南禪寺金地院の茶室、(これも八窓の席と呼ばれる) は、プランは少し違つて三帖臺目であるが、この一心寺の席に似て而してより秀れて居る様に思ふ。桂離宮の茶室は兩三日間にも行つて見たが、どうも感じが散漫で、遠州作とは受取れぬと思つた。

書院紫琳亭との間に、二帖の合の間がある。この地袋の上に、明り窓と行燈とを兼ねた不正四邊形の面白い行燈があり、水屋をも照す様になつてゐる。なかなか巧みな意匠である。水屋は押入の中にとられ、板の間で、一部に竹簀の流があり棚なども應揚に出てゐる。

書院は紫琳亭と呼ばれ、八帖二室に廻り様をめぐらし、西の方大阪の市街が、一望のもとに眺められる。

今宮の十萬堂も、高架線の手前がある筈で、今は人家が建ち詰つてゐるが、その昔籤續きであつた頃、互に銅羅で合圍して、茶を飲み往來した長閑な有様を偲ぶことが出来る。

庭前に玉椿の老大樹があり、大久保彦左衛門手楨の椿と傳える。歌人忠教が家康公に贈つた歌に浪華津にふたえともなき玉椿

いく代染えん君とこの寺

とあるから、當時既に相當大きな椿であつたことが判る。

紫琳亭で興味のあるのは、椽側との境の障子が、2間4枚であるべき所を、中央に柱を立て1間2枚

引違2つに分けてあることである。これは本誌2月號に訪れた阿彌陀池二葉の豊公の席と傳える6帖の建物でも見られたところである。豊公の席に於ては、東側濡檼との境の2間障子のところが、中央に柱があり、丁度この紫琳亭の様に1間引違2つに分けてあつた。此やり方は障子をあけて見ての感じは、思つた程悪くない。却つて中央の柱で、2間の桁を支へてゐて、安定を感じ、2間おつばなしの開口が習慣的に見なれてゐるものの、多少不安定であるのを補つてゐる。これに似たやり方は田舎の家にも、よく見かけるところである。

そこで筆者は考へるのであるが、桁や梁が1間おきに柱で支へられたら、其梁の断面は小さいもので間に合ひ、しかも構造も合理的で、しつかりするであらうと思ふ。

1間おきの柱、従つて、1間のスパンの梁のみを使つて室を作ると、短邊が1間となるから、2帖、3帖、4帖の室しかとれない。そこでやむを得ぬ場合、1間半のスパンを許すとして、1間半の梁を最大とすれば、4帖半6帖7帖半の室が得られる。

そこで、國民住宅の如く、同一形のものを一時に大量建設する場合、機械生産の便の爲に間取の方で幾分犠牲をはらふとして、8帖の室即ち2間のスパンをやめ、1間半を最大として、室は6帖又は7帖半を最大のものとしたら如何であらう。部材の断面も小さくてすむし、工作にも便であり、構造も合理的に出来はしまいか。假に6帖の室とすれば、短邊1間半の梁は仕方ないとして、長邊2間の中央に柱を入れて1間のスパンとする。かくすることによつて、2間4枚であるべき窓及出入口が、どれ程の不便があるかと云ふと、此紫琳亭及豊公の席の例に見ても、大した犠牲ではない。

小住宅に於ける8帖の室は、便利には違ないが必須のものではない。却つて4人寝る場合など、7帖半の方が便利ではあるまいか。

殊に建築學會に採用された2米1間の眞々制では、8帖をとらずとも、6帖で十分だらうと思はれる。即ち、東京間の8帖と米間の6帖では、短邊で2.1尺短く、長邊で1.2尺長く、面積では前者が144平方尺、後者が130.68平方尺で、13.32平方尺少いから、約半帖の違である。若し其れ、米間の

7帖半にいたつては、東京間の8帖より18.36平方尺廣いのである。

小住宅大量生産の場合は、平面決定に際し、生産方法よりの制肘を受くべきものとして、識者の一考を煩はしたい。

さて茶室を語りながら、國民住宅の方へ脱線した様な形となつたが、たまたま調査してゐるうちに感じたところを申述べたにすぎない。溫古知新の一例である。(16.3.5)

一心寺茶室實測寸法

1. プラン

疊ノ大サ 6.38×3.18 (平均)。代目疊4.78×3.17。床ノ間疊4.09×2.5。柱 .27面皮。

2. 天井

平天井、高サ 6.0。廻縁セイ 0.1。竿縁竹徑 .05~.03中繼3本。ガマ編ミ。

掛込天井、無目杉面皮徑 .16。樺掛竹徑 .1。小壁 .6。樺杉 .13×.11面取 .01。小舞竹徑 .04吹寄。野根巾 .2~.3取混ぜ庫目張。床ノ間ハ杉鏡天井。

3. 北側

床ノ間、床柱、杉ナグリ .27面 .15 .16 .18。床框 .28×.14杉ナグリ、落掛杉 .10×.22。床框ヨリ落掛下マデ4.88。床柱釘3.48給仕口内法巾1.97高3.7柱附3.05。茶道口内法巾2.0高5.12方立面皮 .12鴨居 .105。

4. 東側

色紙窓、下窓内法巾1.8高1.85芽竹2~5本。上

窓内法巾1.2高1.3。中敷居 .09鴨居 .095建附竹徑.08。障子大サ下窓巾2.01高 1.99上窓巾1.25高1.5。

5. 南側

爐先窓巾1.51高1.7芽竹2本~5本。敷居 .09鴨居 .09建附竹徑 .07。障子巾1.65高1.88。

中柱徑 .2。無目 .09。無目下端迄高サ2.185。釣棚厚 .04、下棚巾1.0奥行 .86。上棚巾1.35奥行 .95ハシバミ .05束 .05角アキ .64下地窓巾2.63高1.63葎1本~5本。中敷居 .085鴨居 .09建付竹徑 .08。障子大サ巾2.81高1.8。右小壁 .57。上小壁 .95下ノ壁2.31

中連窓内法巾3.98高2.03。床ヨリ2.01。敷居 .09鴨居 .95小壁1.04。方立 .09右ノ小壁 .57。格子竹徑 .08~.069本。

6. 西側

ニジリ口内法巾2.03高2.2方立 .09中敷居 .08。中連窓内法巾3.2高1.97。鴨居 .08突上戸アリ。竹格子徑 .067本

市民防空壕展覽會開催

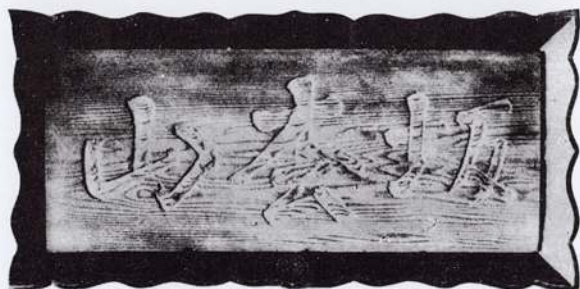
三月二十二日より三十日迄三越(大阪)及日本建築協會建築資材綜合陳列場に於て最も好評裡に開催された市民防空壕展覽會は、そのまゝの内容で下記の如く三越神戸支店で再び開催されることとなりました。非常時下の折柄多數お誘合せ御觀覽御宣傳下さい。

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1. 期 日 | 四月一日——六日 |
| 1. 會 場 | 三越神戸支店 |
| 1. 展示品 | 各種防空壕 |
| 1. 第二會場 | 防空資材展覽會・於日本建築協會建築資料綜合陳列場 |

主 催 日 本 建 築 協 會



1a

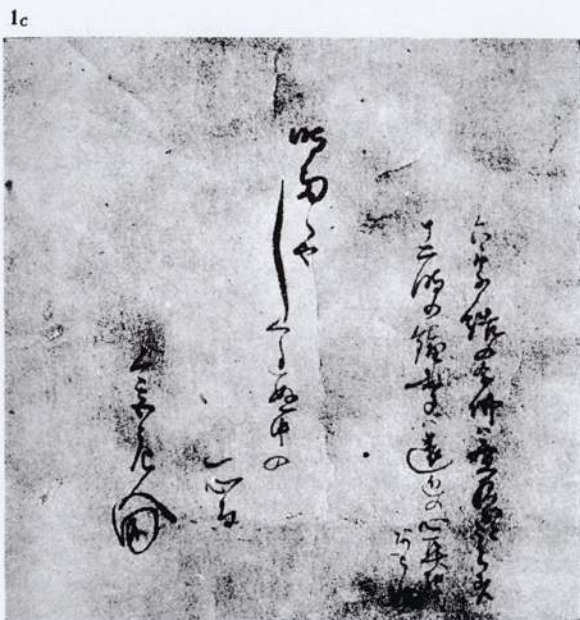


1b



1.

大 阪 の 茶 室 ・ 4 ・ 八 窓 の 席 ・ 岡 田 孝 男



1c

1. 八窓の席外観

書院の屋根続きになつて居るので、無理に附加した様なおさまりの悪い所がある。調り口の上の桁を斜な曲柱で受ける様になり上に小壁がとつてある。

1a. 樂山洞の扁額

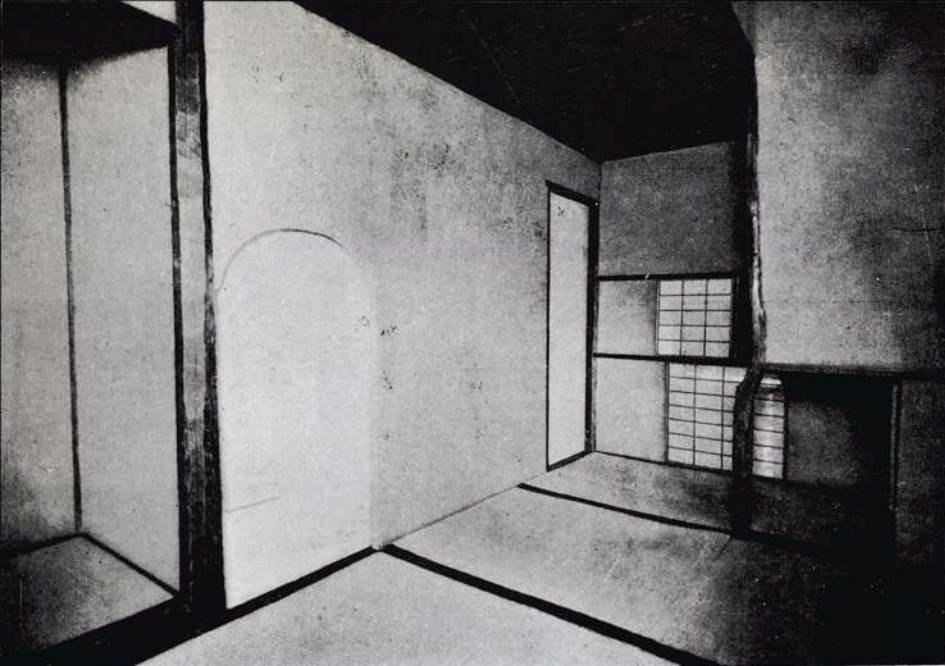
小堀遠州の筆で、裏に「政一(遠州の名)三十四依臺命造之、君廢ざめのみつの床なり」云々と記してある由。今紫琳亭に掲げてある。

1b. 坂松山の額

徳川家康の眞筆と傳ふ。額縁に葵の紋がある平常は寶藏に入れてある由。

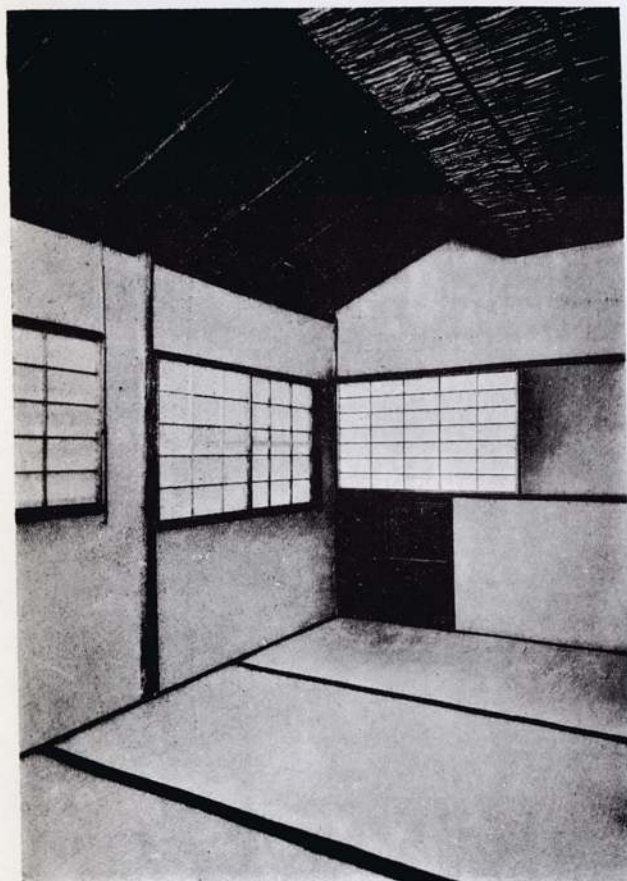
1c. 時雨の掛物

一心寺藏の小西來山自筆の掛物。「六字詰の念佛は晝夜おとたへず。十二時の鐘聲は遠近の心耳に洗ふ」と前書があり、「時雨のやしぐれぬ中の一心寺」今宮老人と書いてある。



2.

3.



2. 八窓の席内部

三帖臺目の席で、床の間は南面し、床の間の右に給仕口と茶道口がある。天井は一部掛込。床前は蒲天井となり、それが點前疊の上まで延びてゐるのは潤達なやり方である。中柱は、天井無目を受けてゐるが、こう云ふ場合の中柱は、下から直にあがつて途中で曲り、更にその曲りが上でもとの位置へ歸つて無目を受けねば、おさまりがつかぬ。中柱のむかふに色紙窓が見える。

3. 八窓の席内部

茶道口の位置から廻り口の方を見たとこである。野根の掛込天井と蒲の平天井が明かに見える。寫眞中央の黒いところが廻り口で、その上と左の中連窓、及爐先窓と上圖に明かな色紙窓とで六窓になる。八窓には二つ足らぬが、寺の方では水屋の上の窓も數へて八窓と勘定を合はして居る様である。

4. 紫琳亭

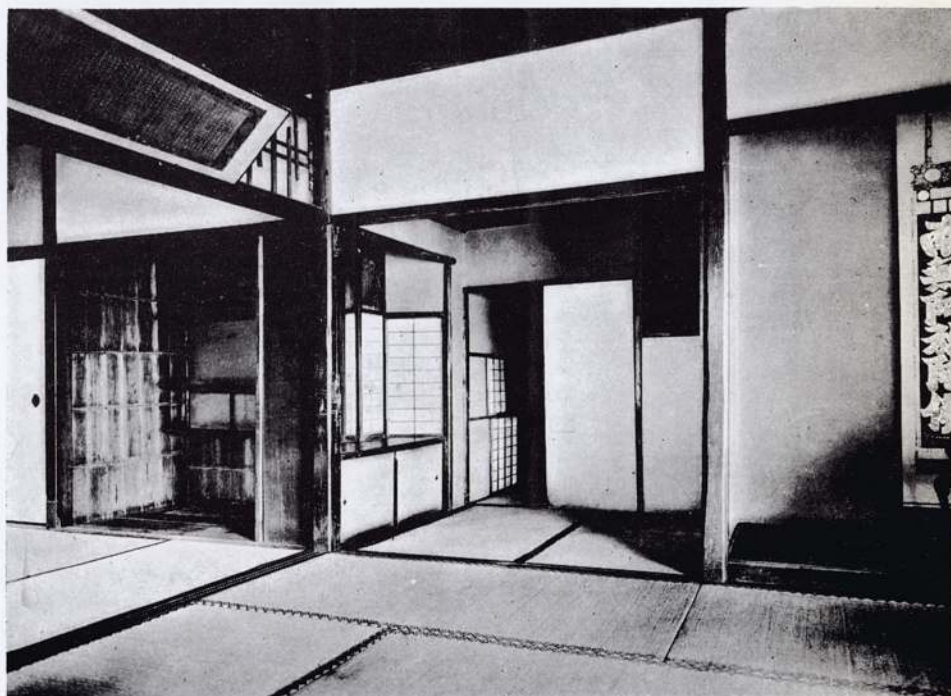
八帖の書院で、床の間は西面し、一間の大きな出書院がつき廻り椽がついてゐる。なほプランでも見られる通り西側二間のところは中央に柱を入れて一間二つに分け、引違障子を入れてあるところは、二月號に見た二葉の豊公席と同じで、中央の柱は大して目ざはりにならぬ。二間四枚の障子建は、常石となつてゐて、誰も疑を差挟まぬが、かやうに中央へ柱を入れて、一間宛二つに分つ時は、梁も小さいものですむ。國民住宅のプランにも建築材料を小さくする爲に、この方法を取つたらよくはないかと思ふ。

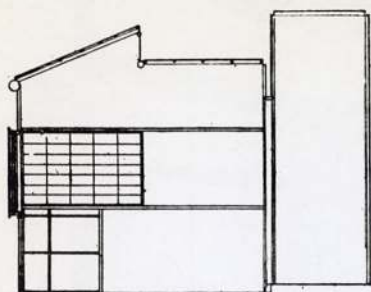


大 阪 の 茶 室 ・ 4 ・
八 窓 の 席
岡 田 孝 男

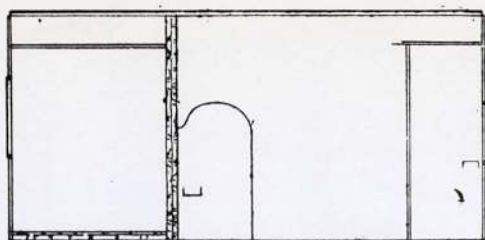
5. 紫琳亭

二帖の合の間をへだてて八窓の席の茶道口を見ると、左に水屋が見える。合の間の地袋上の折曲りの明障子は、行燈となつてゐて、水屋をも照し、晝間は外の光線で、明るくなる様、巧みに考へてある。

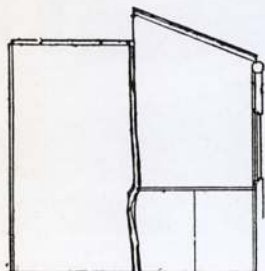




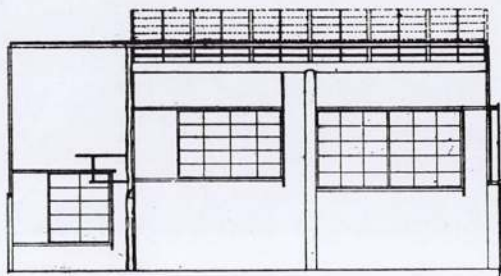
西側展開圖



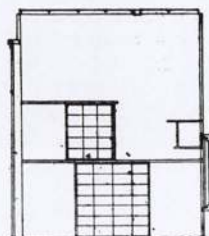
北側



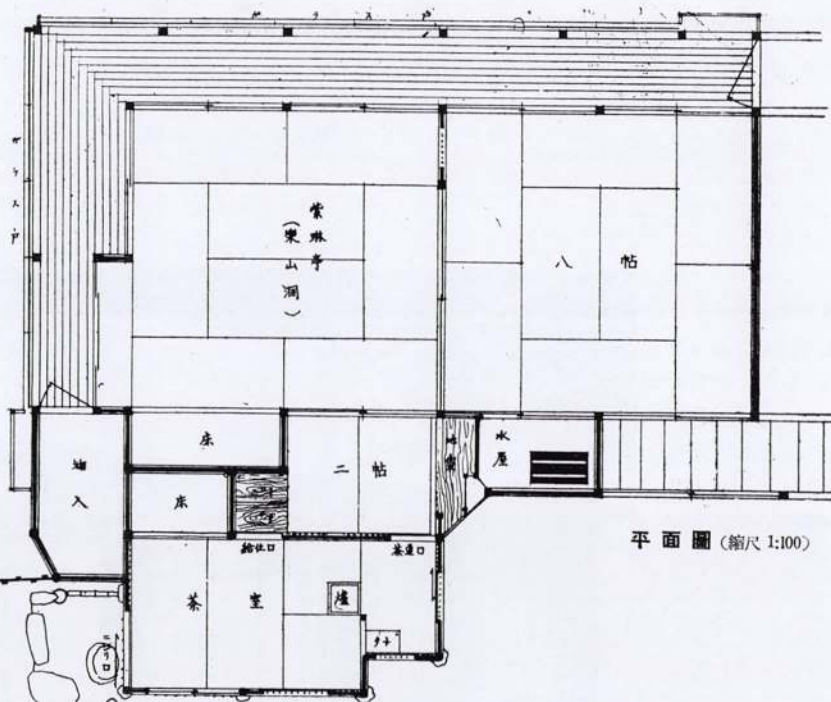
中柱附近



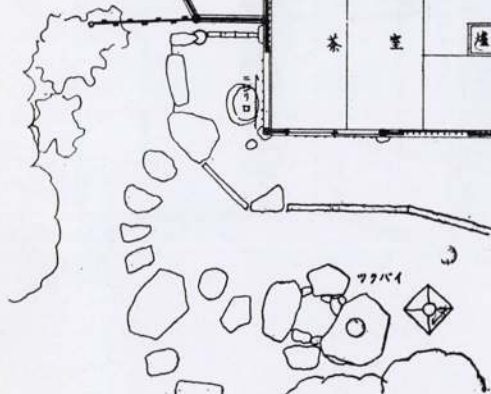
南側



東側



平面圖 (縮尺 1:100)



大阪の茶室・4・

八窓の席

・岡田孝男



江北建築の點描

富田清

思ふに建築は一國の科學的文化的粹を表はすもので有と考へる其國の建築を一見すれば文化の度と云ふものは大體推測し得る事が出来る。その構造に裝飾に都市の計畫に文化の華を表現して居る。今戰禍の中を抜けて新東亞建設の道に勇ましい歩みを探つて居る支那の建築を點描して見るとそこには種々の民族性を風習を傳統とを表はしたものが有ります。先づ誰れしも目につくことは構造様式が煉瓦構造であること、建物が總べてシンメトリー（對稱）に構造されてどの建物にも窓が非常に少ない事であります。上海とか北京とか南京とか漢口とか云つた支那第一の都市の建物は總べて歐洲文化の華を表はしたものの様であります。建築物其のものに就いて見て行くと建物の大部分は鐵筋コンクリート構造でありますが獨逸が國民精神を統一し建物を國粹主義に統一した如くに蔣介石が其の建築物に非常に苦心して支那主義を探つたらしく建築物が歐洲式の構造と入れまじつて見苦い處が存して居ります。大建築物の入口窓あらゆる處にオーダーを附し窓の構造の部分はリントルの形式アーチ形を探つて上部は大きな石で以て窓を裝飾して居る。

窓は總べて兩開きとなつて居ります。

建物の中に入つて見るとどの階に

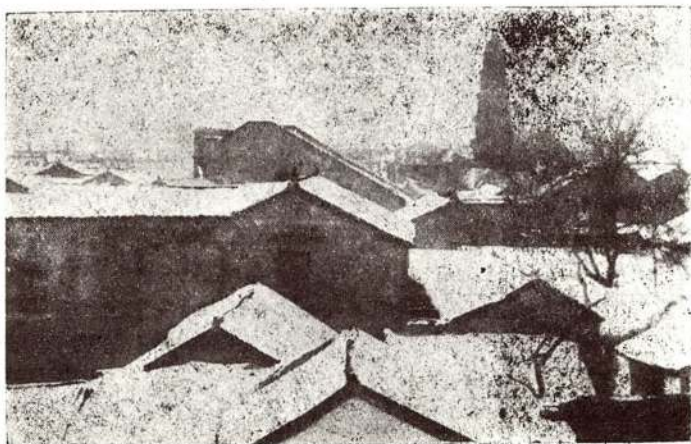
も防護室が設備されて其の階に居るものは空襲警報が報ぜられれば秩序正しく入り得る様になつて居ります。構造法は破壊されて其の細かな點を見る事が出事ないのが残念である。外部の裝飾は總べて御影石大谷石の如きもので裝飾が施されて居る。

斯うした高層建築の中に入り混じつて低い支那家屋が立並び軒を異へ一方が石の裝飾をしてゐるのに対しこの方は赤青黄を色くどいまでに塗りつぶして惡くどい位の裝飾をしてゐる。

この家の入口にも歐洲式を眞似採用して木製のオーダーを兩側に探つて上部はアーチ式を以てしてゐるのも國民そのものが歐洲主義に惑溺した様子が偲ばれる。

斯うした都市を一度離れば全く一變した構造と様式外觀を見る事が出来ます。

江北の民家の外觀、構造は先づ屋根は藁葺の土壁式である。斯うした家を建てるにも大工と云ふものを必要とせず近所の者達が集つて協力して家を造るのであるがその造り方たるや全く簡單である。先づ家を建てんとする位置の四方に水柱を4本立てこの水柱を中心として兩側に30厘米程度の壁厚を探つて兩側に板を立てこの板の中に土を一面に入れて上部から踏みかためる。斯うした事を條長に全周四方に渡つて爲すと今度は一段出來た壁の上に日乾の自製煉瓦を一面に並べこの上に又前と同じ方法で土を入れ踏みかためる。斯うした事を幾回をも繰返して高さ2米位にすると今度はハフの部分の日乾煉瓦で1尺勾配程度に造り上げ1本の棟木を通じてこれに竹或は細い丸木で垂木を配しこの上一面に竹の二つ割りを打つて藁又は草で屋根を葺くの



煉瓦建築と塔の遠望

であります。

中でも多少資産の有る家では斯うした上に瓦で屋根を葺いてある。建てられた家の中は床も張らずに唯家族の数だけに竹製或は木製の寝臺を設け居間の中央は珍風な土製又は煉瓦製或は木製の祭壇を設け壁には天神地祇を祭る文句を赤や緑黄の紙に書いて祭りその祭壇の下は物入れとなつて居り其の最下部は彼等の資産である鶺鴒の住家となつて居ります。これは一軒の家を見たのであるが支那では斯うした家が日本の如く單獨には建築されて居らないで大部分が大家族主義の生活を営んで居りますこの大家族主義を嘗まねばならぬ理由の一つには支那と云ふ國は國家が頼りにならず悪い國家が成立するとたゞ人民を虐め税金を搾るだけで生命や財産を一向に保護してくれないから段々と一家族が集まつて團結し自衛自治をするより仕方がなくなります。それで勢ひ大家族主義になり中流では3・40であるが上流になると100人以上200人も同居して居る。そこで一家族だけで家の周圍に城壁を構へ城壁の外周はクリークを周らして外敵を防ぐ如く爲して居る。それが段々と發達し遂に都城にもなつて居る。二つには支那の都會地を離れた農山村は文化の度が遅れ大部分が手工業で誠に幼稚であるから取り入れにしても家を建てるにしても總べて大勢の人が集まつて爲すのであるが家が散々としてゐては事を爲すのに都合が悪いので一ヶ處に集まつて大家族主義となつた様に考へられる。この大家族の家の構造配置の様式は家の外周を壁土塼で囲み門を入ると中庭があつてそれをかこんで中央に總本家の主人の内房更に枝々の主人の「内房」をはじめ多數の棟が並び室數も多い。一番廣い室は應接間でその傍に書齋主人の室。内房が設けられてゐる。斯うして一家族のうちには家長があつて總取締りをなしその妻子係がある外弟に嫁を娶れ

ばやはり同一家内で別な一支族として同居する。そして長幼兄弟序ありて和氣あいあいとして睦まじく暮してゐるこれが段々北へと進むにつれて屋根の構造が變つて来る。屋根一面を草或は藁で葺いて居たのが屋根の棟の四周を泥を塗つてかため強く吹く季節風の風壓を防いで居る。又々北に進めば今一段と進歩し棟及四周を瓦で以て葺き煉瓦に裝飾を施し鬼瓦には龍の彫刻を爲した瓦を置いてその家隆盛を表はして居る。斯うした外形を取つても内部の構造様式は何處までも變る事なく一定してゐる。特に支那の家を見て感ずる事は壁が非常に厚い事室がどれもこれも小さく窓が非常に少なくどの窓もどの入口も皆南面或は東面で一つとして北面西面には設けてない。これは西北より冬から春にかけて季節風が吹く事と昔から西北方面には蠻敵が存して西北の方向から家の富と福とを奪ひ来る日本の鬼門に相當すると云ふ傳説から窓入口を決して西北に面しては設けないのである。

この方面の建築と火災と云ふ關係であるが支那の火災はその多い事に於ては類がない日本の家以上続け延焼も早い。これは勿論天井の低い事屋根が草葺藁葺であるからだが支那のカマドには煙突がなくすものは薪雜草であるからカマドの加熱に依つて發火するのが非常に多く夜など常に火災を見る事が出来る。斯うした火災の數が多く延焼の早い事に注意してかどの家と家との境にも土をかため或は煉瓦で以て防火壁が大きく造てある事は吾々建築家をして考へせしめられる。この防火壁は一寸した部落大きな街都會にはとても頑固に丈夫に大きく設けてある。文化の進んだ街では壁や柱に防火塗料の塗つてあるのを數多く見られる。日本に於ても國民そのものが「日も早くこの防火と云ふ事に徹底してもらひたいと思つてゐる。この防火と云ふ事は蒋介石或はその幹部が防空と

云ふ事に端を發して急いで實施した跡を偲ぶ事が出来る。

江北方面に於ては國民全般に防空思想が普及して居る様に思はれる。どの部落にも街にも防空壕を發見する事が出る。然しこの防空壕も國民各自の手で造つたもので各々家の附近の地面立穴を掘りこの立穴に横穴を掘つてこの横穴に人が入り込む様にしてある。この横穴の中央に竹で以て空氣孔が設備してある。大きな部落ではコンクリート製のガツツリしたのが設けてある。その型は大部分圓形なものでその中に對面的に腰掛が設けてある。

詩に讀まれ繪に畫き出された古建築今はその昔日の面影を認める事が出来ず餘りにも荒廢の甚しきに驚くより他ない。だが朽ちて今はその僅かに残る外觀より唯昔日の隆盛を偲び感慨に溢るゝのみである。その構造様式は先づ前面に對照的に建築された房が有り房の一面には孔子の象が安置し有りその後方は中庭を隔てゝ本堂が有る。この本堂は又純然たる對照的な構造で中には安置壇が設けられそれに七佛が安置してある。斯うした寺がどの村はずれ街はずれにも柳に桃杏に圍れて在りし日の姿を太陽に曝してゐる。時に建築家の目をそゝるものは塔の現存と構造である。日本の塔と云へば木製の伽藍の附いたものであるがこの地の塔はどれもすべて煉瓦で築いたもので有るこの型面影は前の寫眞に依つて見て頂きたいものである。

一面的な陣中よりの建築點描の筆を擱きます。最後に陣中より會員諸兄の御健勝を祈りつゝ新東亞を代表する新建築の「日も早くこの大陸に姿を現す日の近からん事を望んで止みません。

以上

中支派遣軍豐嶋部隊
木原部隊中川隊本部

富田清
(地方會員)

本協會員中軍務公用者氏名

前號發表後に於ける本協會員中軍務公用者下記の通りであります(受付順)

會 員 梶 尾 幹 雄 君



會 員

故 竹 中 利 雄 氏

昭和16年2月9日會員竹中利雄氏病を以て長逝せらるる洵に哀悼に堪へず。茲に照肖と略歴を掲げ謹んで弔意を表す

- 1.氏は大正8年11月23日大阪市住吉區昭和町西1の28に生る
- 1.昭和14年8月關西工業學校卒業
- 1.同10年10月新興會工務店に勤務其後山房工務店に轉勤
- 1.同14年8月大阪鐵道局工務部建築課に奉職
- 1.同15年5月6日本會に入會
- 1.同16年2月9日逝去享年23歳

常 務 會 (第5回)

時 3月6日午後6時—9時
所 陳列場別室
出席者 理事 井上副會長、今林副會長
常務 池田主記、北垣主記、玉置主記、中西主記

藪中主記、芝田主記
松久保主記、大下編輯、小林編輯、政岡編輯

議 事

- 1.3月例會に關する件
- 2.評議員補欠選舉に關する件
- 3.四會聯合新體制協議會に出席の件
- 4.都市武裝促進幹事會より幹事委囑方要求の件
- 5.同幹事より經費要求の件
- 6.材料委員會より圖書購入の件
- 7.農林省木材統制課より建具材規格檢討方依頼の件
- 8.陳列場幹事會より相談所設置具體案提出の件
- 9.雜誌印刷請負に關する件
- 10.華北建築協會より本會徽章寄贈方依頼の件
- 11.日本出版文化協會より入會方勧誘の件
- 12.愛知縣建築課長より防空防火パンフレット寄贈方依頼の件
- 13.日本統計普及會より日滿支連格地圖購入方依頼の件
- 14.會員詮衡

報 告

- 1.全國都市問題會議より總會文獻送付の件
- 2.建築學會より會長更迭通知
- 3.出征、入營、應徵、除隊報告

材料委員會 (第3回)

時 2月27日午後6時50分—8時20分

所 俱樂部室
出席者 委員長 松久保
幹 事 楠 瀬
委 員 前野、道田、矢代

- 1.品等規格中板類より檢討に着手

材料委員會 (第4回)

時 3月11日午後6時40分—8時50分

所 俱樂部室
出席者 委員長 松久保
幹 事 楠瀬、榊
委 員 後川、園部、道田

- 1.建具材規格に關し農林省案を檢討す

材料委員會 (第5回)

時 3月13日午後6時50分—9時

所 俱樂部室
出席者 委員長 松久保
幹 事 楠瀬、榊
委 員 後川、前野、道田

- 1.建具材規格につき引續き檢討す

陳列場幹事會 (第4回)

時 2月26日午後6時20分—8時30分

所 俱樂部室
出席者 常任幹事 瀧、矢田
幹 事 小林、高松、中西、野中、松久保、道田、吉田、若山

- 1.防空壕展覽會第二會場出品方法に關する件

- 1.陳列品目選定、蒐集及出陳者勸誘
- 2.陳列裝飾並會場整備
- 3.宣傳方法

陳列場二月會幹事會 (第5回)

時 3月5日午後6時30分—8時

30分
所 倶楽部室
出席者 幹事長 池田
常務幹事 瀧、矢田
幹事 髙松、野中、松久保
道田、吉田
二日會 大阪窯業株式會社
オリエンタルメタル製造所、株式會社清光社、ライトラバー工業合資會社

1. 陳列場本年度諸事業計畫の件
2. 防空壕展覽會開催の件
3. 二日會春季會合開催の件

防空壕展覽會準備委員會

時 2月17日午後6時—9時
所 陳列場別室
出席者 都市武裝
池田幹事長、大野、奥島、玉置、政岡、宮田
陳列場
池田幹事長、小林、瀧、中西、松久保、道田、矢田
三 越
井口企畫係長

1. 兩幹事會より下記展覽會小委員を選出の上具體案作成すること
武裝側
池田、大野、桐本、竹内、玉置
宮田、吉田
陳列側
池田、瀧、矢田
2. 軍部並府市に後援方依頼すること
3. 資料蒐集に關し各方面に依頼すること
4. 各委員に於て次回までに復案を持ち寄ること

展覽會委員會（第2回）

時 2月19日午後6時30分—9時
所 倶楽部室
出席者 池田(實)、池田(寛)、兩幹事長
大野、瀧、竹内、玉置、宮田、矢田各委員

1. 名稱を市民防空壕展覽會と決定

2. 各委員より提出の腹案につき審議の上大體の骨子を決定
3. 三越を第一會場とし第二會場として陳列場を利用の上主として防空資材を展示すること

展覽會委員會（第3回）

時 2月21日午後6時20分—8時30分
所 倶楽部室
出席者 池田(實)、池田(寛)兩幹事長
瀧、矢田兩委員

1. 寺岡眞、的場浩兩氏に委員を委嘱すること
2. 出品物内容に關し具體的に決定
3. 次回兩幹事會開催の上最後の決定すること

展覽會總委員會（第4回）

時 3月7日午後6時—8時30分
所 陳列場別室
出席者 協會側 池田委員長
池田、瀧、玉置、寺岡、中西、野中、古塚、的場、道田、矢田、吉田、若山
三越側
井口、岡田、堤、寺尾諸氏

1. 第一會場展示方法最後の決定
1. パンフレット作成に關し分擔委員決定の上至急原稿蒐集すること

見學會(會勢幹事會主催)

時 2月22日午後1時30分—5時30分

集合所 水無瀬神宮
出席者 赤松修氏外48名

1. 午後2時までにて一同水無瀬神宮に參集
1. 神宮側の都合により一同茶室拜觀岡田孝男氏の概説後順次詳細に見學

1. 次に神前に集合清祓を受け川人幹事代表參拜後神官より神宮の由來に付亦茶室の經過につき約20分に亘り懇切且誠に有意義なる講話を聽き感銘を深くす

1. 午後3時出發第二見學先たる加賀邸に向ふ

1. 同邸にて庭園芝生に設けられたる床几赤毛氈に一旦憩ひ茶菓を受け夫れより二班に分れ有名なる洋蘭の温室より本家建築を見學す

1. 次に同邸應接室にて川人幹事より加賀邸並に岡田氏に對して感謝の意を表し併せて會員に挨拶の上階上ベランダに集り淀川より八幡方面の佳景を賞觀し4時40分辭去次の見學先妙喜庵に向ふ

1. 妙喜庵書院にて持參のパンに喫茶しつゝ岡田氏の説明を聴取後國寶茶席を見學午後5時30分本日見學行程を無事終了解散す

會勢幹事會（第3回）

時 2月13日午後6時—6時30分
所 倶楽部室
出席者 常任幹事 大下
幹事 岩佐、芝田

1. 4月開催の見學に關する件
會員増加に關する件

都市武裝促進幹事會（第1回）

時 2月27日午後5時30分—8時
所 倶楽部室
出席者 池田實、井上新二、竹内佐平治、寺岡眞、西山卯三、宮田秀穗

1. 幹事長、常任幹事互選の結果下記の通り決定
幹事長 池田實氏
常任幹事 井上新二氏、竹内佐平治氏

2. 木造家屋防火改修促進の件
3. 防空問題に關する座談會開催の件
4. 講演會開催の件
5. 通俗的パンフレット發行頒布の件
6. 防空壕展覽會開催の件

會 員 動 靜

入 會

會 員

- 山上 進三君 旭區江野町190(山上建築事務所)
福田 正雄君 京都市下京區西九條藏王町39の1(京都市

役所營繕部第一技術課)
 吉川 平君 旭區赤川町720の1
 (中西建築事務所)
 尾之江武義君 東區大手通1の26 松
 村組内(同組)
 大倉 一彦君 池田市大字野136(三
 機工業株式會社鋼材
 部)
 中居 榮藏君 北區葉村町37(株式
 會社竹中工務店)
 石田 慶一君 兵庫縣川邊郡立花村
 松本41(株式會社大
 林組)
 田中庄太郎君 普通賛助員より轉格
 山田 榮藏君 神戸市加納町6の1株
 式會社清水組出張所
 (同組)
 林 重三君 布施市柏田1086 奥
 野錄郎方(日本赤十
 字社大阪支部建築事
 務所)
 枝村 靖君 京都市左京區北白川
 東蔭町6(京都市役
 所營繕部第一技術課
 長)
 森 通君 東成區北中本町2の4
 (自營)
 鶴岡 文雄君 西淀川區野里町585
 (株式會社鴻池組)
 仲 武君 和歌山縣那賀東中貴
 志村前田(和歌山縣
 庶務課營繕係)
 山中六三郎君 北區都島北通1の18
 (自營)
 德永 正三君 西區土佐堀通2丁目
 大阪キリスト教青年
 會内(長谷部竹腰建
 築事務所)
 濱口 勝美君 西淀川區海老江上3
 の20(大阪市水道部
 技術課)
 中村 盈文君 東淀川區下新庄町
 584の4(大阪市水道
 部上水擴張課工務
 係)

前田 保永君 和歌山市湊通り丁南
 1の3(前田白蟻研究
 所)
 坂口正四郎君 東區清水谷東ノ町
 475(三宅工務所)
 明山幸治郎君 府下北河内郡交野町
 森大門市松方(大阪
 帝大工學部造船學科
 教室)
 石塚 保君 尼崎市今福町太田15
 (富永鋼業株式會社
 營繕係)
 田中 斐人君 此花區西島町144の2
 (株式會社大林組)
 松本 裕吉君 府下北河内郡友呂岐
 村櫻ヶ丘千歳莊(株
 式會社松村組)
 野田 武雄君 住吉區田邊西之町7
 の7(東洋鋼材株式會
 社大阪事務所)
 中口 昌一君 神戸市葺合區中島通
 1の26(兵庫縣建築
 課)
 平岡 廣君 天王寺區谷町9の18
 (金井トラベラー製
 造所)
 神原 一君 西淀川區野里町321
 (日東興業株式會社)
 倉田 一郎君 府下北河内郡三郷町
 大枝215(東洋紡績株
 式會社營繕課)
地 方 會 員
 山田 早苗君 京都府綾部町字青野
 27の2(郡是製糸株式
 會社設備課)
 石津 昇君 立川市本町2丁目淺
 沼組出張所(同組)
 新井 佑定君 朝鮮馬山府壽町53
 (馬山建築事務所)
 梶 正治君 立川市本町2丁目淺
 沼組出張所(同組)
 植松 四郎君 京城府北阿山見町1
 の329(京城府工營部
 營繕課)
 油 清治郎君 東京市小石川區西古
 川町17(内外木材工

藝株式會社東京出張
 所)
 西山 唯志君 東京市牛込區横寺町
 36(内外木材工藝株
 式會社東京出張所)
 谷島 勝雄君 新京特別市政府第五
 代用官舎762號(滿洲
 國國務院建築局)
 富松 政行君 滿洲國興安北省公署
 官房會計課營繕股内
 (同股)
 白井 正清君 豊橋市關屋町114(株
 式會社安藤組名古屋
 出張所)

終 身 賛 助 員

株式會社

松 村 組 東區大手通1の2(土
 木建築請負業)

特 別 賛 助 員

馬場 棟森君 南區順慶町通3の28
 萩工業貿易株式會社
 大阪出張所(同社)
 小鍛冶憲二君 西淀川區浦江中1の
 11 阿部主税方(日
 刊土木建築新聞社)
 高見 正彦君 兵庫縣御影町字櫻
 1114(自營)
 山中喜代治君 豊中市麻田1196(富
 士スレート株式會社
 大阪營業所)
 三宮 正義君 此花區上福島北4の
 65(自營)
 野田 宗孝君 天王寺區大道3の130
 (東洋洋瓦株式會社
 大阪支社)
 木造 裕君 西成區海道町7(株式
 會社大林組)
 上林 傳一君 京都市
 望月 宏二君 兵庫縣明石郡大久保
 町森田(株式會社竹
 中工務店)

退 會 者

會 員

森田和喜君、渥美梧君、佐伯富藏君

田中榮太郎君、森井忠則君、柳川忠夫君、浦井金作君、舟橋俊一君

地方會員

善住勝進君、南雲義治君、江藤良親君

特別賛助員

山本最純君

普通賛助員

伴武夫君、岸谷勢藏君、上野達郎君

轉居・轉動

會員

織田 泰雄君 廣島市猿樂町58 清水組出張所内

本多 正道君 東京市杉並區阿佐ヶ谷5の66(日産土木株式會社)

菅 友茂君 廣島縣安藝郡江田島村中郷

鈴木 繁雄君 奉天市大和區藤浪町51號 滿洲不動產社宅3の4

岸 貞一君 (勤務先)桑本建築設計計算事務所

北村 禎庸君 兵庫縣飾磨郡廣村廣畑字大谷331

伊藤 義治君 廣島縣佐伯郡大竹町小島新開大林組出張所内

志賀 龍雄君 府下三島郡三宅村小坪井92

山口 末吉君 兵庫縣加古郡高砂町農人町裏415

平川 眞實君 名古屋市熱田區南番町4の716(名古屋役所福利課)

佐々木義夫君 東京市麹町區飯田町1の32 有隣寮内

細川 一雄君 朝鮮嶺南浦府大頭里日産化學工業株式會社嶺南浦工場内

吉田 信武君 府下北河内郡住道町

林 良信君 住吉區墨江中4の3(町内變更)
桑原 勇君 兵庫縣武庫郡本山村小路五反田161

大久保梅太郎君 名古屋市西區菅原町2丁目 竹中工務店

名古屋支店內

小川政次郎君 住吉區墨江西2の50

平木 壽一君 和歌山市西仲間町1の1

保田虎太郎君 福岡市荒戸谷町25

地方會員

青木 太一君 富山縣婦負郡細入村楡原東洋アルミ工場勝呂組出張所内

三好 傳二君 廣島縣安藝郡矢野町直地

瀧石 一夫君 鞍山市南一條町15

松永 疑君 東區今橋4丁目三菱信託ビル 東畑建築事務所内

大石 正君 愛知縣海部郡佐織町東洋紡績津島工場内

大島謙太郎君 名古屋市西區南外堀町6丁目 名古屋役所福利課内

辻 毅君 東舞鶴市北吸769

吉原信三郎君 福岡縣糟屋郡香椎村1148

生田 正一君 南京中山東路碑亭港52號

山内 武雄君 神奈川縣逗子町新宿

西村 秀雄君 福岡市春吉町7の579

林 三郎君 通化省臨江縣林子頭村東邊道開發會社石人溝探炭所工事係

高岡興三吉君 東京市小石川區江戸川町17

特別賛助員

青盛 繁男君 福岡市大名町4の157

森下 敏郎君 府下泉北郡高石町南738

普通賛助員

正木 由雄君 港區福崎西之町6 杉村倉庫内鹿島組出張所

光行登津夫君 神戸市中山手通3の86

田中 信夫君 新居濱市新須賀 住友アルミ精鍊所内長谷部竹腰建築事務所

出張所

榊谷健治郎君 新京特別市至善路政府第五代用官舎746號

國脇要太郎君 神戸市須磨區權現町2の35

中川 秀夫君 和歌山縣東牟婁郡紀伊紀ノ本驛長氣付自動車庫新築事務所

寺井 廣義君 神戸市林田區宮川町6の34

吉林 喜好君 新潟縣古志郡山本村水穴日本石油鑛道工事部野田組内

黒河 申三君 名古屋市名古屋師團經理部内

福永 昇君 新京特別市老松町2の22

佐野 政風君 北京東城小土地廟胡同16號淺野水道工業株式會社

押川 忠夫君 京都市宇治郡宇治村宇治製造所官舎

死 亡

會員

玉川 貫治君 昭和16年1月3日逝去

竹中 利雄君 昭和16年2月9日逝去

須藤 員雄君 昭和16年2月27日逝去

特別賛助員

川島 末吉君 昭和15年12月30日逝去

(謹んで哀悼の意を表す)

☆

☆

☆

☆

會費その他領收報告

會	費	敬稱略・受附順	円	月	日	氏名	円	月	日
瀧 龜治	6.00	16. 1—16. 6	佐藤 信仁	2.00	16. 1—16. 2	横山 貞次	3.00	16. 1—16. 3	
森井 忠則	3.00	15. 10—15. 12	渡邊 鐵一	2.00	15. 11—15. 12	會津 松藏	3.00	16. 1—16. 3	
山本磯十郎	3.00	15. 10—15. 12	大塚 照夫	3.00	16. 1—16. 3	大野 將信	3.00	16. 1—16. 3	
原田 昇馬	6.00	16. 1—16. 6	谷口 泰一	12.00	16. 1—16. 12	置塩 章	3.00	16. 1—16. 3	
牛場 榮一	3.00	16. 1—16. 3	増田 正司	3.00	16. 1—16. 3	大村 捨藏	3.00	16. 1—16. 3	
加藤米太郎	1.00	16. 1	青木 鐵三	3.00	15. 10—15. 12	小山源次郎	3.00	16. 1—16. 3	
紺谷 昌亮	6.00	15. 4—15. 9	青山 清	6.00	15. 7—15. 12	櫻井金治郎	3.00	16. 1—16. 3	
鳥井 信	3.00	15. 10—15. 12	大木 基弘	5.00	16. 1—16. 4	東中道公喜	7.00	16. 1—16. 6	
大谷愼次郎	3.00	15. 10—15. 12	マーク共		マーク共				
橋本 實	3.00	16. 1—16. 3	西野 清直	13.00	16. 1—16. 12	松本 彦次	3.00	16. 1—16. 3	
田中徳次郎	6.00	15. 12—16. 5	マーク共		マーク共		前坂 勝三	3.00	16. 1—16. 3
大西 孝平	3.00	15. 10—15. 12	半田 忠夫	3.00	15. 12—16. 2	山口 吾郎	3.00	16. 1—16. 3	
坂本 啓祐	3.00	15. 10—15. 12	安部 恒夫	3.00	16. 1—16. 3	明石常三郎	6.00	16. 1—16. 6	
免出 鼎	3.00	15. 12—16. 2	片山 末男	3.00	16. 1—16. 3	伊藤 久治	3.00	16. 1—16. 3	
山田 軍三	2.00	15. 11—15. 12	高橋 市藏	2.00	16. 1—16. 2	坂場 正之	3.00	16. 1—16. 3	
坂場 正之	1.00	15. 12	水野長三郎	3.00	16. 1—16. 3	井上 伋一	3.00	16. 1—16. 3	
志村 克己	3.00	15. 10—15. 12	長尾 藤市	1.00	15. 12	石川 儀有	3.00	16. 1—16. 3	
伊藤 哲二	3.00	15. 10—15. 12	東 和市	3.00	16. 1—16. 3	梅本源重郎	3.00	16. 1—16. 3	
村田 小一	3.00	15. 10—15. 12	明石 龍一	3.00	16. 1—16. 3	王丸源次郎	3.00	16. 1—16. 3	
守谷 茂	2.00	15. 11—15. 12	今西 茂雄	3.00	16. 1—16. 3	岡田 正夫	3.00	16. 1—16. 3	
宇井八太郎	3.00	15. 10—15. 12	池村元之助	3.00	16. 1—16. 3	木内 定雄	3.00	16. 1—16. 3	
大倉 直三	3.00	15. 10—15. 12	泉谷 千秋	3.00	16. 1—16. 3	栗本 榮一	3.00	16. 1—16. 3	
津川 吉弘	3.00	15. 10—15. 12	岩崎甚太郎	3.00	16. 1—16. 3	工藤 雅三	3.00	16. 1—16. 3	
堀江 悟郎	5.88	15. 7—15. 12	飯田 賢次	3.00	16. 1—16. 3	久良知丑二郎	3.00	16. 1—16. 3	
建部幸一郎	3.00	15. 12—16. 2	梅本 由己	3.00	16. 1—16. 3	神足 繁雄	3.00	16. 1—16. 3	
紺谷 昌亮	3.00	15. 10—15. 12	上田 司郎	3.00	16. 1—16. 3	近藤 菊松	3.00	16. 1—16. 3	
杉岡 富夫	3.00	15. 10—15. 12	大原 忠隆	3.00	16. 1—16. 3	小西 武雄	3.00	16. 1—16. 3	
和田 信夫	6.00	16. 1—16. 6	大原 一泰	3.00	16. 1—16. 3	佐藤 富夫	3.00	16. 1—16. 3	
柴榮 昇三	2.00	16. 1—16. 2	大橋 武雄	3.00	16. 1—16. 3	進木孝太郎	3.00	16. 1—16. 3	
吉澤 喜好	2.00	15. 11—15. 12	岡本正次郎	3.00	16. 1—16. 3	鈴木 重久	3.00	16. 1—16. 3	
小林 源七	3.00	15. 10—15. 12	笠野 藤吉	6.00	16. 1—16. 6	高橋健三郎	3.00	15. 11—16. 1	
藤本 誠	13.00	16. 1—16. 12	北野 勇	4.00	16. 1—16. 4	谷輪 三郎	3.00	16. 1—16. 3	
マーク共			波川彌太郎	6.00	15. 10—16. 3	中島 富造	3.00	16. 1—16. 3	
眞口 愼夫	2.00	15. 11—15. 12	古宇田 實	3.00	16. 1—16. 3	中村 二郎	3.00	16. 1—16. 3	
立花 光雄	5.00	16. 2—16. 6	酒井勇三郎	3.00	16. 1—16. 3	福井 薫	6.00	15. 10—16. 3	
向井壯一郎	3.00	15. 10—15. 12	諏訪 秀夫	3.00	16. 1—16. 3	松浦松之助	3.00	16. 1—16. 3	
佐藤 榮吉	2.00	15. 11—15. 12	田中一豊輔	4.00	16. 1—16. 4	向井寛三郎	3.00	16. 1—16. 3	
伊藤 敏勝	1.00	16. 2	田澤 勝利	4.00	15. 9—15. 12	森田徳次郎	3.00	16. 1—16. 3	
松尾 清	2.00	15. 7—15. 8	田淵 芳雄	2.00	16. 1—16. 2	吉澤 喜好	3.00	16. 1—16. 3	
岡田 愛一	10.00	15. 3—15. 12	谷口 謙三	3.00	16. 1—16. 3	若林 源藏	3.00	16. 3—16. 5	
近藤 岩夫	3.00	15. 10—15. 12	鶴本正太郎	3.00	16. 1—16. 3	吉田 吳郎	3.00	16. 1—16. 3	
上村 勇	3.00	15. 10—15. 12	寺石 重正	3.00	16. 1—16. 3	吉村 種敏	3.00	16. 1—16. 3	
川瀬喜久雄	6.00	15. 1—15. 6	堂園 廣二	3.00	16. 1—16. 3	安宅 順一	3.00	16. 1—16. 3	
伊勢村四郎	3.00	16. 1—16. 3	七尾 健三	3.00	16. 1—16. 3	浅野 新一	3.00	16. 1—16. 3	
大槻 悦造	5.00	15. 6—15. 10	西田儀太郎	3.00	16. 1—16. 3	板井 公威	3.00	16. 1—16. 3	
魚田 常治	5.00	15. 12—16. 4	藤田 辰三	3.00	16. 1—16. 3	小笠原善清	3.00	16. 1—16. 3	
山本 禎三	2.00	15. 11—15. 12	松村 文甫	3.00	16. 1—16. 3	京極 行雄	3.00	16. 1—16. 3	
設樂 貞雄	6.00	15. 7—15. 12	三橋國太郎	3.00	16. 1—16. 3	小松 勇	3.00	16. 1—16. 3	
向井 健一	3.00	15. 10—15. 12	守谷 茂	3.00	16. 1—16. 3	佐々木義夫	3.00	16. 1—16. 3	
山口 正	4.00	16. 1—16. 4	森村 正義	3.00	16. 1—16. 3	瀬川 久維	3.00	16. 1—16. 3	
			山本 和夫	3.00	16. 1—16. 3	谷本甲子三	3.00	16. 1—16. 3	

竹末 英雄	3.00	16. 1—16. 3
高木 太作	3.00	16. 1—16. 3
中原 茂	3.00	16. 1—16. 3
中垣 楠一	3.00	16. 1—16. 3
西山 卯三	4.00	15.12—16. 3
野田 清三	3.00	16. 1—16. 3
野々村五四男	3.00	16. 1—16. 3
長谷 艇二	12.00	16. 1—16.12
坂 靜雄	3.00	16. 1—16. 3
藤本賢太郎	3.00	16. 1—16. 3
松本 貢	3.00	16. 1—16. 3
松本 禹象	3.00	16. 1—16. 3
増井 敏克	3.00	16. 1—16. 3
宮飼 克二	3.00	16. 1—16. 3
宮村 二郎	6.00	16. 1—16. 6
三橋 利雄	1.00	16. 1
村田重太郎	3.00	16. 1—16. 3
淺川 忠夫	3.00	16. 1—16. 3
青樹 英次	3.00	16. 1—16. 3
井田 茂夫	3.00	16. 1—16. 3
生田種治郎	3.00	16. 1—16. 3
至田 利一	3.00	16. 1—16. 3
永山 美樹	3.00	16. 1—16. 3
根本 茂郎	3.00	16. 1—16. 3
花谷 隆	3.00	16. 2—16. 4
藤井康之佑	3.00	16. 1—16. 3
守田 米一	3.00	16. 1—16. 3
森川 義雄	3.00	16. 1—16. 3
四十宮正雄	3.00	16. 1—16. 3
石井 利雄	3.00	16. 1—16. 3
石原 政三	3.00	16. 1—16. 3
伊東 恒治	4.00	16. 1—16. 4
宇都宮邦士	3.00	16. 1—16. 3
遠藤 國夫	2.00	16. 2—16. 3
扇 源助	3.00	16. 1—16. 3
小林幸太郎	12.00	16. 1—16.12
鈴木金太郎	6.00	16. 1—16. 6
谷 義三郎	3.00	16. 1—16. 3
土岐 俊吉	3.50	15.12—16. 3
永澤 毅一	3.00	16. 1—16. 3
根岸 坦	6.00	16. 1—16. 6
野坂 和義	3.00	16. 1—16. 3
野地 修左	3.00	16. 1—16. 3
藤本 賢治	3.00	16. 1—16. 3
本莊 光和	3.00	16. 1—16. 3
森田 慶一	3.00	16. 1—16. 3
山本 千吉	3.00	16. 1—16. 3
吉本 一夫	3.00	16. 1—16. 3
安藤 邦男	3.00	16. 1—16. 3
生駒 忠彦	1.67	16. 2—16. 3
荻野 賀一	6.00	16. 1—16. 6
加治佐三四郎	3.00	16. 1—16. 3
木村 義一	3.00	16. 1—16. 3
熊澤 六朗	3.00	16. 1—16. 3
久保田種吉	3.00	16. 1—16. 3
小林政一郎	3.00	16. 1—16. 3

杉浦 文雄	3.00	16. 1—16. 3
杉本 忠勝	3.00	16. 1—16. 3
竹内 作次	6.00	15.10—16. 3
田中 四郎	3.00	16. 1—16. 3
高橋 徳松	3.00	16. 1—16. 3
巽 純一	4.00	16. 1—16. 4
殿村 鎮	3.00	16. 1—16. 3
並木 長吉	3.00	16. 1—16. 3
長瀬 清澄	3.00	16. 1—16. 3
布谷 辰雄	3.00	16. 1—16. 3
橋本 政一	3.00	16. 1—16. 3
三好喜三郎	3.00	16. 1—16. 3
松浦 基二	3.00	16. 1—16. 3
森川 重夫	3.00	16. 1—16. 3
山口 潔	3.00	16. 1—16. 3
山崎 孝磨	3.00	16. 1—16. 3
山下 正	3.00	16. 1—16. 3
吉原九州雄	3.00	16. 1—16. 3
鈴木千嘉雄	3.00	16. 1—16. 3
木村小治郎	3.00	16. 1—16. 3
木子 七郎	3.00	16. 1—16. 3
友淵 善信	3.00	16. 1—16. 3
根來 弘	4.00	16. 1—16. 3
政井 繁治	3.00	16. 1—16. 3
森定 幹夫	3.00	16. 1—16. 3
磯部 幸一	6.00	16. 1—16. 6
井原 國雄	3.00	16. 1—16. 3
今井理三郎	3.00	16. 1—16. 3
上谷 利夫	3.00	16. 1—16. 3
加納 眞一	3.00	16. 1—16. 3
栗栖 信一	3.00	16. 1—16. 3
桑本眞太郎	12.00	16. 1—16.12
高源 定一	6.00	16. 1—16. 6
手島 定雄	3.00	16. 1—16. 3
富永 龜雄	3.00	16. 1—16. 3
牧野 忠	3.00	16. 1—16. 3
松下 譽一	3.00	16. 1—16. 3
森山 要	3.00	16. 1—16. 3
森川 泰藏	3.00	16. 1—16. 3
若松初三郎	3.00	16. 1—16. 3
若松 甫	3.00	16. 1—16. 3
相 徳二郎	6.00	16. 1—16. 6
石原 靖介	3.00	16. 1—16. 3
飯干 君美	3.00	16. 1—16. 3
小林賢三郎	3.00	16. 1—16. 3
小須田雅之助	3.00	16. 1—16. 3
佐藤 正二	3.00	16. 1—16. 3
佐藤 靜也	3.00	16. 1—16. 3
澁川 英一	3.00	16. 1—16. 3
末廣 實藏	3.00	16. 1—16. 3
谷垣 宜二	3.00	16. 1—16. 3
高木 茂雄	3.00	16. 1—16. 3
田中 瑞徳	3.00	16. 1—16. 3
田中幸太郎	3.00	16. 1—16. 3
角尾 篤彦	3.00	16. 1—16. 3
津田 新吉	6.00	16. 1—16. 6

藤井 菊二	3.00	16. 1—16. 3
森村 正義	5.00	16. 4—16. 8
吉田 東	3.00	16. 1—16. 3
鶴飼 徹夫	3.00	16. 1—16. 3
小笠原祥光	3.00	16. 1—16. 3
岡 三郎	3.00	16. 1—16. 3
川村 淺一	3.00	16. 1—16. 3
木村梅次郎	12.00	16. 1—16.12
神保 勇三	3.00	16. 1—16. 3
白川 剛二	3.00	16. 1—16. 3
杉山 廣吉	3.00	16. 1—16. 3
土屋 惠是	3.00	16. 1—16. 3
寺門四志緒	3.00	16. 1—16. 3
友田榮太郎	3.00	16. 1—16. 3
箕浦朝太郎	3.00	16. 1—16. 3
村田 治郎	3.00	16. 1—16. 3
村野 威夫	3.00	16. 1—16. 3
山口 正城	3.00	16. 1—16. 3
柳澤 瞭	3.00	16. 1—16. 3
山本磯十郎	3.00	16. 1—16. 3
渡邊 武男	3.00	16. 1—16. 3
小堀 順朗	3.00	16. 1—16. 3
櫻井謙二郎	3.00	16. 1—16. 3
皆川 由之	3.00	16. 1—16. 3
小原 力	5.00	16. 1—16. 5
久保 清盛	3.00	16. 1—16. 3
小林 敏郎	3.00	16. 1—16. 3
阪井 米吉	3.00	16. 1—16. 3
菅 陸二	3.00	16. 1—16. 3
田中 太郎	3.00	16. 1—16. 3
西田 偉三	3.00	16. 1—16. 3
森元正一郎	3.00	16. 1—16. 3

地方會費

大串不二雄	4.00	15. 7—15.12
龜山 武雄	4.00	15. 7—15.12
眞田 益市	8.00	15. 1—15.12
鳥井 捨藏	4.00	15. 7—15.12
伊藤文四郎	12.00	15.12—17. 5
保木本信二	8.00	16. 1—16.12
吉見 英治	.67	15.12
谷口 正一	5.40	15. 5—15.12
大谷 勳	4.00	15. 7—15.12
和田 喜藏	8.00	16. 1—16.12
堤 奈良吉	10.00	15. 6—16. 8
野本 正己	4.00	15. 7—15.12
箕浦 實一	4.00	15. 7—15.12
水知 忠清	20.00	16. 1—16.12
朝日クラブ共		
吉原慎一郎	8.00	15. 7—16. 6
横山 新造	4.00	15. 1—15. 6
荒木 正利	4.00	16. 1—16. 6
船木 一郎	5.00	15. 7—15.12
久保 宗雄	8.00	16. 1—16.12
鈴木 廣好	4.00	16. 1—16. 6
平松龍太郎	2.67	15. 9—15.12

久保 正吉	4.00	16. 1—16. 6	吉田 忠	4.00	16. 1—16. 6	飯田繁二郎	4.00	16. 2—16. 7
目下 勝秀	4.00	15. 7—15. 12	芦田小二郎	4.00	16. 1—16. 6	大岩 貞雄	4.00	16. 1—16. 6
川村種三郎	2.00	15. 10—15. 12	伊東 忠太	4.00	16. 1—16. 6	小笹 徳藏	4.00	16. 1—16. 6
土居 清	2.67	15. 9—15. 12	岩田 勝己	4.00	16. 1—16. 6	糟谷 謙三	4.00	16. 1—16. 6
池口 凌	4.00	15. 7—15. 12	岸 好雄	4.00	16. 1—16. 6	梶吉 芳夫	4.00	16. 1—16. 6
池田 正二	2.00	15. 10—15. 12	城戸 久	4.00	16. 1—16. 6	木下 正午	3.33	16. 2—16. 6
井上 獎一	4.00	15. 7—15. 12	佐藤 四郎	8.00	16. 1—16. 12	黒木源次郎	4.00	16. 1—16. 6
中島猪之吉	4.00	16. 1—16. 6	垂水 馨	4.00	15. 7—15. 12	新名 種夫	4.00	16. 1—16. 6
日比 安平	4.00	15. 7—15. 12	武内 富雄	4.00	16. 1—16. 6	高橋 義隆	4.00	16. 1—16. 6
三木 作	3.00	15. 10—15. 12	高橋 誠義	4.00	16. 1—16. 6	玉木 久三	3.33	16. 2—16. 6
小山 秀吉	4.00	15. 7—15. 12	永田 信一	4.00	16. 1—16. 6	中村 謙治	4.00	16. 1—16. 6
西尾 寛治	4.00	15. 7—15. 12	日比 安平	4.00	16. 1—16. 6	中陣千代吉	4.00	16. 1—16. 6
加藤 誠二	8.00	15. 7—16. 6	八木 憲一	4.00	16. 1—16. 6	御澤 英三	4.00	16. 1—16. 6
小笹 徳藏	4.00	15. 7—15. 12	吉川 治男	4.00	16. 1—16. 6	安田 勇吉	4.00	16. 1—16. 6
竹内 六藏	4.00	15. 7—15. 12	青木 太一	4.00	16. 1—16. 6	和田 敏雄	4.00	16. 1—16. 6
奥迫 唯一	4.00	15. 7—15. 12	相澤喜久太郎	4.00	16. 1—16. 6	安崎三佐男	4.00	16. 1—16. 6
井上 新平	4.00	15. 7—15. 12	伊藤 清	4.00	16. 1—16. 6	石川 學	4.00	16. 1—16. 6
西村 銀三	.67	15. 12	浦邊鎮太郎	4.00	16. 1—16. 6	北岡 俊次	3.67	15. 7—15. 12
西村 秀雄	2.67	15. 9—15. 12	大倉 由平	4.00	16. 1—16. 6	杉本 美夫	3.00	16. 2—16. 4
中尾 越郎	4.00	15. 7—15. 12	織本道三郎	4.00	16. 1—16. 6	マ—ク共		
岡 大路	4.00	15. 7—15. 12	鈴木 甫	4.00	16. 1—16. 6	中川 重雄	4.00	16. 1—16. 6
湊 裕	4.00	15. 7—15. 12	島村佐次郎	4.00	16. 1—16. 6	西村 銀三	4.00	16. 1—16. 6
幸原 定夫	4.00	15. 7—15. 12	曾根田 彰	4.00	16. 1—16. 6	三好 傳二	1.00	16. 4
中西 一郎	4.00	15. 7—15. 12	細川 義夫	4.00	16. 1—16. 6	吉村 孝義	4.00	16. 1—16. 6
山縣覺太郎	433.	15. 7—15. 12	本多 二郎	4.00	16. 1—16. 6	大串不二雄	4.00	16. 1—16. 6
渡邊 金作	8.00	15. 1—15. 12	出口 武夫	4.00	16. 1—16. 6	大島屋哲三	4.00	16. 1—16. 6
中里 浩三	.33	15. 12	森山松之助	4.00	16. 1—16. 6	大石 忠夫	4.00	16. 1—16. 6
三好 貫一	.67	14. 12	森島 輝夫	4.00	16. 1—16. 6	甲木 秀治	4.00	16. 1—16. 6
荒木 正己	8.00	15. 1—15. 12	藪内 仁一	4.00	16. 1—16. 6	榮 信義	4.00	16. 1—16. 6
田中 彌	8.00	16. 1—16. 12	伊東 武夫	4.00	16. 1—16. 6	善住 勝進	1.33	16. 1—16. 2
萩 一郎	4.00	15. 7—15. 12	落合 勇一	4.00	16. 1—16. 6	多田政次郎	4.00	16. 1—16. 6
小川 定治郎	4.00	16. 1—16. 6	燕木 信祐	4.00	16. 1—16. 6	田中 稔朗	4.00	16. 1—16. 6
河合貞一郎	4.00	15. 7—15. 12	北川 武夫	4.00	16. 1—16. 6	仲 忠博	4.00	16. 1—16. 6
瀧石 一夫	5.33	15. 6—16. 1	橋高 壽	4.00	16. 1—16. 6	中村松一郎	4.00	16. 1—16. 6
堤 四郎	5.00	16. 6—17. 1	久田 良吉	4.00	16. 1—16. 6	藤重土希雄	1.33	16. 1—16. 2
幸村 庄作	9.00	16. 2—17. 1	小林 清造	4.00	16. 1—16. 6	前内 健次	4.00	16. 1—16. 6
マ—ク共			實崎 靖	4.00	16. 1—16. 6	三井 道男	4.00	16. 1—16. 6
有馬 正	4.00	15. 7—15. 12	菅澤 英夫	4.00	16. 1—16. 6	板野 敏男	4.00	16. 1—16. 6
久保田英雄	4.00	15. 7—15. 12	中村 傳治	4.00	16. 1—16. 6	鈴木 啓允	4.00	16. 1—16. 6
今津 忠幸	9.00	15. 5—16. 5	平野 彌助	4.00	16. 1—16. 6	高山 憲三	4.00	16. 1—16. 6
中村 政一	4.00	15. 7—15. 12	布施 潔	4.00	16. 1—16. 6	野村 伸	8.00	16. 1—16. 12
小川 政徳	12.00	15. 7—16. 12	藤井 定	4.00	16. 1—16. 6	張西 清吉	4.00	16. 1—16. 6
後藤和太郎	12.00	15. 7—16. 12	藤田 静雄	4.00	16. 1—16. 6	深澤 勝久	4.00	16. 1—16. 6
菅田登美雄	8.00	16. 1—16. 12	森本 順三	4.00	16. 1—16. 6	三宅 利雄	4.00	16. 1—16. 6
池田 梅親	4.00	16. 1—16. 6	吉村 幾藏	4.00	16. 1—16. 6	御澤 英三	4.00	16. 7—16. 12
多田覺太郎	4.00	16. 1—16. 6	今井 進	4.00	16. 1—16. 6	山手 研吾	4.00	16. 1—16. 6
清水 釘吉	8.00	16. 1—16. 12	大澤 一郎	4.00	16. 1—16. 6	榎 利夫	4.00	16. 1—16. 6
武富 英一	4.00	16. 1—16. 6	川村種三郎	4.00	16. 1—16. 6	岩橋 楠松	4.00	16. 1—16. 6
谷川 政夫	4.00	16. 1—16. 6	倉持 省三	4.00	16. 1—16. 6	宇野 貞三	4.00	16. 1—16. 6
早川 健次	4.00	16. 1—16. 6	澤島英太郎	4.00	16. 1—16. 6	木田 延衛	4.00	16. 1—16. 6
飯高 達夫	4.00	16. 1—16. 6	新野京次郎	4.00	16. 1—16. 6	佐藤 静夫	4.00	16. 1—16. 6
笠井駒之助	4.00	16. 1—16. 6	高橋喜平太	4.00	16. 1—16. 6	田中宇三郎	4.00	16. 1—16. 6
松月 義信	4.00	16. 1—16. 6	野口 正登	4.00	16. 1—16. 6	高橋梅太郎	4.00	16. 1—16. 6
福田慎一郎	8.00	15. 7—16. 6	山内 武雄	4.00	16. 1—16. 6	西村 秀雄	4.00	16. 1—16. 6
塩崎 鷹治	4.00	16. 1—16. 6	五十嵐芳雄	4.00	16. 1—16. 6	藤田 弘	6.00	16. 6—17. 2
内藤 多仲	4.00	16. 1—16. 6	飯野 藤吉	4.00	16. 1—16. 6	箕浦 實一	4.00	16. 1—16. 6

岩波 揚	4.00	16. 1—16. 6
熊田 忠次	4.00	16. 2—16. 7
谷村 定雄	4.00	16. 1—16. 6
徳永 庸	4.00	16. 1—16. 6
鳥井 捨藏	4.00	16. 1—16. 6
保田虎太郎	4.00	16. 1—16. 6
林 三郎	4.00	16. 1—16. 6
田邊 平學	4.00	16. 1—16. 6
高岡興三吉	4.00	16. 1—16. 6
松原勇太郎	4.00	16. 1—16. 6
南 信	4.00	16. 1—16. 6
元田 朝吉	4.00	16. 1—16. 6
山田 誠	4.00	16. 1—16. 6
吉見 英治	4.00	16. 1—16. 6

特別賛助費

森山 裕	2.00	16. 1—16. 2
橋本 捨男	2.00	16. 1
マーク共		
津田 常夫	1.00	15. 12
古田庄太郎	3.00	15. 12—16. 1
マーク共		
澤田 四郎	10.00	15. 4—16. 1
上野次郎男	6.00	15. 7—15. 12
八尾常次郎	3.00	16. 1—16. 3
清水大理石店	3.00	16. 1—16. 3
野間 房義	3.00	16. 1—16. 3
橋本 捨男	3.00	16. 2—16. 4
旗手 儀一	3.00	16. 1—16. 3
前崎 長造	3.00	16. 1—16. 3
山本 友松	3.00	16. 1—16. 3
森 久三郎	3.00	16. 1—16. 3
青木 康純	3.00	16. 1—16. 3
石崎 有基	6.00	16. 1—16. 6
窪島 宗治	3.00	16. 1—16. 3
西林 岩男	3.00	16. 1—16. 3
青盛 繁男	3.00	16. 1—16. 3
池田鐵五郎	6.00	16. 1—16. 6
鶴丸梅太郎	3.00	16. 1—16. 3
太田 次郎	3.00	16. 1—16. 3
河村 茂	3.00	16. 1—16. 3
津田 常夫	3.00	16. 1—16. 3
西杉 福松	3.00	16. 1—16. 3
前田仲右衛門	3.00	16. 1—16. 3
池本 圓市	3.00	16. 1—16. 3
横田 兵仙	3.00	16. 1—16. 3
永井 喜市	3.00	16. 1—16. 3
山本 潔	3.00	16. 1—16. 3
松井 喜一	12.00	16. 2—17. 1
西野 弘行	3.00	16. 1—16. 3
宇賀 龍雄	3.00	16. 1—16. 3
岡田 菅二	6.00	15. 10—16. 3
佐々木源之助	3.00	16. 1—16. 3
伊藤 義雄	3.00	16. 1—16. 3
島谷 政雄	3.00	16. 1—16. 3
森下 敏郎	6.00	15. 10—16. 3

細江 和足	3.00	16. 1—16. 3
兒玉 貞三	3.00	16. 1—16. 3
篠崎 兼二	12.00	16. 1—16. 12
河西 信雄	6.00	15. 10—16. 3
岩崎 博	24.00	16. 1—16. 12
朝日クラブ共		

普通賛助費

千坂榮三郎	7.00	15. 12—16. 11
マーク共		
井上 正行	4.00	15. 12—16. 5
マーク共		
中嶋 良輝	3.00	16. 1—16. 6
浦野紋次郎	3.00	15. 7—15. 12
貝元 勇	3.00	16. 1—16. 6
富坂 昇	3.00	15. 7—15. 12
今井 英雄	3.00	15. 7—15. 12
神田 龜司	1.50	15. 10—15. 12
立田 秀夫	3.00	15. 7—15. 12
中村 静雄	1.50	15. 10—15. 12
藪内 幸雄	1.50	15. 10—15. 12
田中 武	5.00	15. 4—16. 1
西澤 保一	7.00	16. 1—16. 12
マーク共		
新庄 富藏	6.50	15. 1—16. 1
伴 武夫	3.00	15. 7—15. 12
吉川 恵洋	1.50	15. 10—15. 12
浮邊 斌	3.00	15. 7—15. 12
伴仲 信次	3.00	15. 7—15. 12
堀家 瀧藏	3.00	15. 7—15. 12
田中新之助	3.00	15. 7—15. 12
東口 藤正	3.00	16. 1—16. 6
松本 平三	3.00	16. 1—16. 6
山田 茂男	6.00	16. 1—16. 12
松村 武雄	3.00	15. 7—15. 12
川谷 勇	3.00	16. 3—16. 8
小早川美武	3.00	16. 1—16. 6
角谷 一郎	3.00	16. 1—16. 6
高垣 優造	3.00	16. 1—16. 6
蛭川光太郎	3.00	16. 1—16. 6
松川 正男	3.00	16. 1—16. 6
村岡 健次	3.00	16. 1—16. 6
山本 皓造	3.00	16. 1—16. 6
山口吉郎兵衛	3.00	16. 1—16. 6
菅野 吉郎	3.00	16. 1—16. 6
竹尾 秋助	3.00	15. 7—15. 12
土村 壽吉	3.00	16. 1—16. 6
中川淺治郎	3.00	16. 1—16. 6
原田彦太郎	3.00	16. 1—16. 6
丸本 欣治	3.00	16. 1—16. 6
和田 政直	1.00	16. 1—16. 2
押川 忠夫	3.00	16. 1—16. 6
神田 龜司	3.00	16. 1—16. 6
金田卯左衛門	4.00	16. 3—16. 8
マーク共		
澤田 清一	3.00	16. 1—16. 6

堀 武雄	3.00	16. 1—16. 6
寺井 廣義	3.00	16. 1—16. 6
今津 三郎	3.00	16. 1—16. 6
島田 一	3.00	16. 1—16. 6
有隅千代松	3.00	16. 1—16. 6
國川 正	3.50	15. 12—16. 6
中園 誠一	3.00	16. 1—16. 6
今村 留一	3.00	16. 1—16. 6
中村 静雄	3.00	16. 1—16. 6
西野 春夫	3.00	16. 1—16. 6
村上 正直	3.00	16. 1—16. 6
茂木 良三	3.00	15. 7—15. 12
茂木清太郎	3.00	16. 1—16. 6
伊世 于	3.00	16. 1—16. 6
刈田源治郎	3.00	16. 1—16. 6
片伯部鷺男	3.00	15. 7—15. 12
右田 善二	3.00	16. 1—16. 6
福田 峯雄	3.00	15. 7—15. 12
森本 秀一	6.00	17. 6—18. 5
森下政太郎	3.00	16. 1—16. 6
白井 俊雄	3.00	16. 1—16. 6
服部 四郎	3.00	16. 1—16. 6
大西 榮文	3.00	16. 1—16. 6
鈴木秀次郎	3.00	16. 1—16. 6
脇田 繁雄	3.00	16. 1—16. 6
鍋野 松男	3.00	16. 1—16. 6
鮎川 衛之	3.00	16. 1—16. 6
甲斐 郁郎	3.00	16. 1—16. 6
山下 一夫	3.00	16. 1—16. 6
安田 眞伸	3.00	16. 1—16. 6
龜谷 開作	3.00	16. 1—16. 6
須賀豊治郎	3.00	16. 1—16. 6
長谷川吉成	3.00	16. 1—16. 6
井奥 進	3.00	16. 1—16. 6
山本 茂	3.00	16. 1—16. 6

建築と社會誌代

掃部 泰司	6.36	16. 1—16. 12
浦谷 治郎	3.18	16. 1—16. 6
中村 誠	3.18	15. 7—15. 12
大村 秀之	6.36	16. 1—16. 12
松下 滋	3.00	16. 1—16. 6
北村 兼作	3.18	16. 1—16. 6

締切 3月10日

從來入金の都度發行致して居りました會費その他上記の領收證は二月號以來本欄を以て發表致して居りますから御諒承願ひます

建築材料陳列場出品者

棚番號	材 料 種 別	出 品 者	棚番號	材 料 種 別	出 品 者
1	ブリズム、鑄造、彫刻 各種硝子	岩城硝子株式會社	34	コンクリート型枠離脱 劑	内外建材合資會社
2~3	ギルソイドルーフキン グ	大阪田島應用化工株式 會社	35	ドアハンガー	平松釣戸車製造所
4	エターナイト	木下謙三商店	36	OSC建築金物	大信洋行大阪支店
5	鋼製建具建築材料	三機工業株式會社	37	大理石及人造石	矢橋大理石商店
6	建築用衛生陶器、磁器 タイル	陶華商會	38		
7~8	六甲スレート日本石綿 盤六甲タイル	野澤幸三郎商店	39	建築用陶器及工藝品	泰山製陶所
9 (1)	防空塗料ベトナー	清光社防空部	40	米原式武者窓、換氣天 窓、防空換氣屋根	米原商店
9 (2)	八光クリート板、ピカベ ライト、ピカベ配電盤	八光建材工業所	41~42	ラス類一式	奥村重兵衛商店
10	ロールフラッグ、スト ップブリーク	ユニオントレーディング コンパニー	43	耐火塗料	東洋理化學工業所
11	チツソライト板	日本窒素肥料株式會社	44~45	建築用金屬材料ホワイ トブロンズ水道鋼管	住友金屬工業株式會社
12~13	色彩、彫刻硝子	大阪精工社	46	板硝子	日本板硝子株式會社
14	ファイバーコンヂット 及ファイバーダクト 他附屬品	株式會社影久商店	47	ケンテキス	淺野物産株式會社建材 部
15	衛生器具	大阪城口研究所	48	特許送風式井筒基礎工	株式會社公成社
16	電燈照明器具	林電器製作所	49		
17	衛生器具	西原衛生工業所	50~51	日昭ライト板、日昭化 粧板	日昭ライト工業株式會 社
18	耐火木材、耐火塗料	愛國化學工業株式會社	52	キング合成砥石、モザ イック	東寶産業株式會社
19~20	衛生陶器及附屬品	東洋陶器株式會社 大阪出張所	53	石綿スレート	淺野スレート株式會社
21	セメント混和材コーア イラト、セメント石灰 着色劑セイコーシキソ	清光社	54~55	オリエンタルメタル浪 板	オリエンタルメタル製 造所
22	内装用藥掛タイル	淡陶株式會社大阪支店	56	ベニヤ板見本ドアセ クション	内外木材工藝株式會社
23	モザイック・タイル	草葉陶磁器研究所	57	專賣特許特殊ゴム敷物	ライトラバー工業合資 會社
24	ブーバー竹筋	堀富商工株式會社	58	富士テックス、ライト テックス、スレート、 コーナービード	福島合名會社
25	日興スレート テックス	ミヤマ商會	59	防火塗料プロテックス ペルコ	大日本塗料株式會社
26~27	テラカッター衛生陶器	大阪陶業株式會社	60	屋根瓦各種	高松菊治郎商店
28	タイル、テラカッター、 煉瓦、合成砥石各種	大阪窯業株式會社	61	銅酸防水材料	田中昌司商店
29			62~63	塗料及顔料	日本ペイント株式會社
30	テラカッタータイル	伊奈製陶株式會社	64	纖維製絶縁板、エムテ ックス	日東物産株式會社
31					
32	硝子製品、旭ラツカー ドアチエック、フロ アーヒンヂ、スプリ ングヒンヂ	旭硝子株式會社			
33		日本ドアチエック製 作所			

棚番號	材 料 種 別	出 品 者	棚番號	材 料 種 別	出 品 者
65	パールワックス リノリウムワックス	金田化學研究所	92~93		
66	塗料及防腐劑	神東塗料株式會社	94~95		
67	防水劑ロータス	關城化學工業株式會社 大阪營業所	96		
68	硝子製品	株式會社島田硝子製造 所	97		
69			98	瀬戸焼瓦一式	瀬戸焼瓦關西出張所
70			99	日之出印アスファルト 加工品	日本建築紙工大阪支店
71	朝日鐵スレート、波形 スレート	朝日スレート株式會社	100	洋室家具裝飾	中原家具裝飾店
72	防空用旭暗幕	旭レール株式會社	101		
73			102		
74	エタニットパイプ	野田合名會社	103		
75	陶製階段用欄間、同床 下換氣窓	鍋要枝町工場	104		
76	左官壁材料一式	南育宏本店	105	波型石綿スレート、石 綿スレート、光り波型 ガラス	日本スレート株式會社
77	田中式防空暗幕、特許 モリノイト不燃板	有限會社田中商會	106	強性ライト	日本特殊瀝土株式會社
78	放熱器、放熱管、冷暖 房換氣設備用品	理化學興業株式會社	107	洋瓦各種	日本洋瓦株式會社
79			108	建築參考塗料見本	關西ペイント株式會社
80			A	リノリウム、リノダ イル、リノウオール	東洋リノリウム株式 會社
81			B ₁	防火浸塗劑セロン	伊藤元商店
82			B ₂	美 素	美素工業所
83			B ₃	電線管及附屬品	合資會社福島商店
84~85	ルーフィング スーパライト	佐久間工業株式會社	B ₄	リーダ液アートガン	リーダ建材工業株式會 社
86~87	ニツチクラス及硬化竹 筋	日本竹筋工業所	C ₁	造園設計圖	須藤造園研究所
88~89	町野式水道消防器具 福山式自動洗滌裝置	日本機械工業株式會社 大阪支店	C ₂ ~C ₃	ラスモザイク	日本陶織社
90	厚型スレート	厚型スレート株式會社	C ₄		
91			D ₁	やよひスレート	松井商店
			D ₂	コンヂツトチユーヴ	昭和コンヂツト株式會 社
			D ₃	寄木床張	二 葉 屋
			南窓ド		



編輯 後記

編輯 常務

大 下 順 三 郎 岡 田 孝 男
小 林 清 政 岡 基 次

★陽春4月號として、最近の住宅問題を主題にした本號を御手許にお送りする。近時、建築用諸物資の統制から一部の建築を除いてはまるで火の消えた様な沈滞ぶりを示してゐるが、獨り、庶民住宅のみはその數の絶對不足が時局下産業部門の原動力に直接影響する處が多く、その解決が焦眉の問題なる故に建築界の各方面を賑はしてゐる。

★先、厚生省の大村、陳早の兩技師から、夫々玉稿を得たことはその衝にあたつてをられる方々だけに、誠に示唆に富み我々に益する處多く貴重なるものである。それに次いで大下西山兩氏より有力なる佳篇、ならびに竹内氏から國民住居へ歸人としての希望など、數々を得たことは、厚く感謝する處である。同潤會、此花住宅の寫眞は同會若野氏の御配慮

に依つて撮影し得たもので、同氏の勢に對し厚く御禮申し上げる。尙この他一二の勞務者住宅の寫眞紹介を企圖してゐたが日時餘裕なく次回に廻さねばならなかつたのは誠に残念である。その代り田中建築事務所からはその近作Y邸の投稿があり、又中西建築事務所からは田中邸の掲載を賜つた。

★岡田孝男氏の「お茶室巡禮」はその秀れた寫眞と流麗なる解説が至極好評で、此を見るのが毎月の楽しみであるとの會員の聲もあり、正にヒット物と自負してゐるが當分連載を願ふ豫定である。

★卷頭會告の示す如く、前書記、石田雅美君の後任として、建築協會かつての名編輯者、小板常男君に當分の間手傳つて貰ふことになつた、今後の活躍を刮目して待たれよ。

建 築 と 社 會

第24輯 第4號

毎月1回1日發行 定價 1冊 50錢(郵税2錢)
12冊 6圓(≠24錢)
昭和16年3月25日印刷 昭和16年4月1日發行

發行・編輯 戸 川 弘
印刷 人

大阪市北區朝日ビル日本建築協會内

印刷所 プラトン印刷社
大阪市西區江戸堀南通2丁目13番地

發行所 駐 日本建築協會
大阪市北區中之島3ノ3 朝日ビル
電話長北濱(23)4501番(9)
振替口座大阪39975番

特約販賣店 柳々堂書店
大阪市西區京町堀羽子板橋西
電話土佐堀2440番
振替口座大阪2084番

禁 轉 載

本號に掲載せるものは、一切これを無断にて轉載し又は單行本に上梓その他の複製行為をなすことを禁ず。

廣 告 掲 載 料 金

グ ラ ビ ヤ (第1頁)	1頁	1回	55.00
グ ラ ビ ヤ (第2頁)	1頁	1回	45.00
後 附	1頁	1回	25.00
後 附	1/2頁	1回	15.00
記 事 中	1/4頁	1回	20.00
ア ー ト (中 挿)	1/2頁	1回	25.00
表 紙 2	1/4頁	1回	25.00
表 紙 3	1/4頁	1回	20.00
表 紙 4	1/4頁	1回	30.00

廣告掲載御申込は本會へ直接願ひます。
本誌購讀御注文はすべて前金で本會直接又は特約店へ、振替貯金又は爲替で御拂込を願ひます。郵券代用は一割増、代金引換はお断り致します。

●第二四集 第四号 掲載広告一覽（掲載順）

村田商会

大野製作所

大阪窯業セメント

美素工業所

寧樂屋家具裝飾店

日本陶織

協和製作所

南満鉦業建材

南満建材工業所

柳々堂書店

平松釣戸車製造所

関城化学工業

佐久間工業